

# ゆいゆい八重瀬しあわせプラン

第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画

平成30年度～平成35年度

（2018年～2023年）



平成30年3月



八重瀬町・八重瀬町社会福祉協議会



## はじめに



近年、地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、生活スタイルや価値観の多様化に伴い、地域コミュニティの希薄化、子育てや介護への不安、高齢者の孤立、障害者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化しています。

本町においても従来の福祉サービスだけでは、求められているニーズへの対応が難しい課題が増えております。そして地域で安心して暮らしていくため、住民同士の支え合い、助け合い等の主体的活動や行政、社会福祉協議会、事業所及び関係団体が協働することで地域の生活課題を解決する仕組みを創ることが期待されております。

そこで、これからの本町の福祉施策の方向性を示した「第2次八重瀬町地域福祉(活動)計画」を策定しました。

今後、この計画の基本理念「地域住民を主体として、結の心で支え合うふれあいのまちづくり」に基づき福祉のまちづくりを目指してまいりますので、町民の皆様には地域福祉の担い手の一人として御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にご尽力いただきました八重瀬町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、町民アンケートなどを通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

八重瀬町長 新垣安弘



## はじめに



八重瀬町社会福祉協議会では、八重瀬町と一体となって第1次地域福祉(活動)計画(平成25年度～平成29年度)を策定し「地域住民を主体として、結の心で支え合うふれあいのまちづくり」を基本理念とした活動を進めてきました。

近年、少子高齢の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容してきています。

また、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、引きこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は多様化、複雑化、深刻化しています。

このような状況を踏まえ、今日的な課題を受け止め解決に向けた取組みを図ることが必要との見解から、生活困窮者自立支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築のための介護保険法の改正、ニッポン一億総活躍プランによる地域共生社会の実現、生活基盤整備事業の実施など、誰もがその人らしく自立して生活できる地域づくりの実現に向けた取組みの方向性が示されています。

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて地域の課題に対して「我が事」として参画し人と人、人と資源が世代を超えて「丸ごと」繋がることで地域を共に創っていく社会を目指しています。

このことは、旧慣温存主義のなかで、貧困にあえぐ農民の現状を我が事として受け止め、人は皆平等という信念のもと沖縄県民の参政権獲得に尽力した本町出身の謝花昇の精神にも表れていると共に、仲本稔が作曲した汗水節の一節にも「御萬衆の為も我が為と思ゆて 百勇み勇で 尽しみしより」という助け合いの心を育むことの大切さも記されております。したがって、我が町には伝統的に結の心が受け継がれています。

そのような中、第2次地域福祉(活動)計画を八重瀬町と一体的に策定しました。

本計画の推進については、地域福祉に関する専門職として、地域住民からの相談を受け止め、その人らしく地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民をはじめ関係機関や社会資源と連携・協働して支援を推進してまいります。地域住民の皆様方には、本計画並びに今後展開される地域福祉活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました八重瀬町地域福祉(活動)計画策定委員会の委員の皆様をはじめご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人  
八重瀬町社会福祉協議会  
会長 金城 榮 幸

# 目次

---

## 第1章 地域福祉（活動）計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制	5

## 第2章 八重瀬町の現況

第1節 統計調査からみる八重瀬町の現況	7
第2節 八重瀬町の福祉の動向	13
第3節 八重瀬町の地域活動等の動向	19
第4節 八重瀬町社会福祉協議会の事業に関する現況	22
第5節 地域福祉（活動）計画策定に関する調査の実施概要	25
第6節 第1次計画における事業評価の概要	38
第7節 町民意識調査からみる八重瀬町の現況	43
調査結果のまとめ（考察）	67

## 第3章 基本構想

第1節 基本理念	76
第2節 計画を実現するための基本目標	76
第3節 施策の体系	78

## 第4章 各論（施策の推進方策）

※第4章について	79
----------	----

### 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

1-1 住民参加型事業の推進	80
1-2 地域交流とコミュニティ活動強化の推進	85
1-3 当事者組織化推進と活動の支援	88

## 2 結いの心で支え合う健康・福祉のまちづくり

- 2-1 結の心で支え合う活動の推進 . . . . . 89
- 2-2 福祉教育の推進 . . . . . 91
- 2-3 推進基盤の確立 . . . . . 93

## 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

- 3-1 相談支援の充実 . . . . . 95
- 3-2 情報伝達・共有の仕組みづくり . . . . . 96
- 3-3 権利擁護体制の推進 . . . . . 97

## 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

- 4-1 生活環境整備の推進 . . . . . 100
- 4-2 防犯・防災対策の充実 . . . . . 102

## 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

- 5-1 地域福祉推進のための人づくり . . . . . 105
- 5-2 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展 . . . . . 106

※計画の評価指標について . . . . . 110

# 第5章 地域福祉の推進体制について

- 第1節 計画における「地域」の範囲 . . . . . 112
- 第2節 推進基盤の整備 . . . . . 113
- 第3節 行政、社会福祉協議会の「役割」、町民及び関係機関等への「期待」 . 115

# 第6章 資料編

- 1. 八重瀬町地域福祉計画策定評価委員会設置要綱 . . . . . 119
- 2. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会名簿 . . . . . 121
- 3. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画検討部会名簿 . . . . . 122
- 4. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画作業部会名簿 . . . . . 123
- 5. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画策定の経過 . . . . . 124
- 6. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画について（諮問） . . . . . 126
- 7. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画について（答申） . . . . . 128

# 第1章

地域福祉（活動）計画策定にあたって

# 第1章 地域福祉（活動）計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行や一人暮らし高齢者世帯の増加、核家族化の急速な進展、地域の繋がりの希薄化などを背景に、地域の福祉ニーズが増加するとともに複雑・多様化しています。

沖縄県では、子どもの貧困や社会的孤立が社会的問題となっています。今後も増加が予想される様々な福祉課題に対応していくためには、行政や福祉関係者の支援だけでは限界があることから、住民をはじめ市・自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、企業、行政などがそれぞれの役割を担いながら協働し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要になります。

平成28年に設置された厚生労働省の地域力強化検討会では、「我が事・丸ごと」をキーワードに、これまでの「支え手側・受け手側」に別れるのではなく、地域全体で支え合いながら活躍できる地域コミュニティを育成し、「タテ割り」の福祉ではなく、あらゆる生活福祉の課題を丸ごと受け止める【地域共生社会】の実現を目指すこととしています。

地域福祉を進めるにあたっては、地域で暮らす全ての人が、人として尊厳を持って、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、その人らしく、安心のある生活が送れるように、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取り組みが強く求められます。

本町では、平成25年度を始期とする「八重瀬町地域福祉計画・八重瀬町地域福祉活動計画」（ゆいゆい八重瀬しあわせプラン）を社会福祉協議会と共に一体的に策定し、計画の整合性を図りながら地域福祉の推進に取り組んできました。この度、前計画に基づく地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、町民ニーズなどの変化を踏まえつつ、平成30年度以降の地域福祉推進の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして、「第1次八重瀬町地域福祉（活動）計画」を見直し、「第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画」を策定することとしました。

### 【参考】社会福祉法より抜粋 （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。





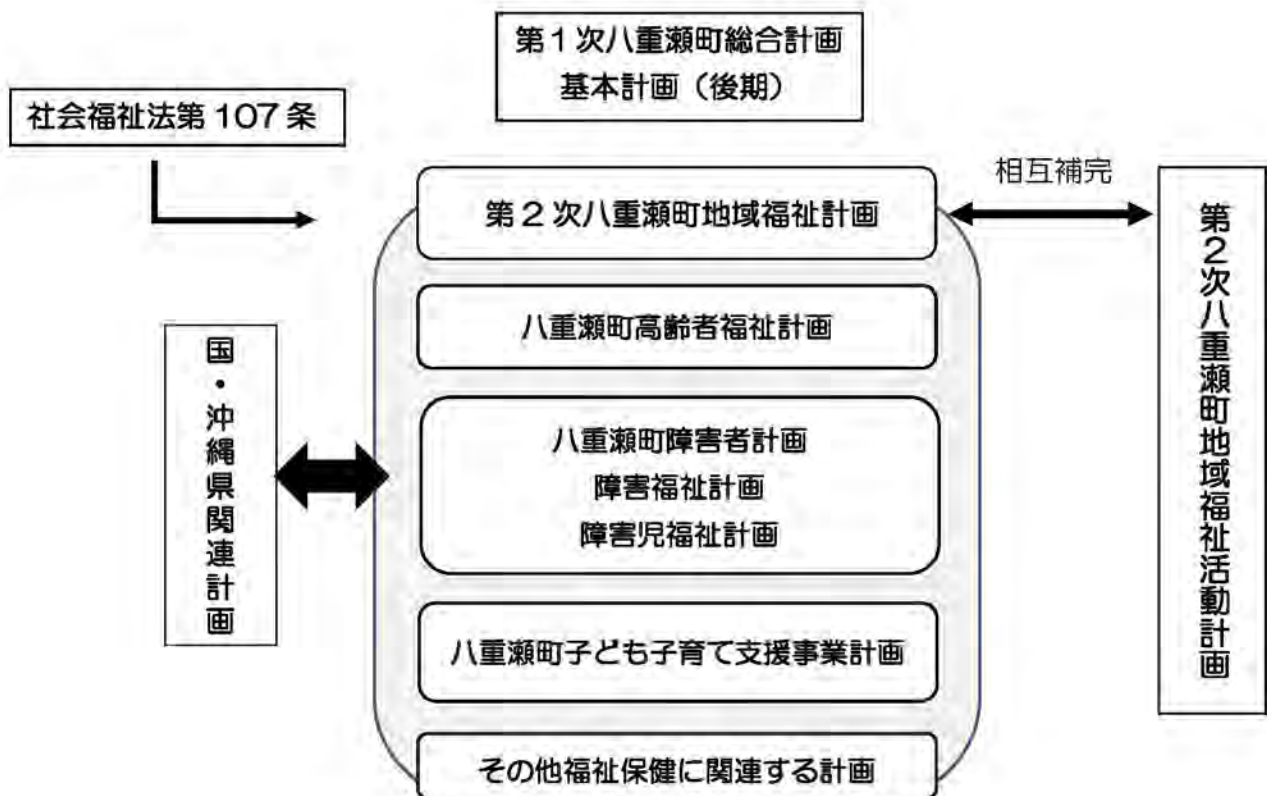
## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 地域福祉（活動）計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定める計画であることを踏まえ、本町の最上位計画である「第1次八重瀬町総合計画（後期基本計画）」との連携を図ります。

また、既存の関連福祉計画に掲げられたテーマを包含し、体系的に推進施策の方向性を示すと共に、多様な地域福祉の課題を解決していくための主体的な活動のあり方を示していくものとします。

### 八重瀬町地域福祉（活動）計画と既存関連計画との関係



#### 【参考】社会福祉法より抜粋 （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

本町では、地域福祉の方向性について総合的かつ体系的に示す性格を持つ地域福祉計画と、地域福祉を担う社会福祉協議会の具体的な活動方針等を定める性格を持つ地域福祉活動計画が相互に連携し、整合性を保つ必要があることを踏まえ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

### (1) 地域福祉計画（八重瀬町役場）

地域福祉計画は、住民参加を得ながら、何らかの支援を必要とする住民等を含め地域の問題点や課題などの状況を把握し、住民の主体的な福祉活動や福祉関係団体等とのネットワークの構築などによって、必要なサービスの提供や支援体制のあり方等を示す行政計画です。

### (2) 地域福祉活動計画（八重瀬町社会福祉協議会）

地域福祉活動計画は、地域福祉計画が示す個別施策の基本指針に基づき、住民主体の福祉活動や福祉関係団体等の具体的な活動内容及び支援施策のあり方を示すものとして、福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する計画です。

### (3) 他の保健福祉計画との関連性

本計画は、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられており、保健福祉に関わる各計画との整合性の確保を図っていきます。

## 3. 地域福祉計画に盛り込むべき事項

### 平成19年8月『厚生労働省通知』（要援護者の支援方策）

#### 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項

### 平成26年3月『厚生労働省通知』（生活困窮者自立支援方策）

#### 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
  - 1) 生活困窮者自立支援法に基づく支援
  - 2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
4. その他の留意事項



### 第3節 計画の期間

第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画の期間は平成30年度（2018年）を初年度とし、目標年度を平成35年度（2023年）とする6ヵ年計画とします。ただし、取巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、地域福祉をより具体的に推進していくため、進捗管理・評価を行い、地域の実情に応じた計画の見直しが必要であることを踏まえ、平成34年度（2022年）以降において次期計画の策定を行います。

平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	平成34年度 (2022年)	平成35年度 (2023年)
第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画（6年間）					
				見直し期間	



策定委員会の様子



作業部会の様子



検討部会の様子



社協職員調整会議の様子

## 第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、以下の組織体制により計画内容の検討及び審議を行うと共に、住民参画を前提とした計画づくりを行うための取組みを実施しました。

### 1. 地域福祉（活動）計画策定委員会

本計画は、町内の福祉関係者をはじめ、住民代表及び学識経験者、沖縄県社会福祉協議会職員等で構成された「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会」により協議、検討を行い策定しました。

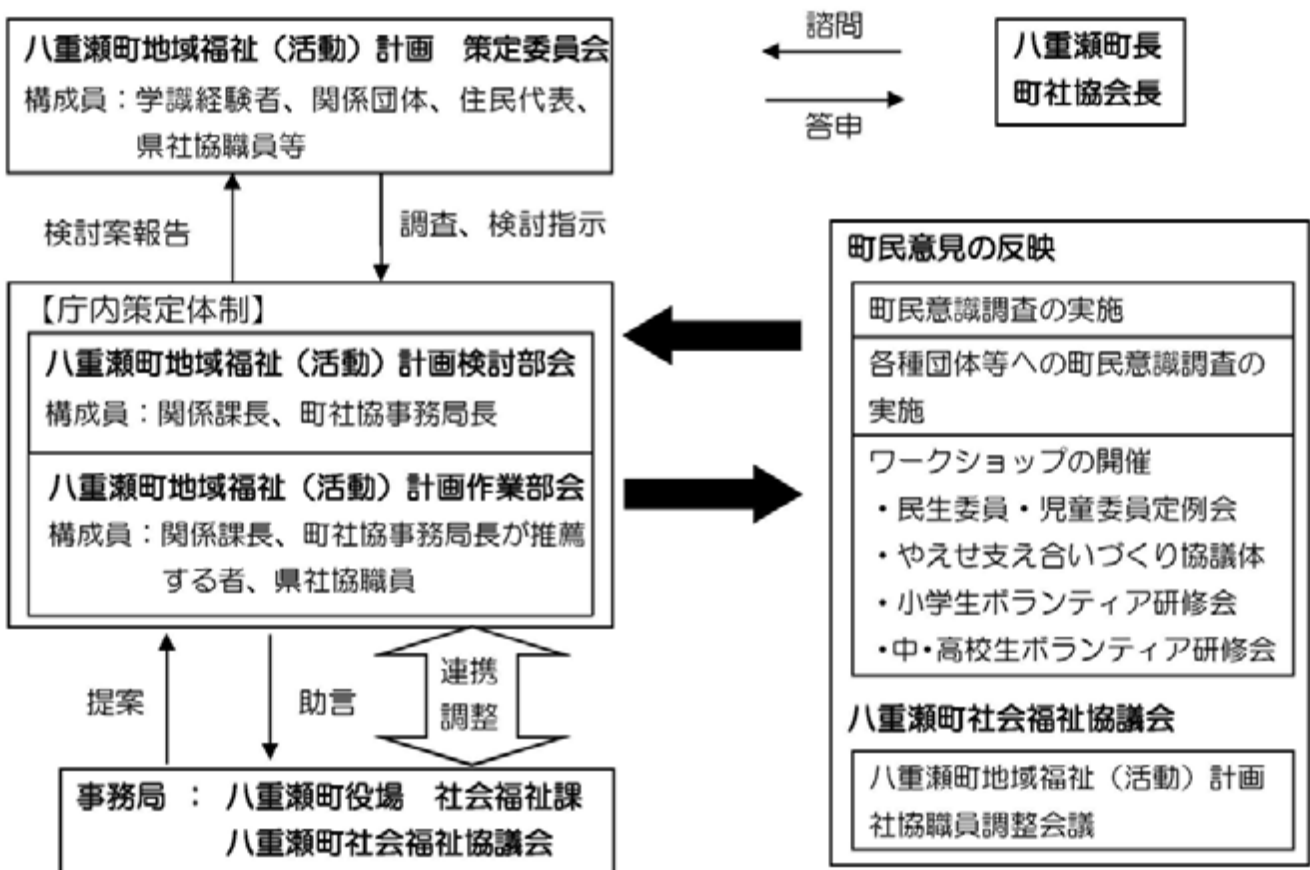
### 2. 八重瀬町地域福祉（活動）計画検討部会・作業部会

策定委員会の作業を円滑にするため地域福祉（活動）計画策定検討部会、作業部会を設置しました。検討部会は、関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成されています。作業部会は、関係課長、社会福祉協議会事務局長が推薦する者のほか、沖縄県社会福祉協議会職員で構成され、計画策定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

### 3. 八重瀬町地域福祉（活動）計画社協職員調整会議

地域福祉（活動）計画の策定にあたり、策定担当者を中心に社会福祉協議会事務局長、コミュニティソーシャルワーカー、他全職員で町社協の施策・取組みについて検討や調整を行いました。

#### 計画の策定体制



#### 4. 地域の現状や課題の把握方法

##### (1) 町民意識調査の実施

町民の皆様にご地域福祉に対する意識や考え方を把握するため、町民意識調査を実施しました。

調査期間	平成 29 年 9 月 22 日 ~ 平成 29 年 10 月 7 日
調査対象	町内に在住する 18 歳以上の男女 1,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵送により調査票を配付し、民生委員・児童委員による回収
調査内容	I. 基本属性 II. 住み良さ・環境 III. 親族・友人・近隣等との関わり IV. 地域活動 V. ボランティア活動 VI. 日常生活における不安 VII. 社会福祉の施策 VIII. 防災 IX. その他
回収結果	配付数 1,000 件に対し、回収数は 671 件、回収率 67.1%

##### (2) 地域福祉（活動）計画ワークショップの実施

地域の生活課題の把握及びその解決策などについて、地域住民の方々から意見をいただきました。

研修名等	会場	開催日	参加者数
小学生ボランティア研修会	町社会福祉会館	平成 29 年 8 月 3 日	33 名
中・高校生ボランティア研修会	町社会福祉会館	平成 29 年 8 月 16 日	31 名
民生委員・児童委員定例会	町社会福祉会館	平成 29 年 12 月 6 日	47 名

##### (3) 「やえせ支え合いづくり協議体」にてワークショップの実施

生活支援体制整備事業の「やえせ支え合いづくり協議体」にて、地域住民、町内福祉事業所、配達事業所等の方々を対象にワークショップを実施しました。

回数	開催日	ワークショップ内容
第 2 回	平成 29 年 7 月 28 日	やえせの宝物探し
第 3 回	平成 29 年 9 月 29 日	移動・外出支援について ①困っていること②現状どうしている③あったらいいな
第 4 回	平成 29 年 11 月 24 日	外出をしなくなった、できなくなった人に対して私たちが ができること
第 5 回	平成 30 年 1 月 26 日	地域の集いの場について

##### (4) 町内社会福祉法人への地域貢献活動に関する調査の実施

町内の社会福祉法人施設（保育園・障害者施設・高齢者施設）を対象に「地域貢献活動」に対する取組みを把握するため、アンケート調査を実施しました。

##### (5) パブリックコメントの実施

町の地域福祉（活動）計画（案）を策定し、町のホームページと町社協のホームページを通じて、広く町民に公表し、町民の誰もが意見を述べ、その意見に対する町の考え方を公表し、議論を深め政策等に反映させていきます。町民の参加を促進すると共に策定段階の透明性の向上を図ります。



## 第2章

### 八重瀬町の現況

## 第2章 八重瀬町の現況

### 第1節 統計調査からみる八重瀬町の現況

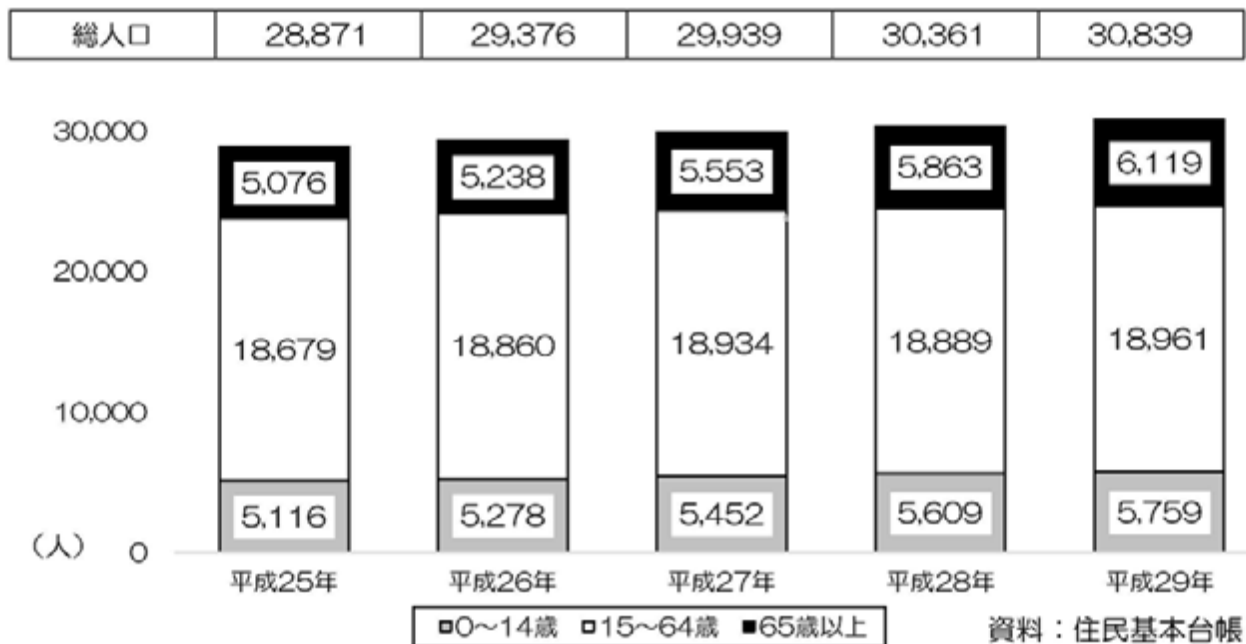
#### 1. 人口

##### ①年齢区分別人口の推移

平成29年10月1日現在、八重瀬町の総人口は 30,839 人となっており年々増加しています。増加傾向は今後も続く見込みです。

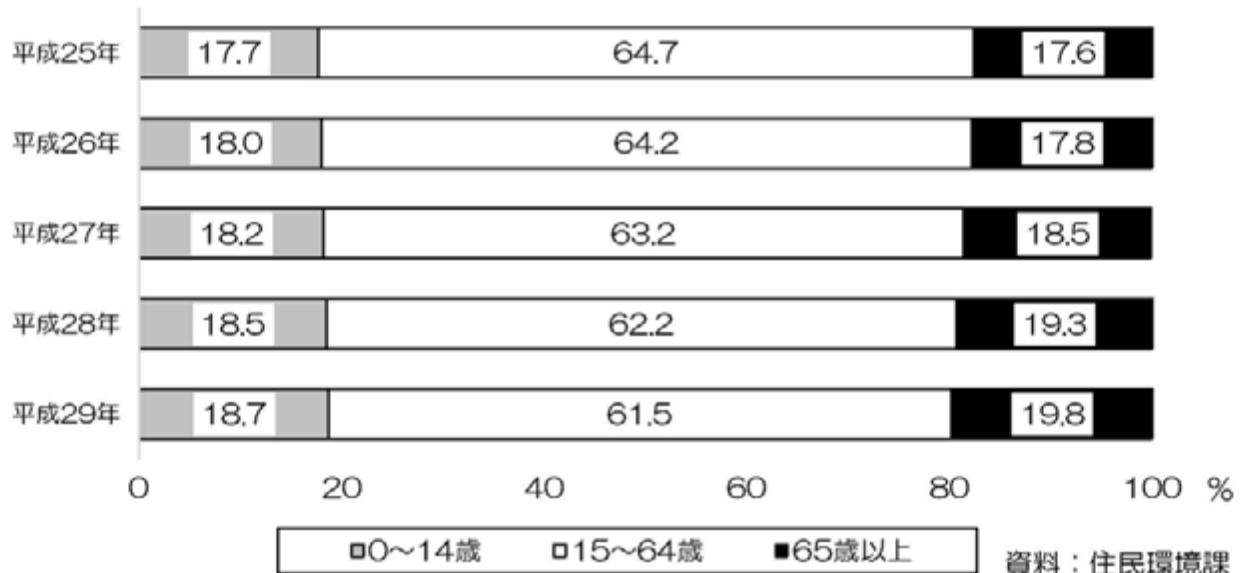
また、人口が年々増加するに伴い65歳以上の高齢人口も増加しており、平成29年10月1日現在では、6,119 人となっています。

図1 年齢区分別の人口の推移



##### ②年齢区分別人口割合の推移

図2 年齢区分別人口割合の推移



### ③各地区の人口

平成29年10月1日現在、各地区の人口は表1のとおりです。

人口規模が最も大きいのは字東風平で5,685人となっています。一方、人口規模が最も小さい字は与座で131人であり、字東風平との差は5,500人弱となっています。

表1 各地区の人口

No.	行政区名	区分	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数
1	東風平	人口	1,259	3,579	847	5,685
		地区内割合(%)	22.1	63.0	14.9	100.0
2	伊鶴	人口	823	1,772	271	2,866
		地区内割合(%)	28.7	61.8	9.5	100.0
3	上田原	人口	109	278	72	459
		地区内割合(%)	23.7	60.6	15.7	100.0
4	屋宮原	人口	585	1,127	170	1,882
		地区内割合(%)	31.1	59.9	9.0	100.0
5	富盛	人口	284	1,042	377	1,703
		地区内割合(%)	16.7	61.2	22.1	100.0
6	世名城	人口	160	649	297	1,106
		地区内割合(%)	14.5	58.7	26.9	100.0
7	高良	人口	34	171	69	274
		地区内割合(%)	12.4	62.4	25.2	100.0
8	志多伯	人口	155	567	244	966
		地区内割合(%)	16.0	58.7	25.3	100.0
9	当銘	人口	94	344	216	654
		地区内割合(%)	14.4	52.6	33.0	100.0
10	小城	人口	99	379	182	660
		地区内割合(%)	15.0	57.4	27.6	100.0
11	宣次	人口	161	619	220	1,000
		地区内割合(%)	16.1	61.9	22.0	100.0
12	外間	人口	62	223	106	391
		地区内割合(%)	15.9	57.0	27.1	100.0
13	反奇	人口	195	847	280	1,322
		地区内割合(%)	14.8	64.1	21.2	100.0
14	第一団地	人口	40	131	92	263
		地区内割合(%)	15.2	49.8	35.0	100.0
15	白川 ハイツ	人口	57	197	135	389
		地区内割合(%)	14.7	50.6	34.7	100.0
16	大倉 ハイツ	人口	33	148	98	279
		地区内割合(%)	11.8	53.0	35.1	100.0
17	屋宮原 団地	人口	63	329	158	550
		地区内割合(%)	11.5	59.8	28.7	100.0
18	外間 団地	人口	32	213	23	268
		地区内割合(%)	11.9	79.5	8.6	100.0
19	反奇 東ハイツ	人口	41	336	93	470
		地区内割合(%)	8.7	71.5	19.8	100.0
20	外間 高層住宅	人口	42	290	46	378
		地区内割合(%)	11.1	76.7	12.2	100.0
21	県営 屋宮原団地	人口	78	133	10	221
		地区内割合(%)	35.3	60.2	4.5	100.0

No.	行政区名	区分	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数
22	県志原	人口	279	1,134	407	1,820
		地区内割合(%)	15.3	62.3	22.4	100.0
23	新城	人口	215	846	272	1,333
		地区内割合(%)	16.1	63.5	20.4	100.0
24	後原	人口	205	837	251	1,293
		地区内割合(%)	15.9	64.7	19.4	100.0
25	大塚	人口	48	181	75	304
		地区内割合(%)	15.8	59.5	24.7	100.0
26	坂名城	人口	131	439	157	727
		地区内割合(%)	18.0	60.4	21.6	100.0
27	安里	人口	110	565	307	982
		地区内割合(%)	11.2	57.5	31.3	100.0
28	与座	人口	13	73	45	131
		地区内割合(%)	9.9	55.7	34.4	100.0
29	仲座	人口	29	258	144	431
		地区内割合(%)	6.7	59.9	33.4	100.0
30	港川	人口	106	473	217	796
		地区内割合(%)	13.3	59.4	27.3	100.0
31	長毛	人口	148	501	197	846
		地区内割合(%)	17.5	59.2	23.3	100.0
32	県営 大塚団地	人口	40	134	15	189
		地区内割合(%)	21.2	70.9	7.9	100.0
33	県営 長毛団地	人口	29	146	26	201
		地区内割合(%)	14.4	72.6	12.9	100.0

八重瀬町全体	人口	5,759	18,961	6,119	30,839
	地区内割合(%)	18.7	61.5	19.8	100.0

資料：住民環境課

## 2. 人口動態

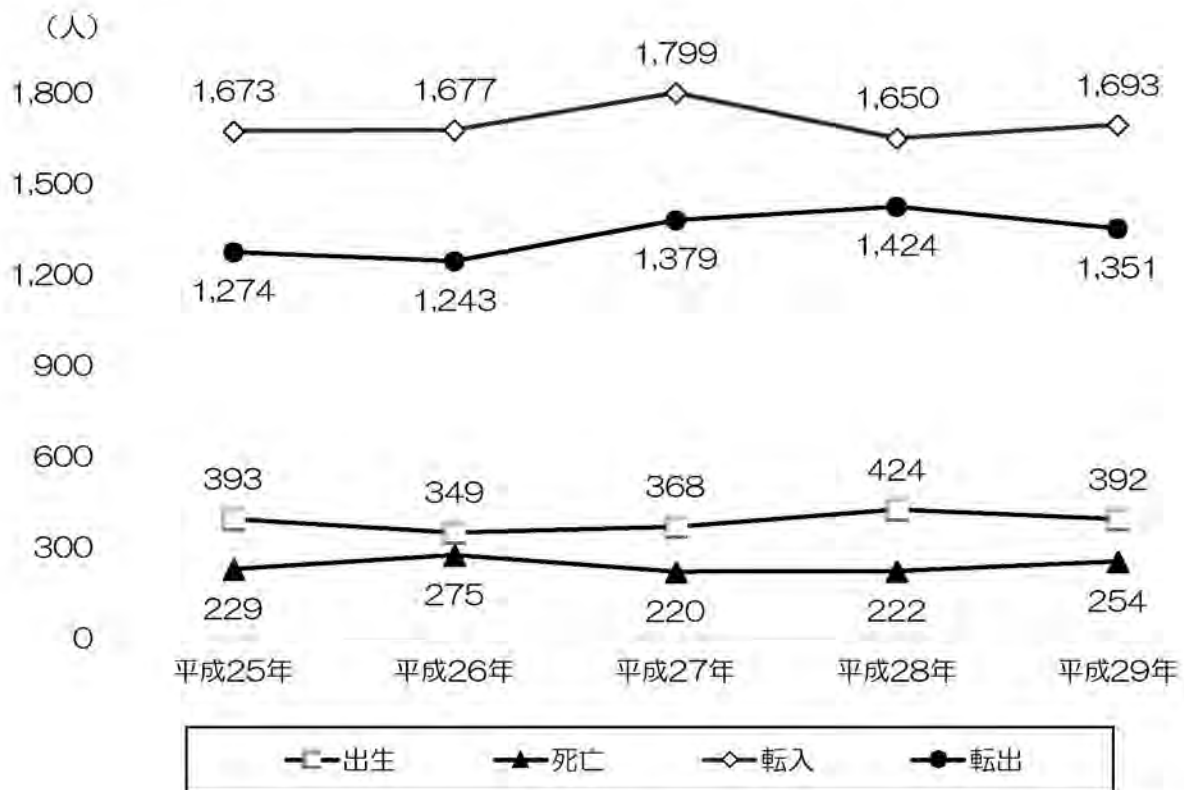
人口動向を社会及び自然動態で見ると、社会動態は毎年転入、転出を合わせて平均3,000人の動きがあり平成25年以降は転入超過による社会増となっています。

自然動態は、毎年平均380人ほどの安定した出生数に支えられた自然増となっており、社会及び自然動態の増加が総人口の増加要因となっています。

表2 人口動態

年月日	現在の人口	自然動態			社会動態			その他理由増減	人口増減	人口増加率	前年人口
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減				
H25.10.1	28,871	393	229	164	1,673	1,274	399	-10	553	102.0	28,318
H26.10.1	29,376	349	275	74	1,677	1,243	434	-3	505	101.7	28,871
H27.10.1	29,939	368	220	148	1,799	1,379	420	-5	563	101.9	29,376
H28.10.1	30,361	424	222	202	1,650	1,424	226	-6	422	101.4	29,939
H29.10.1	30,839	392	254	138	1,693	1,351	342	-2	478	101.6	30,361

図3 人口動態の推移



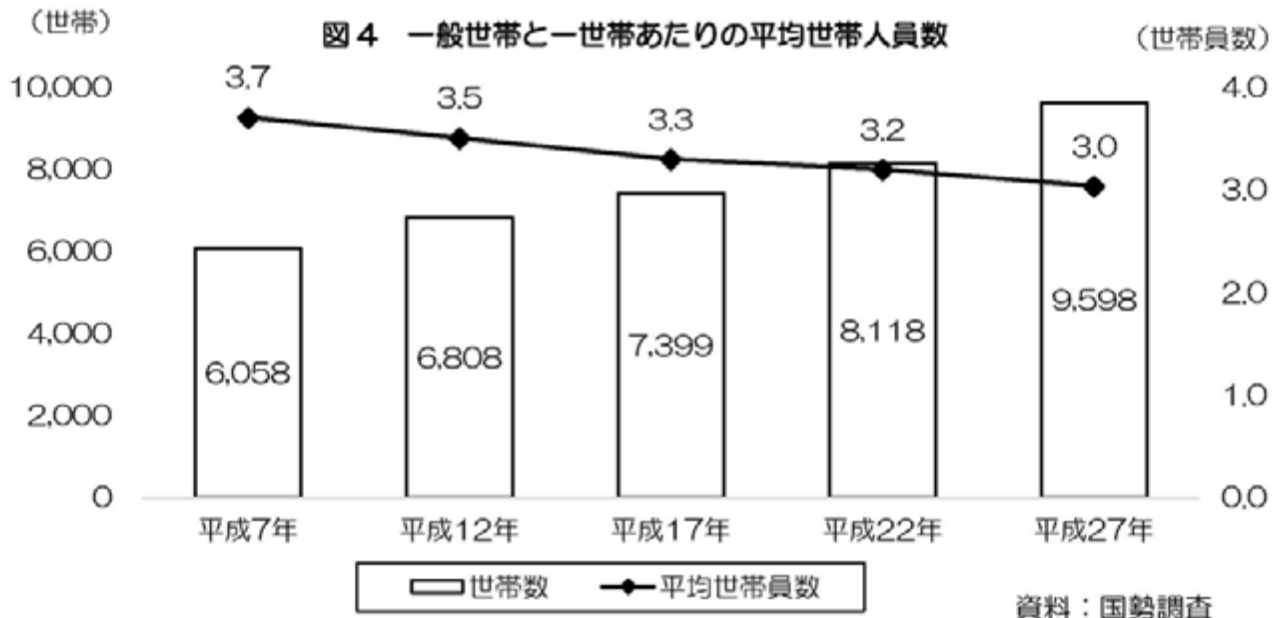
資料：住民基本台帳



### 3. 世帯の動向

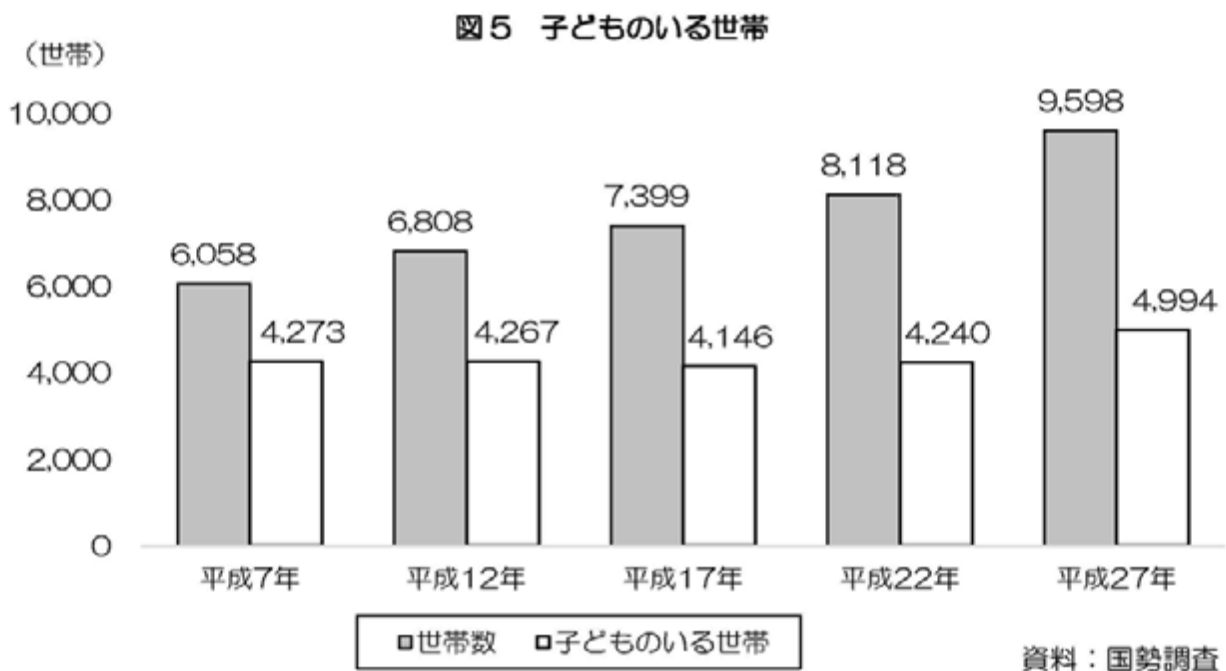
#### ①一般世帯と一世帯あたりの平均世帯人員

一般世帯数は年々増加しており、平成27年では 9,598 世帯となっています。しかし、1 世帯あたりの平均世帯人員は減少し続け核家族化が進行しており、今後も同様の傾向が予測されます。



#### ② 子どものいる世帯

18歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年には 4,994 世帯となり、「世帯数」「子どものいる世帯」共に大幅に増加しています。



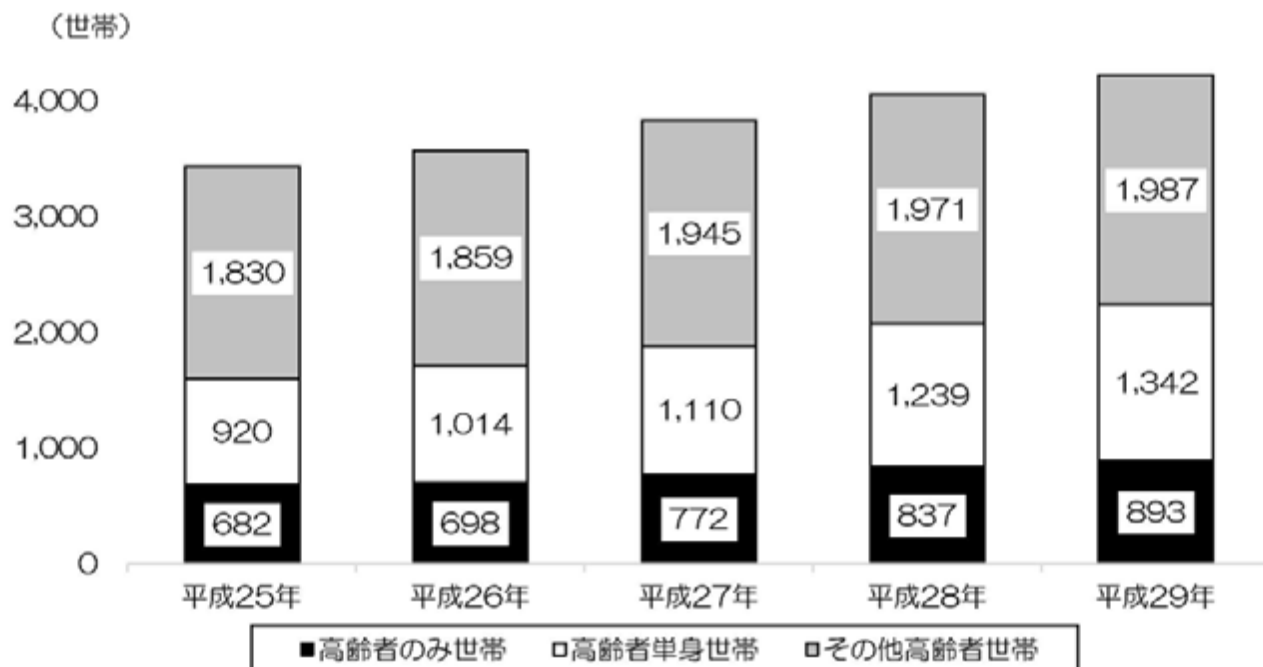


### ③高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成29年では4,222世帯となっています。

平成25年以降、「高齢者のみ世帯」「高齢者単身世帯」「その他高齢者世帯」の全ての世帯において増加しています。

図6 高齢者のいる世帯



資料：社会福祉課

65歳以上の高齢者がいる世帯	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	3,432	3,571	3,827	4,047	4,222



#### 4. 就業の動向

##### ①労働力状態別人口

労働力状態人口の推移をみると、平成27年の「労働力総数」は13,418人と年々増加しています。また、「就業者数」も増加傾向にあり平成27年の「完全失業率」は7.3%となり、平成22年より4.4%改善しています。

表3 労働力状態別人口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳以上総人数	17,647	19,453	20,373	21,951	23,622
労働力総人数	10,948	11,689	12,622	13,015	13,418
就業者数	10,068	10,751	11,477	11,488	12,432
完全失業者数	880	938	1,145	1,527	986
完全失業率(%)	8.0	8.0	9.1	11.7	7.3
非労働力(人)	6,682	7,738	7,699	8,417	10,204

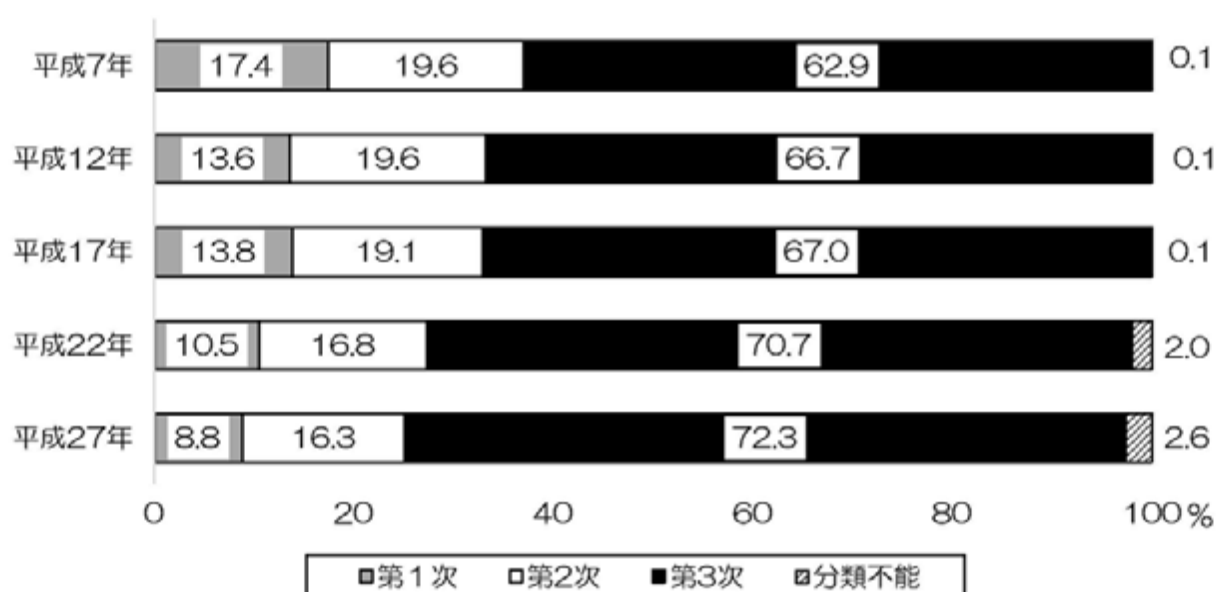
資料：国勢調査

##### ②産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第1次産業」と「第2次産業」は減少し、「第3次産業」は増加しています。

産業別の就業率は第3次産業のみ上昇しており、平成27年では72.3%と7割程度を占めています。

図7 産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

## 第2節 八重瀬町の福祉の動向

### 1. 社会福祉施設等の設置状況

町内の社会福祉施設等の設置状況は、表4のとおりです。(平成29年4月1日現在)

表4 町内社会福祉施設等の設置状況

対象	施設名称等	設置数
高齢者福祉関係	特別養護老人ホーム	2ヶ所
	通所介護事業所(老人デイサービスセンター)	15ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所
	指定事業所(短期入所)	2ヶ所
障害者福祉関係	地域活動支援センター	1ヶ所
	高等支援学校	2ヶ所
児童福祉関係	子育て支援センター	1ヶ所
	児童館	3ヶ所
	学童	8ヶ所
	保育園(分園含む)	20ヶ所
	幼稚園	4ヶ所
	小学校	4ヶ所
	中学校	2ヶ所
	高等学校	3ヶ所
その他	保健センター	1ヶ所
	福祉センター(公民館を兼ねる)	5ヶ所

資料：社会福祉課



## 2. 保育園の在園児数

平成29年10月1日現在、町内には20か所の法人保育園（分園含む）があり、在園児数は1,640人となっています。

地区別の設置状況をみると、東風平地区に16か所、具志頭地区に4か所設置されています。

表5 保育園の在園児数

単位：人

保育園名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
みどりが丘保育園（本園）	120	12	17	18	34	35	24	140
みどりが丘保育園（分園）	45	9	11	18	0	0	0	38
シーサー保育園（本園）	110	13	31	31	34	0	0	109
シーサー保育園（分園）	50	0	0	0	0	29	18	47
ときわ東保育園（本園）	90	6	6	12	20	26	15	85
ときわ東保育園（分園）	45	0	12	6	0	0	0	18
中央保育園（本園）	90	18	24	25	30	0	0	97
中央保育園（分園）	40	0	0	0	0	23	18	41
結い保育園（本園）	100	0	12	24	31	29	12	108
結い保育園（分園）	30	18	18	0	0	0	0	36
のびる保育園	115	17	25	24	26	23	17	132
清ら風保育園	100	9	16	18	20	20	12	95
やえせ北保育園	100	15	18	19	28	21	17	118
八重瀬わかたけ保育園	100	13	18	19	19	17	18	104
こちの詩保育園	95	12	24	18	24	20	15	113
きらら保育園	30	0	4	3	0	0	0	7
具志頭保育園	105	9	21	19	21	18	16	104
第2ぐしかみ保育園	90	9	17	15	17	16	18	92
港川保育園	80	12	17	15	18	23	10	95
あらしろ保育園	60	8	9	19	15	10	0	61
小計	1,595	180	300	303	337	310	210	1,640

資料：児童家庭課

### 3. 小学校の在校生数

平成29年4月1日現在、小学校の配置状況は、東風平地区に2校、具志頭地区に2校と町内に4校配置されており、在校生数は、2,190人となっています。新城小学校の在校生数は、200人を下回り非常に少なくなっています。

表6 小学校の在校生数

単位：人

小学校名	1学年			2学年			3学年			4学年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東風平小学校	85	85	170	89	101	190	105	88	193	78	82	160
白川小学校	51	57	108	60	66	126	58	48	106	39	47	86
具志頭小学校	48	33	81	32	41	73	36	25	61	24	32	56
新城小学校	26	27	53	9	10	19	16	19	35	11	10	21
小学校在校生(計)	210	202	412	190	218	408	215	180	395	152	171	323
小学校名	5学年			6学年			合計			備 考		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
東風平小学校	85	84	169	80	71	151	522	511	1,033	通(32)、特(3)		
白川小学校	46	45	91	38	42	80	292	305	597	通(20)、特(3)		
具志頭小学校	32	21	53	31	32	63	203	184	387	通(13)、特(3)		
新城小学校	11	11	22	8	15	23	81	92	173	通(8)、特(2)		
小学校在校生(計)	174	161	335	157	160	317	1,098	1,092	2,190	通(73)、特(11)		

※学級数の通＝通常学級、特＝特別支援学級

資料：学校教育課

### 4. 中学校の在校生数

平成29年4月1日現在、中学校の配置状況は、東風平地区に1校、具志頭地区に1校と町内に2校となっています。

在校生数は、東風平中学校は各学年とも約240人を超え、具志頭中学校は各学年とも100人を下回っています。

表7 中学校の在校生数

単位：人

中学校名	1学年			2学年			3学年			合計			備 考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
東風平中学校	140	105	245	118	124	242	150	112	262	408	341	749	通(20)、特(3)
具志頭中学校	40	33	73	43	48	91	39	27	66	122	108	230	通(7)、特(2)
中学校在校生(計)	180	138	318	161	172	333	189	139	328	530	449	979	通(27)、特(5)

資料：学校教育課





## 5. 支援を必要とする人の動向

### (1) 要支援、要介護認定者数

平成29年10月1日現在、要支援、要介護認定者数は1,160人、認定率が19.3%となっています。経年的な推移をみると要支援、要介護認定者数が増加傾向にあります。

表8 要支援、要介護認定者数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者数	5,005	5,175	5,457	5,743	5,996
認定者数(人)	1,011	1,024	1,061	1,103	1,160
要介護認定率(%)	20.2	19.8	19.4	19.2	19.3

資料：県介護保険広域連合

平成29年の認定者を要支援、要介護度別にみると、要介護1が200人で最も多くなっており、次いで要介護4が198人、要介護2が197人、要介護3が178人と続いています。

表9 要介護認定者数の推計

単位：人・%

介護度	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援1	75	7.4	46	4.5	64	6.0	81	7.3	77	6.6
要支援2	131	13.0	144	14.1	141	13.3	154	14.0	171	14.7
要介護1	133	13.2	134	13.1	158	14.9	153	13.9	200	17.2
要介護2	163	16.1	175	17.1	179	16.9	188	17.0	197	17.0
要介護3	160	15.8	164	16.0	166	15.6	174	15.8	178	15.3
要介護4	205	20.3	208	20.3	206	19.4	195	17.7	198	17.1
要介護5	144	14.2	153	14.9	147	13.9	158	14.3	139	12.0
合計	1,011	100.0	1,024	100.0	1,061	100.0	1,103	100.0	1,160	100.0

資料：県介護保険広域連合



(2) 障害者（児）

平成29年10月1日現在、身体障害者（児）は1,177人、知的障害者（児）は320人、精神障害者は231人です（いずれの障害者（児）とも手帳所持者）。

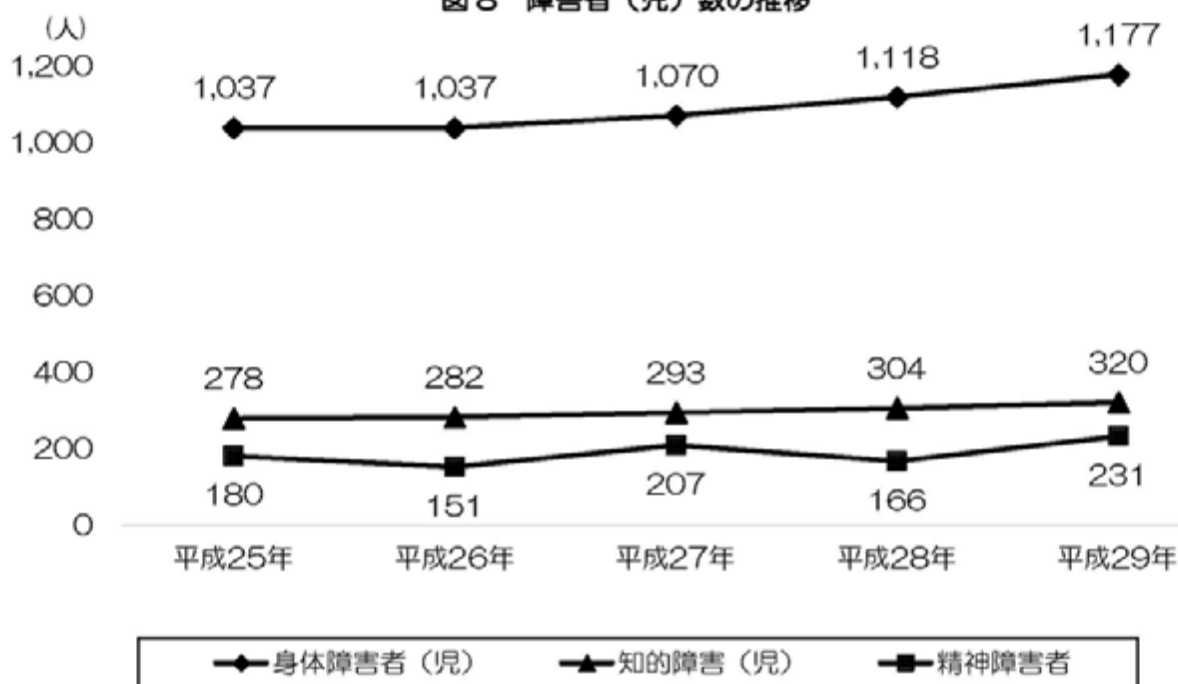
表 10 障害児・者数の推計

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
障害者（児）	1,495	1,470	1,570	1,588	1,728
障害者（18歳以上）	1,396	1,368	1,467	1,485	1,619
身体障害者	1,000	999	1,038	1,082	1,146
知的障害者	217	218	224	237	246
精神障害者	179	151	205	166	227
障害児（18歳未満）	99	102	103	103	109
身体障害児	37	38	32	36	31
知的障害児	61	64	69	67	74
精神障害者	1	0	2	0	4

資料：社会福祉課

図 8 障害者（児）数の推移

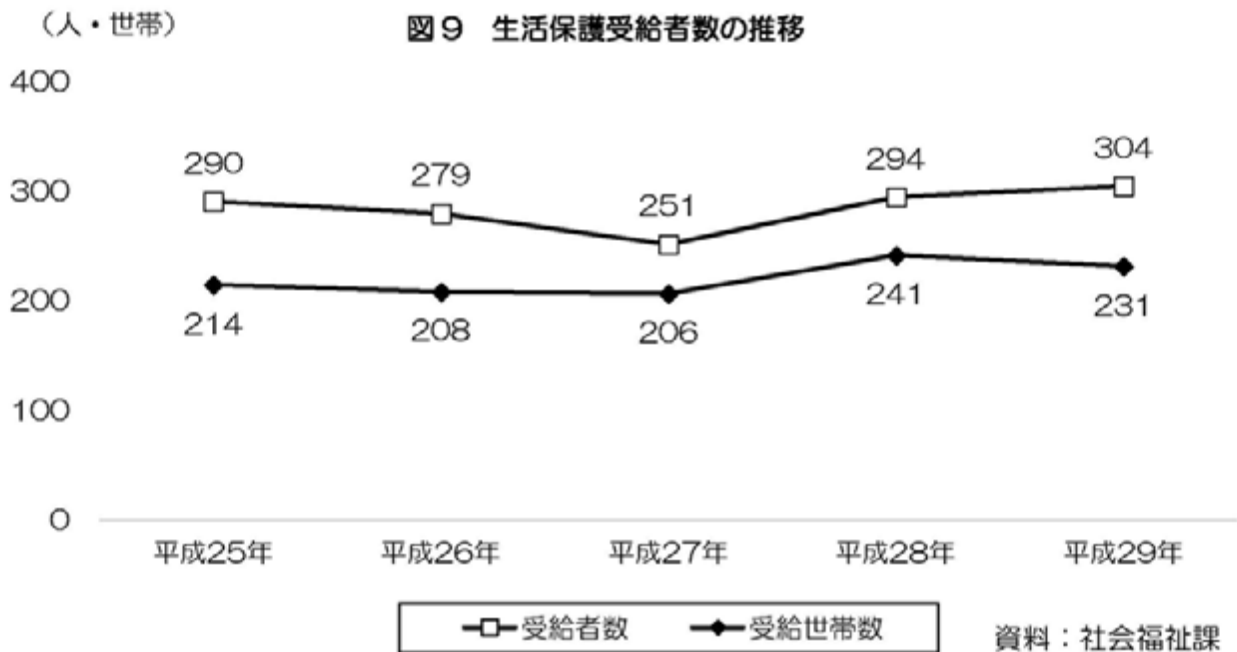


単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者（児）	1,037	1,037	1,070	1,118	1,177
知的障害者（児）	278	282	293	304	320
精神障害者	180	151	207	166	231

(3) 生活保護受給者数の推移

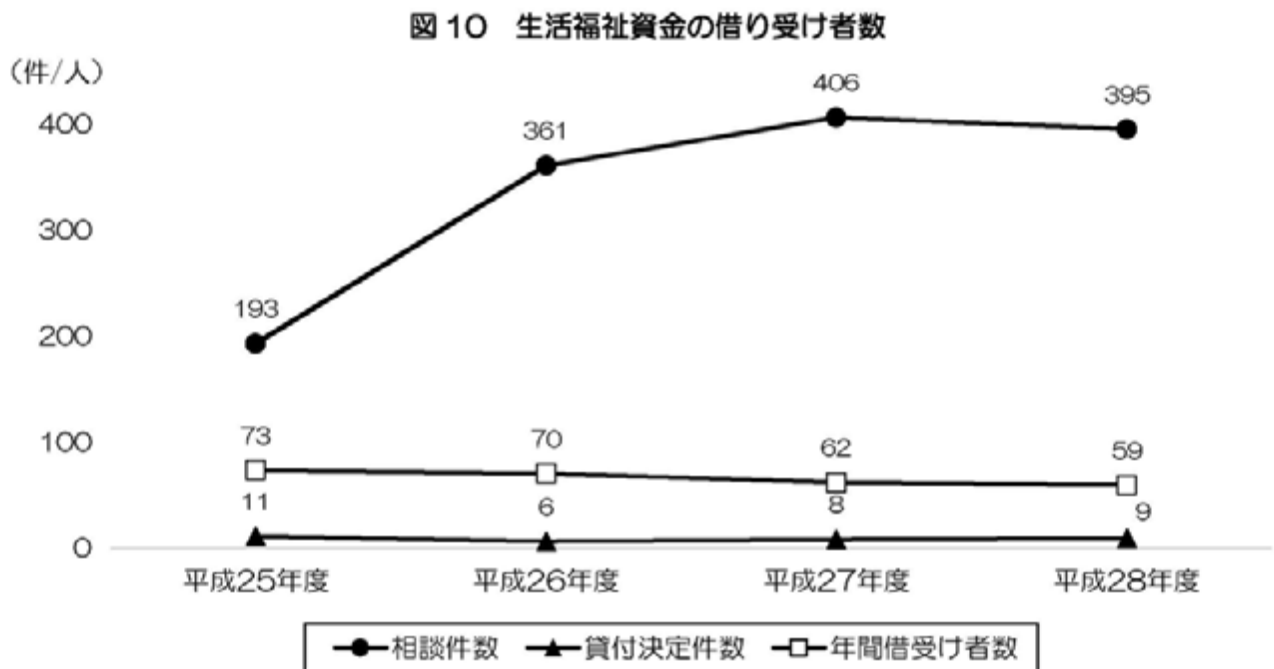
平成29年10月1日現在、生活保護受給者数は、最も多く300人を超えています。平成27年は206世帯（251人）に減少しましたが、平成28年、29年ともに増加傾向にあります。



(4) 生活福祉資金の借受け者数

生活困窮に関する相談件数は、平成26年度以降は300件を超えています。貸付決定件数は、平成25年度が11件と一番多く、平成26年度以降は10件以下となっています。

相談内容として、どの貸付にも該当しないケースや母子世帯の相談が多く、他機関や他制度、サービスに繋ぐケースが増えています。



## 第3節 八重瀬町の地域活動等の動向

### 1. 地域の各種団体

#### ①地域の福祉活動を担う役員等

平成29年10月1日現在、以下の役員が地域の福祉活動等を担っています。

◇民生委員・児童委員は51名（内4名は、主任児童委員）が字・自治会に配置されています。

◇地区推進員は143名、各字の区長・自治会長、老人クラブ・女性会・青年会・子ども会代表の方々に協力をいただいています。

表 11 地域の福祉活動を担う役員等

	八重瀬町		
	東風平地区	具志頭地区	合計
民生委員・児童委員	30	17	47
主任児童委員	2	2	4
地区推進員	85	58	143
単位自治会数	21	12	33

資料：町社会福祉協議会

#### ●「民生委員・児童委員」とは

各字・自治会で高齢者、障害者、子育て家族等の相談・支援活動や福祉環境の改善・整備等の意見具申などを行います。

#### ●「主任児童委員」とは

小学校区ごとに1名配置され、児童福祉のみを対象としている。学校との連携を図りながら要援護児童の発見、子育て家庭の相談や子育て支援などを行います。

#### ●「地区推進員」とは

地域の福祉課題やニーズを掘り起こし、その課題を抱える個人や世帯に対して関係機関と情報共有・連携を図り支援を行います。



## ②八重瀬町老人クラブ連合会

町内単位老人クラブの指導育成及び連絡調整並びに会員相互の親睦を図ると共に、明るく豊かな地域福祉づくりと、高齢者の健康福祉増進の発展に貢献することを目的としています。会員は町内に在住する60歳以上の者及び60歳未満の者で趣旨に賛同する方です。

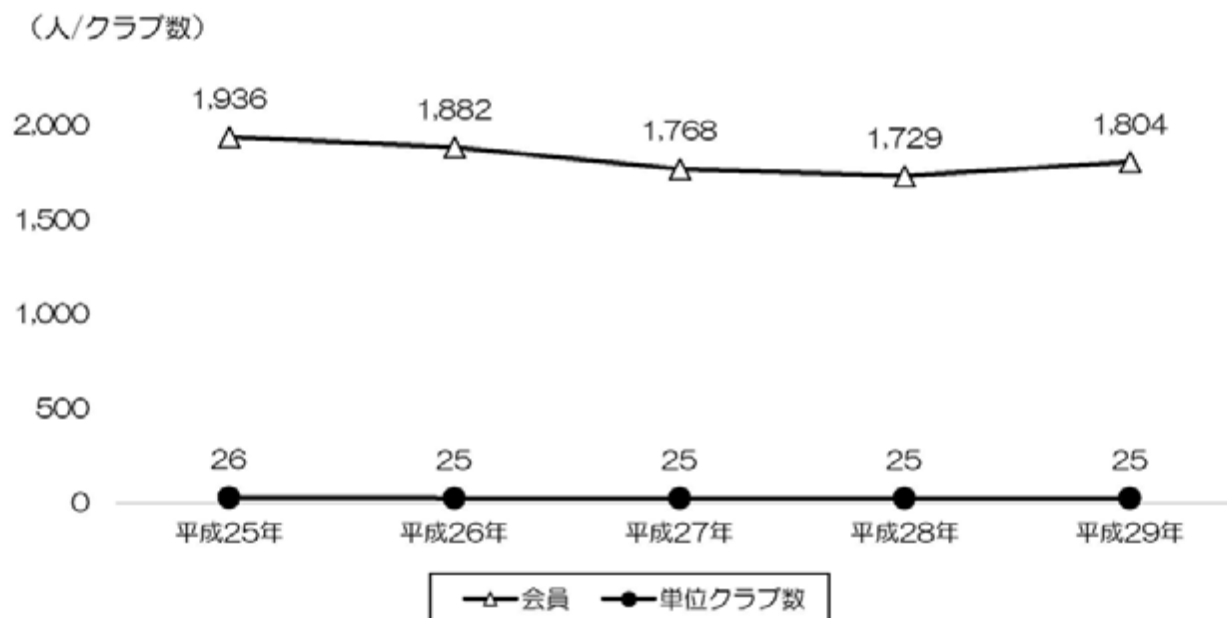
八重瀬町老人クラブ連合会の単位クラブ数は平成25年度には26単位クラブ、平成26年度以降は1単位クラブ減り25単位クラブとなっています。会員数は、平成25年度から平成28年度にかけて年々減少傾向にありましたが、平成29年度は前年度を上回り1,804名となっています。

近年は、会員の高齢化や若い世代の加入が少なくなっているのが現状です。

表 12 老人クラブ連合会会員数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
会員	1,936	1,882	1,768	1,729	1,804
単位クラブ数	26	25	25	25	25

図 11 老人クラブ連合会会員数



資料：町社会福祉協議会

## ③地域の福祉活動団体等

平成29年10月1日現在、八重瀬町社会福祉協議会（ボランティアセンター）において登録している町内のボランティア団体は40団体あり、個人は65名となっています。

表 13 町内ボランティア団体

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
登録団体数	38	38	39	39	40
登録人数 合計	471	490	509	514	557
登録人数(団体)	434	434	453	453	492
登録人数(個人)	37	56	56	61	65

資料：町社会福祉協議会

#### ④八重瀬町シルバー人材センター（平成19年に設立）

八重瀬町シルバー人材センターの会員は約90人を前後して推移してきましたが、平成26年以降減少傾向にあり、平成29年10月1日現在では81人となっています。

会員は、男性が主となっていますが平成26年以降減少傾向にあり、女性の会員は年々増加傾向となっています。

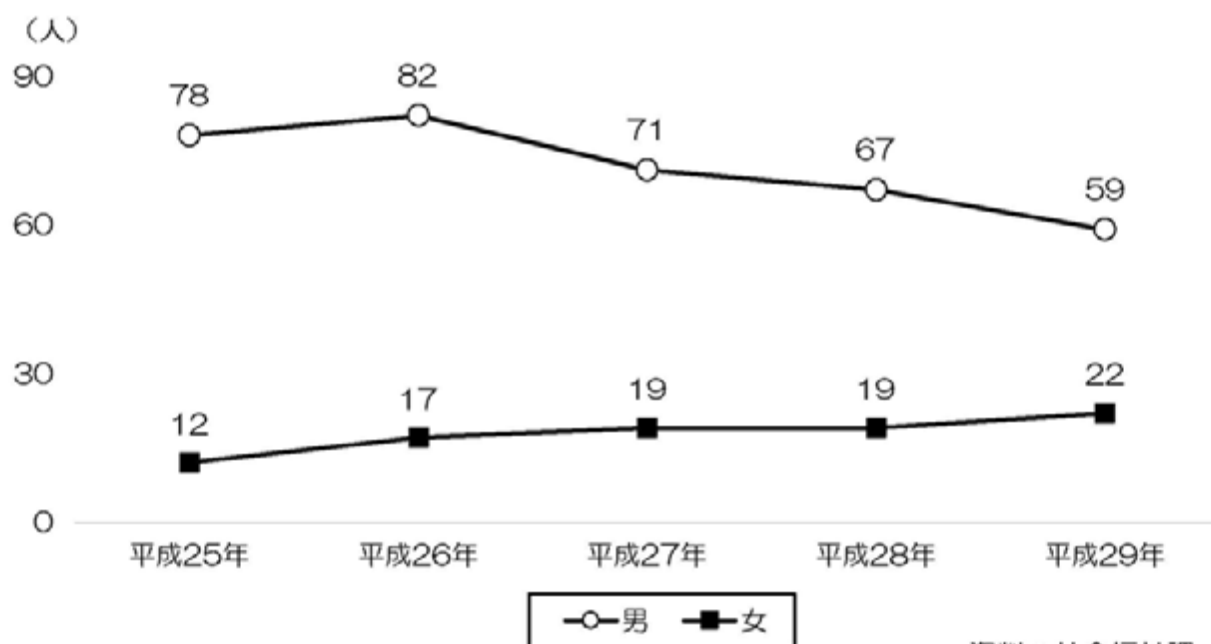
#### シルバー人材センターとは

仕事を通じて社会参加をし、健康づくりと生きがいを求めているおおむね60歳以上の方々に対して、臨時的・短期的な仕事を提供し、地域社会の活性化に寄与することを目的として組織された団体で、法律により県知事の指定を受けた団体です。

センターは、企業や家庭、自治体等から臨時的、短期的な仕事を受注し、登録している会員がそれらの仕事を行います。契約・支払等はセンターと発注者との間で行われ、発注者と会員との間に雇用関係は発生しません。会員へはセンターから配分金が支払われます。

参考：沖縄県ホームページ

図 12 シルバー人材センター会員状況



資料：社会福祉課

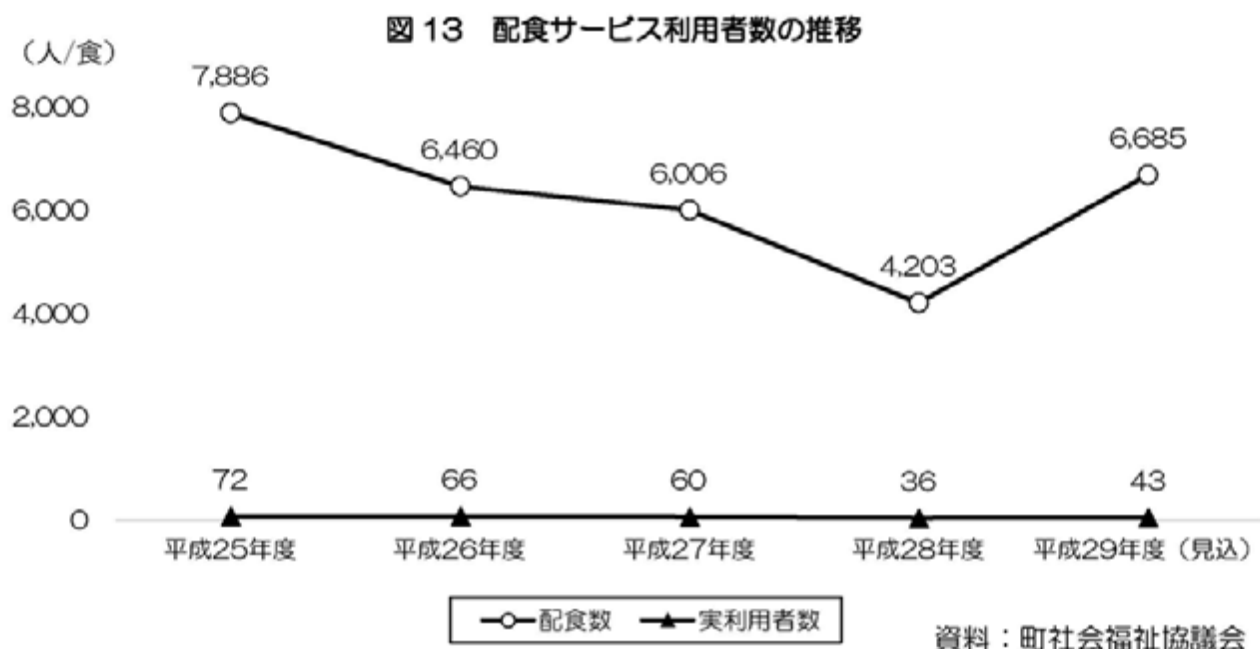


## 第4節 八重瀬町社会福祉協議会の事業に関する現況

### 1. 八重瀬町社会福祉協議会の事業

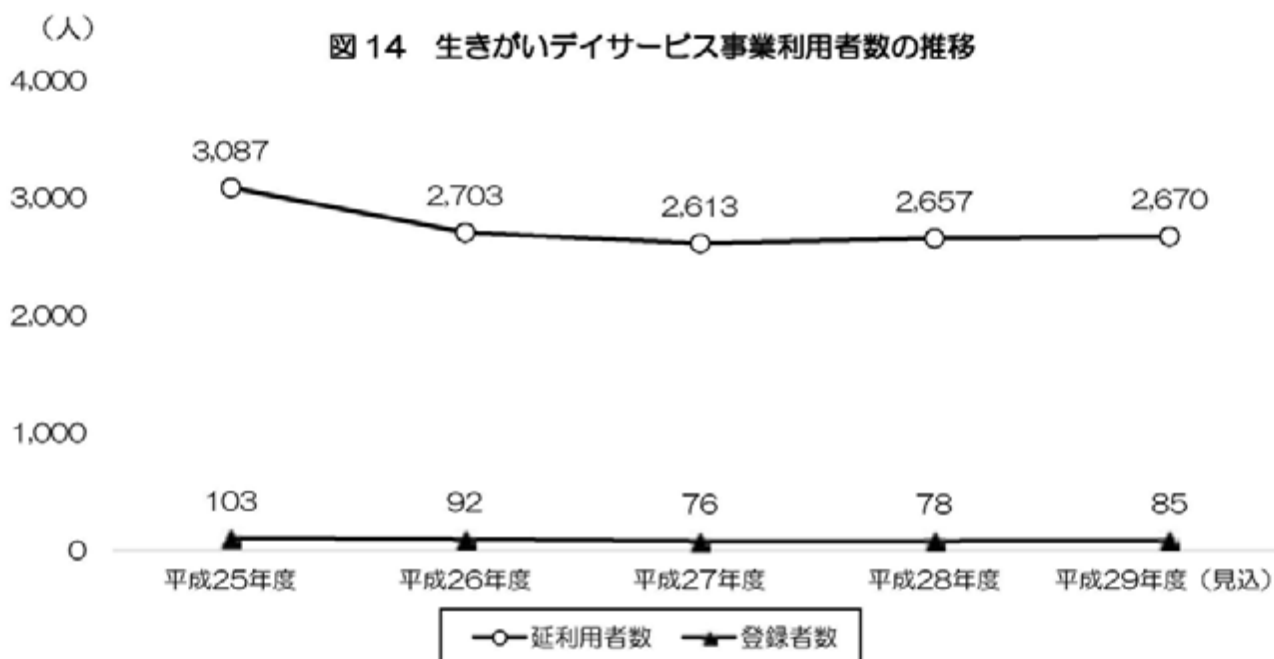
#### ①配食サービス事業

配食サービス利用者は、平成25年度から平成28年度にかけて減少傾向にあり、平成25年度の7,886食/年をピークに大幅に減少していますが、平成29年度より夕食提供も実施し利用者数・配食数ともに増加傾向にあります。



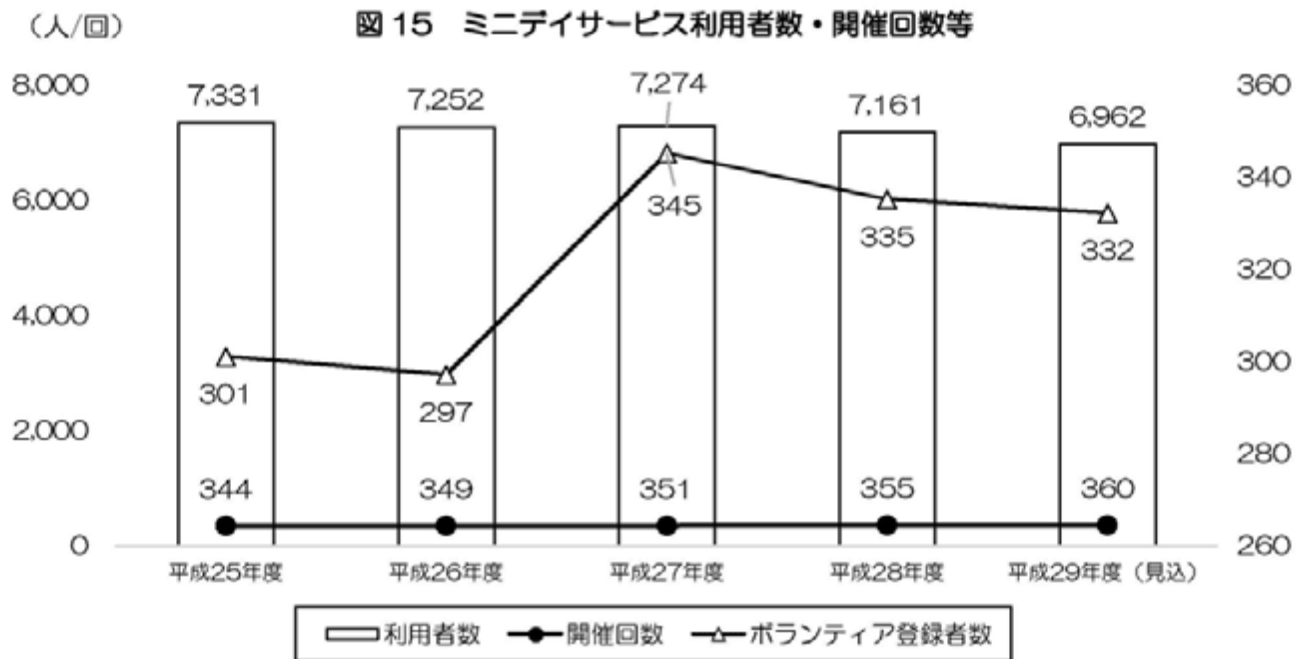
#### ②生きがいデイサービス事業

生きがいデイサービスは、平成25年度に登録者数が100人を超えていますが、平成26年度以降は100人を下回り、延べ利用者数は平成26年度以降、ほぼ横ばいとなっています。



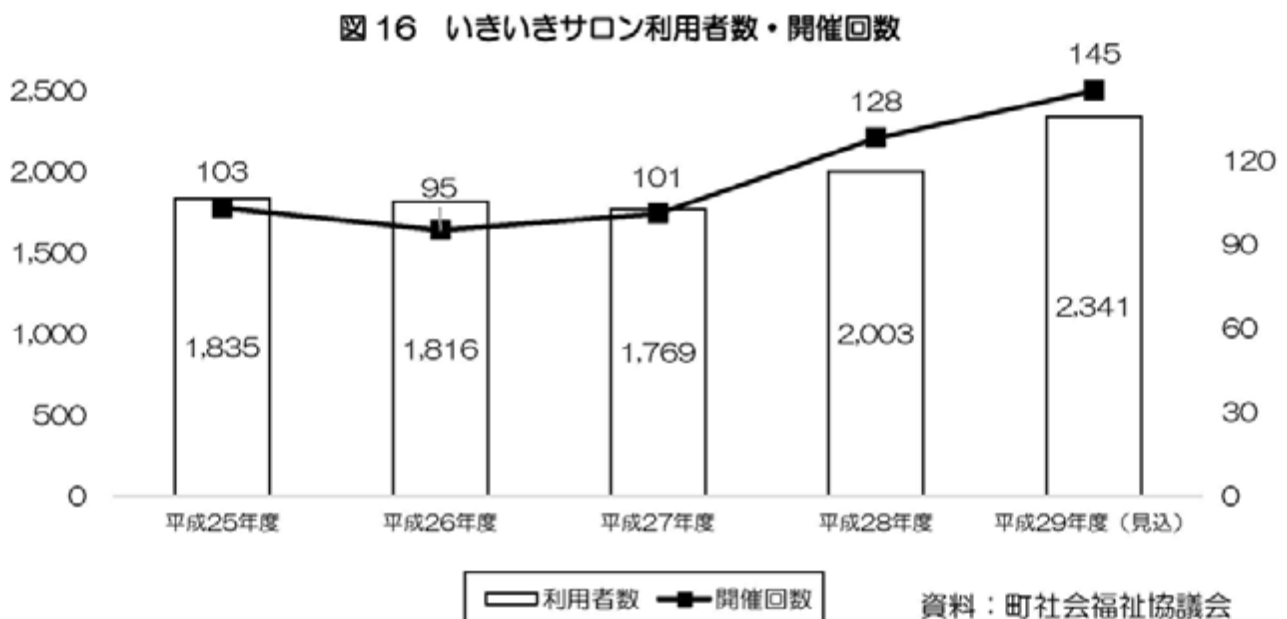
### ③ミニデイサービス事業（<sup>しほ</sup>字とーてい語らな）

ミニデイサービスは、字・自治会の公民館や集会所にて町内30か所で実施しています。開催回数は増加していますが、利用者数は減少傾向にあります。ボランティア登録者数は平均で320人となっています。



### ④いきいきサロン事業

いきいきサロンは、字・自治会の公民館や集会所にて地域の役員やボランティアを中心に町内13か所で実施しており、平成28年度以降は、実施地域の増に伴い利用者数は2,000人を超えています。





⑤社会福社会館の利用状況

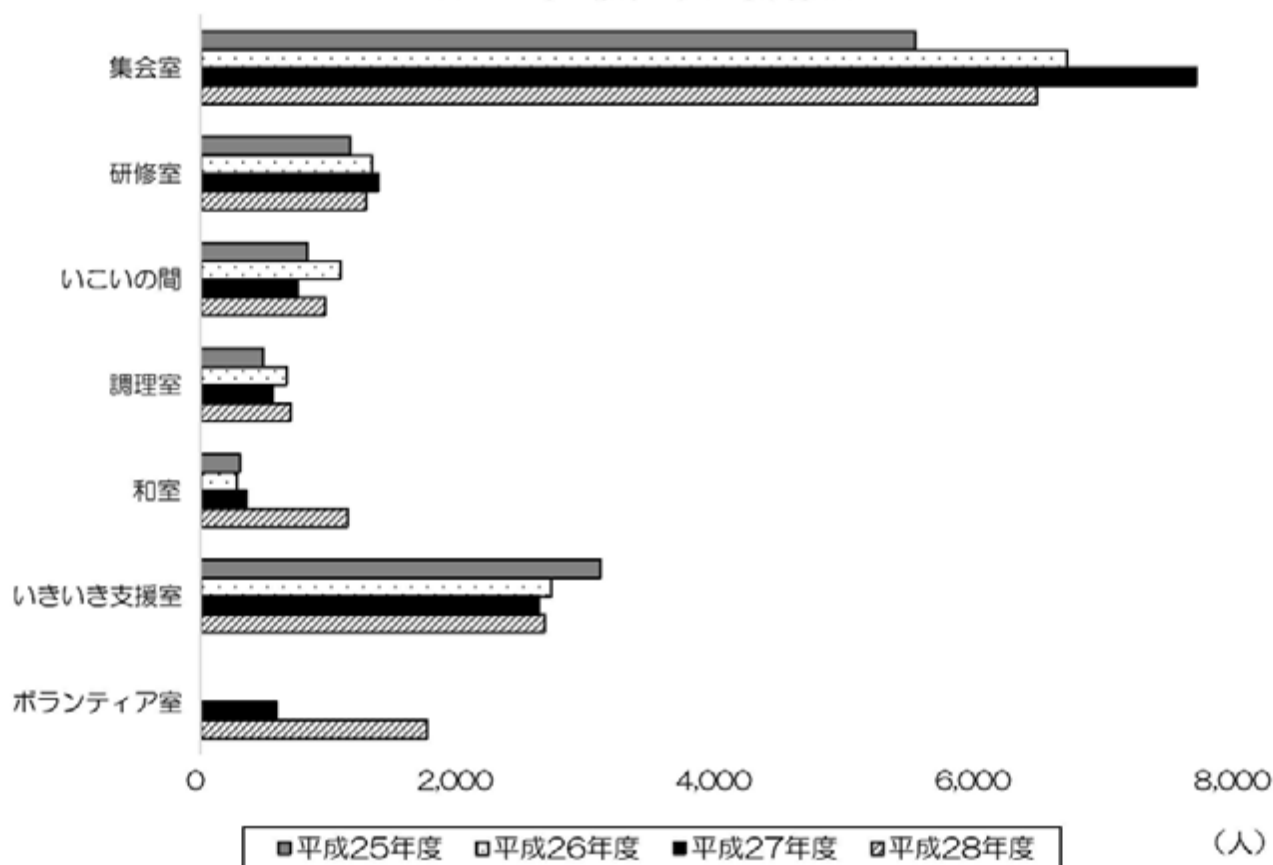
社会福社会館の利用者数は年々増加しています。平成27年度よりボランティア室を新たに設置し、社協事業の他、サークルの活動場として活発に利用されています。特に平成28年度は利用者数が大幅に増加しており、14,930人/年となっています。

表 14 社会福社会館の利用状況

社会福社会館の利用状況				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
集会室	5,519	6,688	7,689	6,455
研修室	1,154	1,323	1,375	1,279
いこいの間	823	1,081	749	961
調理室	486	667	556	694
和室	308	281	354	1,135
いきいき支援室	3,087	2,703	2,613	2,657
ボランティア室			590	1,749
合計	11,377	12,743	13,926	14,930

資料：町社会福祉協議会

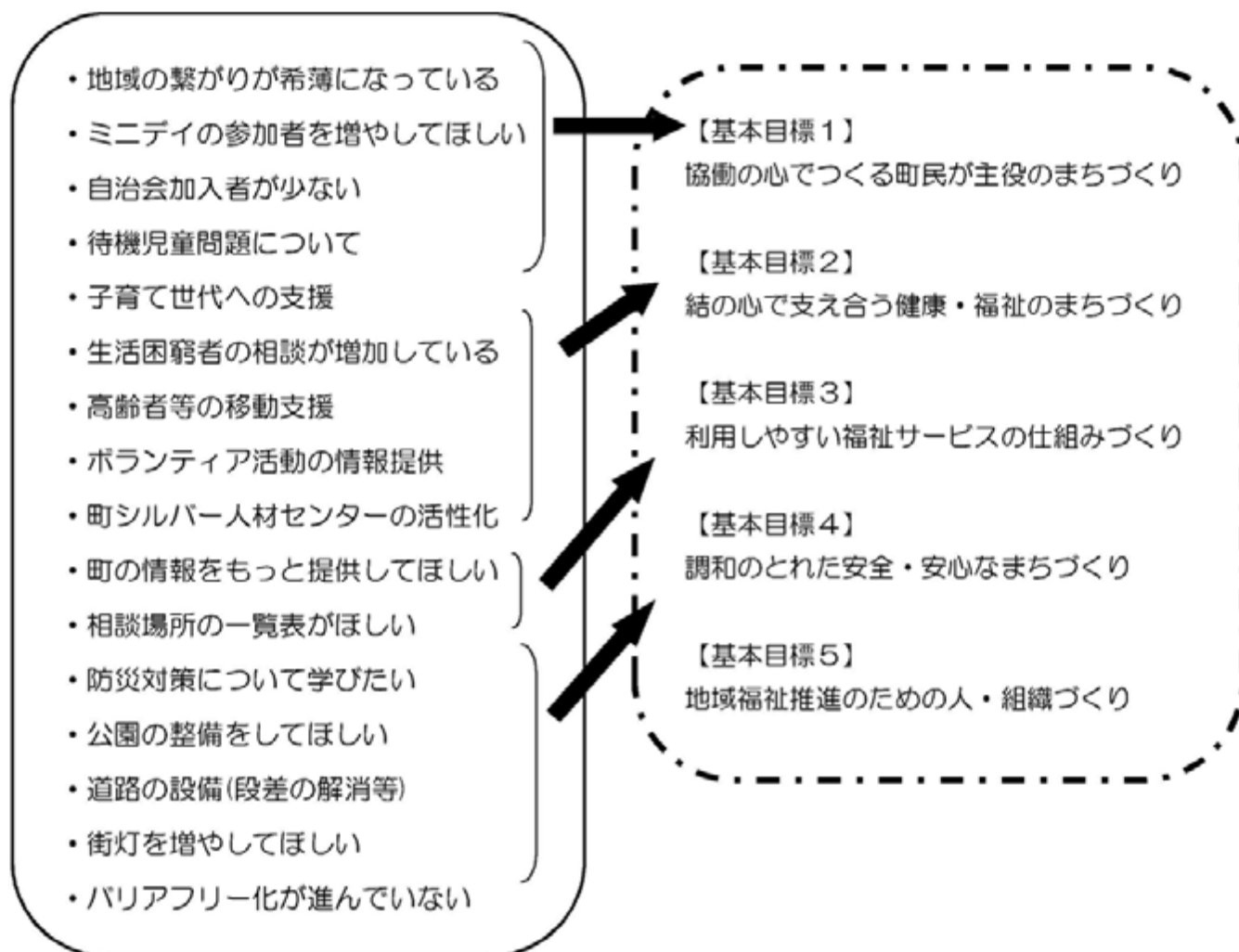
図 17 社会福社会館の利用状況



資料：町社会福祉協議会

## 第5節 地域福祉（活動）計画策定に関する調査の実施概要

◆町民意識調査やワークショップで実施した調査結果を掲載します。



区分	人口(人)	割合(%)
東風平地区	21,786	100.0
0～14歳	4,406	20.2
15～64歳	13,374	61.4
65歳以上	4,006	18.4

※住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

### ①人口

平成29年10月1日現在の東風平地区の人口は21,786人です。

年齢区分別人口割合をみると0～14歳が20.2%、15～64歳が61.4%、65歳以上が18.4%となっています。

区分	人口(人)	割合(%)
具志頭地区	9,053	100.0
0～14歳	1,353	15.0
15～64歳	5,587	61.7
65歳以上	2,113	23.3

※住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

### ①人口

平成29年10月1日現在の具志頭地区の人口は9,053人です。

年齢区分別人口割合をみると0～14歳が15.0%、15～64歳が61.7%、65歳以上が23.3%となっています。

# 1. 小学生ボランティア研修会 ワークショップ

テーマ：みんなの住んでいる地域について考えてみよう

■東風平地区

地域の良いところ	地域での困りごと	改善策
<p>【施設】 学校が大きい/コンビニが多い/ 食べるところが多い/遊ぶところ がいっぱいある</p> <p>【まちづくり】 福祉のまちづくりを頑張っている/ 八重瀬町のキャラクターがいる/ 住みやすい地域になってきた/ 点字ブロックが多い/歩道が広い/ 安全な町</p> <p>【自然・環境】 緑が多い/畑が多い/クワガタが いっぱいいる/那覇と比べて空気が きれい/昆虫がたくさん/自然 がいっぱい</p> <p>【地域交流・行事】 お祭りが多く/桜がきれい/人との 交流が多い/年中行事が多い/ 地域での行事がたくさん/祭りに 人がいっぱいくる</p> <p>【地域の人達】 優しい人がいっぱいいる/協力 している/けんかが少ない/みんな 明るい/あいさつ上手</p> <p>【その他】 スポーツ選手がいっぱいくる</p>	<p>【施設】 小学校に人が多い/大きい店が少 ない/町営の図書館が小さい/子ども が楽しめる施設がない/公園に遊具 がない</p> <p>【自然・環境】 空き地に草がぼうぼう/ポイ捨てが 多い</p> <p>【地域の人】 農業をつぐ若い人が少なくなって きた/若い人より年寄りが多い</p> <p>【生活環境】 街灯が少ない/無断駐車が多い/信 号が少ない/雨がふったとき道路が 氾濫する/音なる信号機が少ない/ 地面の点字ブロックや石のブロッ クが壊れている/横断歩道はあるの に信号機がないところがある</p> <p>【その他】 八重瀬のシーちゃんがなんじいに 負けている</p>	<p>【施設】 中学校を増やしてほしい/ 児童館を作してほしい/ マナーを守る/区分けを 考えてほしい</p> <p>【自然・環境】 壊れているものを修理す る/ゴミ拾いをする/ボラ ンティアをする/マナーが 悪い人がいたら注意する</p> <p>【生活環境】 衛生面に力を入れてほし い/地域のいろんな場所に 音なる信号機を設置し てほしい/信号を作る/あ いさつ/交通ルールを守る</p> <p>【その他】 シーちゃんの人気をあげ る</p>



■具志頭地区

地域の良いところ	地域での困りごと	改善策
<p>【地域のつながり】 人がやさしい/進んであいさつができる/近所の人野菜等をおすそ分けしてくれる/おじーおばーがいっぱいいるから話を聞いて自分の知識が増える</p> <p>【自然・環境】 お店に八重瀬町の野菜がいっぱいある/車があんまりなくて都会みたいにうるさくないから快適/特産物がいろんなところに売っている</p> <p>【生活環境】 点字ブロックの管理がされている</p> <p>【施設】 歴史民俗資料館があり、調べものをする時に便利</p>	<p>【自然・環境】 ゴミが排水溝にたまっている/畑が多くてこわい/マングースが飛び出して危ない</p> <p>【施設】 出かけるところが少ない/イオンモールがほしい/近くにお店がない/若い人向けの建物がない/プールがほしい/テーマパークなど遊園地がほしい/コンビニがない/公園のトイレに落書きがされている</p> <p>【その他】 高台がほしい/娯楽が少ない</p>	<p>【自然・環境】 お店に八重瀬町のピーマンなどをもっと売ってほしい/ゴミはゴミ箱へ</p> <p>【地域】 困っている人がいたら声かけをする/お年寄りに行事への参加よびかけをする</p> <p>【その他】 後原に学校がほしい</p>



## 2. 中・高校生ボランティア研修会 ワークショップ

テーマ：みんなの住んでいる地域について考えてみよう

### ■東風平地区

地域の良いところ	地域での困りごと	改善策
<p>【地域の人】 人がやさしい/元気</p> <p>【自然・環境】 花が多い/緑が多い</p> <p>【地域行事】 まつりがたくさんある/世名城は運動会がある/子どもたちが楽しめるイベントが多い/八重瀬町内のイベントが多い/町内行事が多い</p> <p>【施設】 大通りにたくさんのお店がある/結婚式場が建ったこと/飲食店が多い/店が昔より増えた(コンビニ、八重瀬シティ)/スーパーが多くて利用しやすい/保育園が多い/スポーツ施設がたくさんある</p> <p>【生活環境】 公園がきれいで広い/道が広い/野菜・果物が多い/八重瀬町内の有名な食べ物が多い/100円で野菜が買える</p> <p>【福祉】 ボランティア活動がさかん</p> <p>【その他】 青年会のエイサーが有名/伝統芸能がさかん/高台が多い/伝統芸能が若い子でもできる</p>	<p>【自然・環境】 ごみが落ちている/川が氾濫する/海が汚い/川が汚い</p> <p>【地域行事】 地域内の中高生、子ども会やジュニアリーダー以外の子どもたちがたくさん参加できるイベントを増やしてほしい/中高生対象のイベントがない</p> <p>【施設】 運動場の水はけが悪い/東風平中学校が狭い/商店が少ない/町内で遊べるように写真スポットをいっぱい作ってほしい/博物館が少ない/伝統文化に関する施設がない/中学生が遊べる場所が少ない</p> <p>【生活環境】 無料マイクロバスがほしい/大通りにしかバスがない/交通機関が少ない/信号機を増やしてほしい/街灯が少ない/地域によって人口の差や開発の度合いが違う/点字ブロックが少ない</p> <p>【その他】 中高生がスマホなどで簡単に町の情報をとれるようなブログやメールサービスがあってもほしい/方言を若い人はしゃべらない</p>	<p>【生活環境】 バス停までの無料シャトルバスを町内から出す/バスの本数を増やす/各公民館からスーパーまでの送迎バスを出す/那覇みたいに地面に電気をつける/自動販売機を全部100円にする</p> <p>【施設】 中学校をあと1つ作ってほしい</p> <p>【その他】 東風平中に人が多いから具志頭中に流す/町を有名にするためにCMを作る/八重瀬を有名にする</p>



■具志頭地区

地域の良いところ	地域での困りごと	改善策
<p>【地域の人】 やさしい人が多い/高齢者が元気/笑顔がいっぱいある/地域の人との交流が沢山ある/とってもしゃべるからお年寄りの自然死が少ない</p> <p>【自然・環境】 自然豊か/海がきれい/川と山がある/星がきれい/ポイ捨てが少ない/年間で地域行事とか清掃活動がある/のどかなところ</p> <p>【施設】 観光客向けの施設ができた/スーパーが少ない代わりに売店が多い/伊覇そばがおいしい/病院がいっぱい/学校にクーラーがある/教会がある</p> <p>【生活環境】 音の鳴る横断歩道がある/マンション・アパート・お店が前より増えてきている/地元の人しか知らない穴場が多くて発見した時に達成感がある/やえせだよりがある</p> <p>【福祉】 体の不自由な方への取組みが発展している/体の不自由な人に優しくする/ボランティア精神がある事/高齢者に対するサービスが良い</p> <p>【産業】 伝統文化が多い/歴史的な名所がある/農業がさかん</p> <p>【その他】 平和についてよく考えている</p>	<p>【自然・環境】 雑草が多い/虫がいっぱいいる/ポイ捨てが多い/海が近いから、台風・地震の時に心配/通学路が雑草とか木で埋め尽くされていて歩けない/砂浜が汚い</p> <p>【施設】 病院が少ない/校舎が古い/遊園地がほしい/コンビニとかお店が近くにない/大型スーパーが少ない/近くに遊べる場所がない/大きな図書館・公園がない</p> <p>【生活環境】 崩れている道があって歩きづらい/土地のつくりが悪い所が多い/狭い道、空き家とかが多い/不審者がきそうな細い道がとてもある/道がせまい/発展していない/危ない所で遊ぶ人が多い/街灯が少ない/坂道が多い/交通が不便/具志頭は子供の数が少ない/東風平は人が多くて、具志頭は人が少なめ/具志頭と東風平の差が激しい/バリアフリー化が進んでいない</p>	<p>【自然・環境】 草刈りのボランティアなどを行う/物をなるべく燃やさない/砂浜のゴミを拾う/草刈りをちゃんとやる</p> <p>【施設】 東風平みたいに具志頭も店をふやす！(町からの協力大事)/子どもたちが遊ぶ施設などを造ってほしい/観光客も利用できるような大型スーパーを増やす/地元向けの施設を造って人を集める</p> <p>【生活環境】 危ない所には近づかないように呼びかける/道を広くする/街灯をもっと多くする/道を綺麗にする/東風平などの人口の多い所から具志頭に移り住んでもらうようにする/放置されている畑を使えるようにするイベントを開催する/バスの量を多くしてほしい/点字ブロックを増やす</p> <p>【地域の人】 1人ひとりが考えて行動する/町全体で雰囲気盛り上げていく/地域活性化をめざす</p> <p>【その他】 発展させる/県にも協力してもらって改善する/利用客を多くする</p>

3. 民生委員・児童委員 ワークショップテーマ「私たちの住む地域について考える」

■東風平地区

課題	解決策
【高齢者に関すること】	【高齢者に関すること】
ミニデイの参加者を増やしてほしい（ボランティアも含む）/ミニデイのマナー化/ミニデイの食事の受け取りが高齢化している/認知症の初期に対する対応が難しい	子どもたちとの交流会を増やしたらいいと思う/地域の老人に対して地域で話し合いの場を設ける/ミニデイ等での有償ボランティアを立ち上げてもいいのでは/認知症の勉強会や説明会を行う/積極的な声掛け/退職者やミニデイに参加していない人等
【障害者に関すること】	【障害者に関すること】
精神疾病の方で、支援を必要とする方、家族がいる方が増加/ギャンブル、アルコール依存症の方との関わり方が困難/精神、知的で徘徊の方がいる。支援の必要なケースだが、家族の理解が乏しく、必要な支援につながっていない	依存症については、本人の認識がないので、長い年月依存症になる。それまでに地域社会の意識改革が必要/障害者の居場所作り/身体障害者協会に入会し、そこで困っていることを相談する
【児童・子育てに関すること】	【児童・子育てに関すること】
母子家庭で、昼夜働いて生計を立てている。夜は老いた母が子どもたちを見ている/在学中に子どもが生まれて生活費は親が見ているが、将来的に子育てができるか気になる/子どもたち、児童生徒からのあいさつ、声掛けが少ない	子どもは産んだら終わりではないことを伝える/子育てをする大切さを伝える
【生活環境(安心・安全)】	【生活環境(安心・安全)】
路上駐車や点字ブロックに止める車が多い/カーブミラーを設置してほしい/子どもの飛び出しが多い/朝の放送が聞こえない/街灯が暗いので明るい街灯に変えてほしい/場所によってはコンビニが多い/町内のバス停に座る場所(ベンチ等)がない/団地内の交通量が増えて危ない/騒音問題(バイク等)/警察官の巡回を増やしてほしい/飲み物の空き缶やたばこのポイ捨てが多い/	信号機の設置/一方通行にする/街灯は地域の総会などで提案して町に要請してみる/大震災(津波・地震等)が発生した場合、早期避難を促す。放送設備の充実/公園に子供たちの遊具がもっと欲しい/町内巡回のバスを運行してほしい
【施設に関すること】	【施設に関すること】
町として図書館が貧弱すぎる/体力作りのためのコミュニティセンターの機械・道具が近くにあるといい/南の駅やえせはもっと有効活用できないものか、特に2階はどう活用しているのか。運営が地元でないのはなぜなのか/近くにお店がない	/



課題	解決策
【生活困窮に関すること】	【生活困窮に関すること】
生活困窮者の相談が増加/家計収入と支出のバランスが崩れている方が増加/生活困窮者の課題解決に向けて対応が難しい	親族へ相談/パーソナルサポートセンターへつなく/地域の民生委員・役場・社協と連携を取り、定期的な声掛けや見守りをする/キーパーソンを把握する/差し押さえのお知らせを送ると息子が出てきて解決した事例があった
【コミュニティ(人との繋がり)に関すること】	【コミュニティ(人との繋がり)に関すること】
引越してきてても挨拶がない、隣近所が分からない/地域の行事に消極的である/人との関わり方の不足/自治会に入ったものの、地域の行事についていけなく、脱会してしまう方がいる/訪問しても車はあるが出てこない/アパートが近代化されていて、コミュニケーションが取りにくい/地域住民の交流の場がない/自治会加入者が少ない/自治会役員のなり手がいない	集会の中身が関心のあるものならば集まるかも/地域発展は具志頭を八重瀬町のハブとして町づくりをする/行事を通してきっかけ作りをしている/民生委員、区長・自治会長が訪問して行事などを呼びかける/畑で採れた野菜をおすそわけして顔見知りになった/区長と書記で訪問して自治会に加入してもらう/青年会行事を区がバックアップする(参加者の資金面等)
【その他】	【その他】
高校生にあたる年齢の子どもや、結婚前の男女が少ない/引きこもりの人がいると聞くと、民生委員として守秘義務との関係が難しい	南城市のように町内にバスを導入してはどうか





■具志頭地区

課題	解決策
【高齢者に関すること】	【高齢者に関すること】
<p>認知症が進むと在宅が厳しくなる/有料老人ホームは費用が安い所はすぐに入所できないので不安/高齢者世帯で子どもが面倒を見てくれなくて困っている/高齢の親と50~60代の子の世帯/財産問題/男性高齢者をミニデイに参加させるにはどうしたらいいか/話し相手がいない/ミニデイに来る高齢者が少なくなった</p>	<p>孤立している高齢者同士を繋ぐ手立てを考える/老人クラブの集まる機会に声掛けをする/ミニデイの内容や良さ等を全体が集まる会で呼びかけたらいと思う/地域包括支援センターに繋げる/不定期で声掛けをして集まりを持つ(芝居・映画鑑賞等)</p>
【障害者に関すること】	【障害者に関すること】
/	<p>利用者同士で協力し合う</p>
【児童・子育てに関すること】	【児童・子育てに関すること】
<p>待機児童に対してどう取り組んでいるのか/親が子のしつけをしていなくて、地域でこの子達が問題を起こして困っている、地域で指導しているが解決が難しい/親の指導を誰がすべきか/小学校の子どもたちが毎年少なくなっている/最近、子どもたちの遊んでいるところを見たことがない</p>	<p>親が責任をもつ/認可保育園に小規模保育園を増築許可したらどうか/子どもを増やす対策を町が行う(例えば子供1人出産するとお祝い金10万円、2人目50万円、3人目100万円のお祝い金を支給する)</p>
【生活環境(安心・安全)】	【生活環境(安心・安全)】
<p>信号機を増やしてほしい/又又マチガマと507号線を結ぶ道(農道)が狭く大型バスの通行が大変/ゴミ屋敷、一人暮らしをどうするか/部落の道路沿いの街灯が少なく、子どもたちが帰るとき気になる/ゴミが排水溝にたまっている/道路の設備(農道)/通学路の草木伐採/道路沿いに花が少ない</p>	<p>豚舎、牛舎、肥料会社等の悪臭を出さないように適切な指導を入れる(住みやすい地域作りに繋がる)</p>
【施設に関すること】	【施設に関すること】
<p>近くにスーパー、コンビニがない</p>	<p>気軽に入れるカフェが欲しい</p>
【移動支援に関すること】	【移動支援に関すること】
<p>旧具志頭村には病院が1件で歩いて行っている方が多い/高齢者や障害者の方の移動手段に困っている</p>	<p>町内にマイクロバスを稼働してもらってはどうか/自治会に車を一台付けてほしい(送迎用)</p>

課題	解決策
<p>【コミュニティ(人との繋がり)に関すること】</p> <p>集会があっても人が集まらない/世の中が便利になってきて、一人でも生活できると考える若い人、繋がり希薄、意識の変化/地域に気軽に集まることのできる所はあるのだろうか/アパート住民と地域住民のコミュニケーションが少ない/40~60代の壮年の地域参加が少ない/自治会にも入らず行事にも参加しない人が多い</p>	<p>【コミュニティ(人との繋がり)に関すること】</p> <p>情報発信(行政側)/民生委員は弱者の思いを理解して代弁者になる/行政、包括、地域との連携/声掛けをすることでコミュニケーションが取れると思うのでふれあいの場を増やす</p>
<p>【その他】</p>	<p>【その他】</p>
<p>生産者商品の供給が可能な業者へのPRが足りない/商売人(経営者)の感じがしない</p>	<p>行政で社会問題として婚活を考える</p>



#### 4. やえせ支え合いづくり協議体ワークショップ

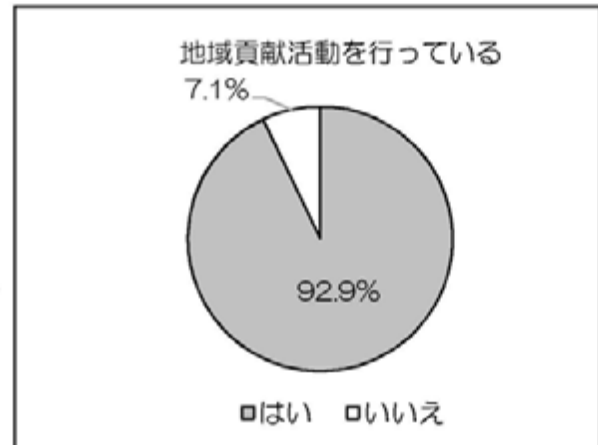
##### テーマ「八重瀬町の移動支援手段課題について」

困っていること	現在、どうしてる？	あったらいいな
<p>【バスに関すること】</p> <p>バスの便数・停留所が少ない/バス停まで行く手段がない/首里まで乗り換えが必要/バス停まで遠くて歩くのが辛い/バス停に休むところもなく疲れる/バスの段差が高く乗り降りが大変/時間通りにバスが来ないので困る/誰でも乗れる町内バスがない</p> <p>【買い物に関すること】</p> <p>具志頭はスーパーがない/スーパーが遠い/近くにお店がない/障害者の一人暮らしで買い物に行けずに困っている人がある/家族(子ども、老人)を置いて出られない</p> <p>【施設・環境に関すること】</p> <p>道路が広くなり、信号も短くて目が不自由な人等が一回で渡れない/一人暮らしで病院に連れて行ってくれる人がいない/足が悪くても一人で病院に行きたい/公民館まで行きたくても歩いて行けない/習い事に行きたいが行けない/具志頭地区は車以外での移動が難しい/家の前は道路が狭い</p> <p>【その他】</p> <p>タクシーは高いし、荷物を運んでくれない/運転免許を返上して外出に困っている/介護タクシーの利用方法が分からない/デイサービス送迎では、途中下車出来ない</p>	<p>【移動手段】</p> <p>あきらめた/送迎がないのでどこにも行けない/交通の便が悪いので閉じこもりがち/あきらめるまたは、家族の都合に合わせる/運転免許を返上したいが、足がないため仕方なく恐る恐る運転をしている/運転免許を返上したいが、返せない事情がある/家族や親せきにお願いしたり、買い物などは代わりに行ってもらう/知り合いに乗せてもらっている/病院や買い物などタクシーで行っている/体調の良い元気な時にゆっくり行く/通院は病院の送迎バスを利用している</p> <p>【買い物】</p> <p>移動店舗を利用している/荷物と一緒に運んでくれる店を探した/コープなど宅配を利用している/回数は行けないからまとめて買い物に行くが荷物が重くて辛い/買い出しは全て家族が行っている/友寄第一団地と白川ハイツは週1回コープの移動販売がある</p> <p>【その他】</p> <p>歩いている方を見かけたら声をかけている/玻名城ローソンの道を横断する際は従業員や私が手助けをしている</p>	<p>【移動手段】</p> <p>各停留所に屋根付きのバス停を設置/町内一周するバスがあっしてほしい/タクシーの利用割引券/ベビーカーやシルバーカーが乗り降りのしやすいバス/高齢者を対象にした交通機関の利用サービスがあつたらいい/80歳以上のバス料金を無料にしてほしい/乗り合せシステム、乗り合いタクシー/運転免許を返したら介護タクシーを利用できるようにしてほしい/各字にバスの路線を作してほしい/主要場所までの巡回バス(乗り降り自由)/荷物ごと送ってくれるお店/登録制で自家用車に乗せる/八重瀬町内の病院をめぐる巡回バス</p> <p>【その他】</p> <p>コープの注文サポーター/白川小学校のバスを町民の為に活用する/移動売店があると助かる/大型バスの運転免許を持っている人の活用。役場バスの稼働など/玻名城のコンビニ前に横断歩道を設置/遠慮する人がいるので、有償ボランティアなどチケット制で移動支援をする</p>

## 5. 町内社会福祉法人への地域貢献活動に関する調査 集計結果

問1 貴事業所は地域に貢献する活動を行っている。または、行うことを考えていますか。

	回答数	割合
はい	13	92.9%
いいえ	1	7.1%
合計	14	100.0%



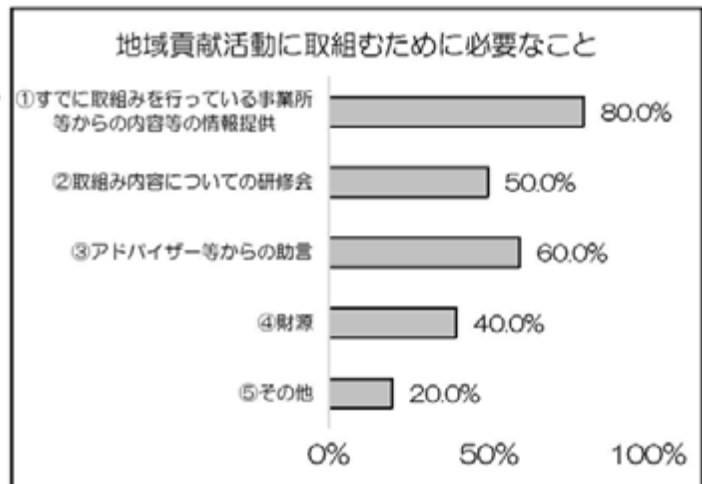
地域に貢献する活動を行っている、または行う事を考えていると答えた事業所は92.9%となっている。

問7 地域貢献活動に取り組むために何が必要ですか。(複数回答)

地域貢献活動に取り組むために必要なこととして、「すでに取り組んでいる事業所等からの内容等の情報提供」となっている。

### ⑤その他

- ・ニーズの再確認とスピーディーな動き
- ・行政や社協等の地域を掌握し中心的役割の機関

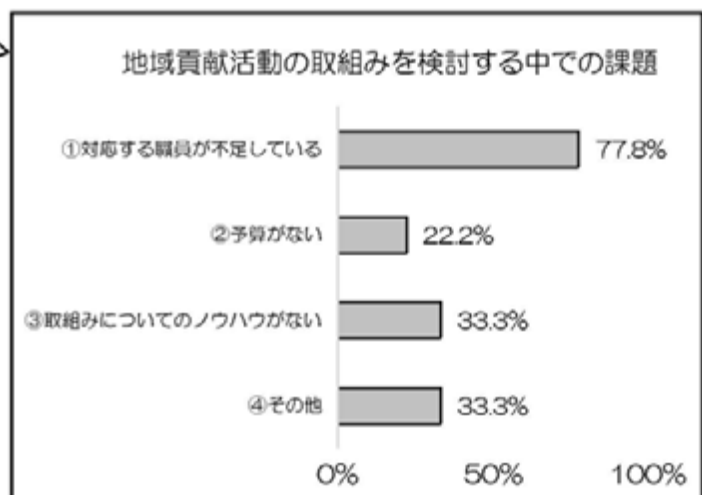


問8 地域貢献活動に取り組む、取組みを検討する中で課題がありますか。(複数回答)

取組みを検討する中での課題については、「対応する職員が不足している」が77.8%となっている。

### ④その他

- ・幅広い情報発信
- ・地域の困りごとやニーズを集約し社会福祉法人等へ情報提供する仕組みの充実
- ・異年齢を預かっている施設なのでそれぞれの役割分担が難しくなる





No.	施設種別	問2	問3	問4	問5	問6	問9
		貴事業所で地域貢献活動を行う、行うことを考えるキッカケとなったことは何ですか。	貴事業所で取組まれている地域貢献活動をお答えください。	今後、取組みたい地域貢献活動があればお答えください。	取組まれている、または今後取組みたい地域貢献活動を検討する中で、特に気になる点があればお書きください。	貴事業所では職員に対し、地域貢献活動について話されることがありますか。	その他、地域貢献活動についてのご意見等があればお書きください。
1	保育	地域の方が利用し、交流できる場として身近な関係を作る。	小学生のボランティア活動を受け入れ、ベビーマッサージ、タッチケア、親子講話への参加、地域行事「汗水節」出演、高齢者施設との交流。		案内文等の情報発信を園ホームページ、役場、金融機関、スーパーで行っているが、町の広報紙等で案内のお知らせが可能であれば活用したい。	全体ミーティングなど説明会を開いている。	
2	保育	保育園運営にあたり地域との連携は必要不可欠であるため。	地域の公民館において老人クラブの集会等に園児が歌や踊りを披露し交流を図っている。また、園庭を開放し地域の子ども達とのふれあいをやっている。地元自治会の広場を活用し、保育園行事を実施しているため積極的に広場の草刈りを実施している。	園庭を開放し地域の親子と園児との遊び等を通して交流を図っていたらと思います。広場、公民館周辺の清掃活動等、チリ拾いを子ども達と一緒にやる。	地域の通りに花を植えて地域の方々をはじめ通りを利用する方々の感動が得られるようにしたい。そのためには、花代等の予算が必要である。	まずはあいさつの励行、そして地域の清掃活動からスタートしていきたいと話しています。	地域との交流を深めるために、まずあいさつ、そして清掃活動を継続的に行うこと、できることからはじめていきお互いの交流を深め今後の活動に繋げていきたいと思っています。
3	保育	設立当初から地域に根ざした保育を目標にしていました。	屋宜原まつりへの参加出演、JAまつりへの参加出演、きらりテサービスとの交流、野の花作業所就労支援センターとの交流、八重瀬町サービスとの交流。	こちらから取組みたい活動はありませんが、園児を始め職員皆で活動に協力していきたいと思っています。			
4	保育	地域の要対協ケースを知り、入所児童と世帯だけではなく、通所していない子育て世帯の子育て支援と支援者ネットワークの構築の必要性を感じた。	地域交流活動（夏祭り、子育て講話など）	子育て相談、子育て情報の発信、保育体験	人員、予算、機関連携。	地域の社会資源として、子育て支援などできる事から行うと常に話している。	地域コミュニティの希薄化は以前より言われ続けていますが、改善策がないまま都市化が進んでいる。現場感覚でも、子育て世帯の孤立による問題は悪化していると思ひ急務と感じる。
5	保育	地域に開かれた社会的施設として地域貢献を行う必要があると考えている。	土曜日に地域の子育て家庭に園庭開放。老健施設との交流。	地域の子育て家庭への保育関係情報の提供等。	職員の負担増大。	職務会で話し合いを持ち、地域の貢献のあり方について考えを共有する。	
6	保育	・社協ボランティア活動への参加 ・地域の子育て世帯への支援として（孤立化、虐待防止、情報提供の場を感じたため）	・地域の子育て世帯へ保育体験や園庭開放 ・各区分で行われる活動（字とーてい語らな）へ年長組が世代間交流を行っている。 ・社協ボランティア活動	社協と連携し、保育所における災害への備え（研修会の機会、情報交換の場、備蓄について…）		年間計画で話し合い（実施可能な範囲）担当職員（フリー保育士や主任保育士、5歳児担任等）を決めている。	社協主催、八重瀬町内社会福祉法人施設長連絡会を年に2～3回テーマを決めて実施してはどうでしょう。ぜひ、参加して情報交換したいです。
7	保育	子どもの育成は地域の人、皆で見守るべきとの考え。	保育園（分園の活用でもよし）		地域まつり、毎年2月に実施している。	地域の環境等について話している。	
8	保育	児童福祉は、地域福祉と次世代育成の活動によって地域貢献する役割があると考えています。	・夏休みボランティアの受け入れ ・環境保護活動（海を守る活動を老人クラブ、子ども会と連携して）	不登校や居場所のない青少年が保育園で学習する、もしくは働ける等の活動。	地域福祉は、学校、保健分野等とのネットワークも不可欠だと思う。その中心的役割を担えるのは行政や社協だと考える。保育園は単独でこの事業に取り組むことは難しいと考える。	「子ども、保育に関する相談を受け、地域の各機関と連携し支援する」と保育課程に明記している。	
9	保育	地域の子ども達あつての事業所なのでその地域での子ども会、老人クラブ活動に参加したのがきっかけとなりました。		地域の老人クラブ「字とーてい語らな」に参加した	曜日、時間帯等（日曜日開催された）	多々ある。	夏休みのラジオ体操場に駐車場を提供してもよいと思っています。



No.	施設種別	問2	問3	問4	問5	問6	問9
		貴事業所で地域貢献活動を行う、行うことを考えるキッカケとなったことは何ですか。	貴事業所で取組まれている地域貢献活動をお答えください。	今後、取組みたい地域貢献活動があればお答えください。	取組まれている、または今後取組みたい地域貢献活動を検討する中で、特に気になる点があればお書きください。	貴事業所では職員に対し、地域貢献活動について話されることがありますか。	その他、地域貢献活動についてのご意見等があればお書きください。
10	高齢者	社協から話がでた。 ①夕食に困っている高齢者の方々への配食への取組み。 ②社協と話し合いをして地域のニーズの洗い出し。	①高齢者またはケアを必要としている方々への昼・夕食の配食。 ②児童館への食事の提供（月2回）	平成29年度社協と実施に向け話をした項目が5つある。児童館への食事提供はスタートしたので残り4項目。 ①フードバンク ②ミニデイサービスでの介護相談 ③地域の方々への研修会・講習会提供 ④買い物支援	社協との協働とそこでの役割分担。	年度事業計画作成、実績等で説明している。	
11	高齢者	地域高齢者からの相談で我々が対応可能な分野において少しでも多くの方に安心して生活していただきたいと考えたこと。	①宅配サービス（昼食） ②ゲートボール大会	宅配サービス事業で夕食の提供。子ども食堂への食事提供、もしくは独自の活動。	ニーズの把握や情報収集の方法、該当の可否についての判断方法等。	実施している活動の目的、意識等の説明をしている。	様々な情報、ニーズを発信していただきたい。
12	障害						法人の特性を活かした活動について、他団体との連携も含めて検討しておりますが、なかなか結び付かないところです。
13	障害	昭和49年の事業所開始時より、地域との交流・地域貢献は事業計画に入れていた。	地域住民との交流（保育園・青年会・老人クラブ）、具志頭地区行事（アプシバレー）	事業所の施設（地域交流室・グラウンド）を保育園や子ども会等に使って頂きたい。	特になし。	事業計画会議等でその都度話し合っている。	
14	障害	東風平から具志頭に移転したこと。（H28.4）	一人暮らしの方の住宅の清掃（草刈り）、具志頭公民館前の清掃、散歩しながらのゴミ拾い。	施設を活用した交流。		機会あるごとに話をしている。	

## 第6節 第1次計画における事業評価の概要

### 1. 第1次計画における事業評価

第1次計画で掲げた個別施策に関わる実施事業の評価を行いました。

総合評価については、「①達成 ②達成に向け、順調に進捗している ③達成に向け、一定の進捗がみられる ④達成に向け、さらに努力が必要 ⑤未実施」に区分して行いました。

基本目標	主要施策	推進の方向	総合評価	推進課題と今後の施策の展開	
I 調和のとれた安全・安心なまちづくり	① 生活環境の整備の推進	1) バリアフリー整備の推進	①、③	<p>【企画財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー整備を施設内はもちろん周辺道路への歩道空間の増設などゆとりのある新庁舎建設ができた。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者や高齢者の方のバリアフリーを各地域に促し、ミニデイ等に出向いて地域の方にバリアフリーについて伝えていく必要がある。</li> </ul>	
		2) 移動交通手段の充実	①	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回バス乗客の体調等を配慮して巡回時間を1時間前後と設定しているため、長毛や港川のルート追加が現状で難しい状況。</li> </ul>	
	② 防犯・防災対策の充実	1) 防犯対策の強化	1) 防犯対策の強化	②、③	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年々人口が増加している八重瀬町ではあるが、交通事故や犯罪も多数発生しており、飲酒運転根絶や交通マナーの向上は常に課題として挙げられている。また、人口増加と比例し年少人口も増加している。青少年の安全・安心のために交通安全指導や防犯パトロール等の防犯活動に更に普及促進が求められている。</li> <li>・今後は、警察署と連携を取り、町民に対して飲酒運転根絶活動や各交通安全運動・防犯活動を周知し、町内各種団体へ交通安全・防犯のグッズ配布を行い、活動のサポートを行う。</li> </ul> <p>【生涯学習文化課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール等については、一定の効果を得ていると思うが、各地域の見守り活動等についての温度差があるため、町全体としての防犯に対する意識を高めていき、見守り活動を推進していく。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協では、ミニデイにおいて高齢者を対象に消費生活センターの職員を講師に招き、オレオレ詐欺や悪徳商法についての講習会、糸満警察署や東風平交番に協力いただき交通安全講話や地域の安全・防犯についての講習会を実施している。今後は、児童や生徒、一般町民など対象を拡大し防犯に関する講習会等を実施していきたい。</li> </ul>
					2) 災害時要援護者支援対策の充実
		3) 地域防災体制づくりの推進	3) 地域防災体制づくりの推進	③	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における自主防災組織の推進を強化し、どのようにすれば多くの地域で組織結成ができるかが課題である。また、広域地震津波避難訓練においては、マンネリ化しないような訓練内容を検討し参加者増員に努める。今後は、毎年実施している沖縄県広域地震津波避難訓練に加え、各地域ごとにおける避難訓練等の実施を検討し、自助・共助の重要性を考えてもらう。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町全体としての災害・防災に対する意識が低いと思われる。特に若い世代の方々の参加率や意識が低いと思われるので、若い世代の方々が興味・関心を抱くような取組みを行うのが課題である。</li> </ul>



基本目標	主要施策	推進の方向	総合評価	推進課題と今後の施策の展開	
Ⅱ 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり	① 住民参加型事業の推進	1) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援	③	【社会福祉協議会】 ・地区推進会を通して、社協会費と赤い羽根の財源を活用、助成金を字・自治会へ交付し、地域住民参加型事業を支援しながら顔の見える地域づくりに繋げている。 今後、助成金の目的や活用方法も見直し、広く住民に使われるよう地区推進員を中心に検討していく。 また、区長や書記の交代があった字・自治会に対しての助成金の意義や効果について改めて丁寧な説明が必要。	
		2) 配食サービスの推進	②	【社会福祉課・社会福祉協議会】 ・拠点ボランティアの高齢化が進み、若いボランティアの担い手確保が必要。地域は地域で支え合うという意識を育むような取組みを継続する必要がある。 町民のニーズから平成29年8月1日より夕食の配食サービスを開始している。	
		3) ミニデイサービスの推進	②	【社会福祉課・社会福祉協議会】 ・多くの地域でボランティアの高齢化が見られ負担感が強くなってきている。また、男性利用者が少ない。	
		4) 子育てふれあいサロンの推進	④	【児童家庭課】 ・子育て支援センター、児童館、各認可保育園において同様な事業を取り組んでおり、今後も既存の施設において事業展開を実施し、拡充を図っていく予定である。 【社会福祉協議会】 ・社協では、ファミリーサポートセンター事業を通して、育児に関する相談を拾い上げながら子育て中の親と子の交流や仲間づくりに繋げ対応している。児童家庭課相談員と連絡調整やケース会議を随時行っており今後も連携を図る。	
		5) 障害者への支援の推進	②	【社会福祉課・社会福祉協議会】 ・各教室に参加される地域の障害者は、ほとんど同じ受講生である。今後は、町内の在宅で暮らす障害者等に広く各種教室の呼びかけ・周知を行い、障害者の社会参加を促進していきたい。	
	② 小地域活動の推進	1) 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有	1) 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有	④	【社会福祉協議会】 ・地区推進会を通して地域の実情を知る区長、自治会長、民生委員・児童委員、各種団体の長と面談を深め地域の課題把握に努めている。今後、更に地区推進員を活用し、役割の強化を充実させ、字・自治会で推進員を中心に字・自治会単位での推進会議の持ち方などを実施させていき地域の福祉課題は地域で解決できるような仕組みづくりが必要である。また、総合相談事業や貸付事業等から、個人が抱えている課題、高齢者向けミニデイ活動の中から高齢者に関する課題を拾い上げて他機関との情報共有、連絡調整を引き続き行っていく。
			2) 地域福祉活動への参加の仕組みづくり	②	【社会福祉協議会】 ・町民向けに各サークルの活動やボランティアについて広報等を活用して啓発を行っているが、町民の関心や活動へ繋げることができているか疑問である。町民が関心を持ち積極的に関わられるような環境づくりとアプローチを行うことが課題である。
			3) 字・自治会活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援	②	【社会福祉協議会】 ・ボランティアの担い手確保の為、広報紙だけではなくインターネットを活用した周知活動を行う必要がある。
			4) 字・自治会への加入促進	③	【社会福祉協議会】 ・年々、字・自治会の加入率が低下している。地域住民が気軽に負担なくできる顔の見える地域づくりを行う必要がある。また、コミュニティネットワーク事業を活用し世代間交流を図り、字・自治会加入のメリットを町民へ広報できるように紙面の工夫が必要である。今後も社協だよりやHPを介して各職員の出張事業の周知や各種ボランティア団体の活動状況の掲載、ブログの更新など、社協の情報発信に繋げていく。
	③ 先進組との協働推進	1) 当事者団体の活動支援	②	【社会福祉協議会】 ・会員の高齢化。新規加入者が少ない。また、役員のみ手確保も困難である。	

基本目標	主要施策	推進の方向	総合評価	推進課題と今後の施策の展開
Ⅲ 結の心で 支え合う健康・福祉の まちづくり	① 結の心で支え合う活動の推進	1) 見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進	②	【社会福祉協議会】 ・社協では平成28年度に町内のヤクルト事業所、琉球新報取次店、沖縄タイムス取次店と見守り協定を結び、連携体制を整えることができた。更に郵便局や農協、生協、水道局やガス会社など様々な事業所と見守り協定を締結することにより、要援護者の安否確認（気づきの連絡）が出来るような協力体制を整える必要がある。締結後も定期的に連絡会を持ち、情報共有や連携できる体制を整える必要がある。
		2) 小地域における助け合い活動の推進	②、③	【社会福祉課】 ・民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー養成講座の開催。地域住民と接する機会の多い民生委員・児童委員にゲートキーパーの役割についての理解と協力を深める。 【社会福祉協議会】 ・地域に出向くアウトリーチ手法を活用し、専門機関と連携するが近年、独居世帯の高齢者で社会的にも地域から孤立した方が増加しており、各種制度利用の中でキーパーソン等の選択が難しくなっている。 ・地域の福祉課題を自らの課題と捉え、どのように地域住民を巻き込んで、地域住民主体で解決させていくのが課題である。
	② 福祉教育の推進	1) 子ども及び大人対象の福祉教育の推進	②	【社会福祉協議会】 ・毎年、社協主催で夏休みを利用して小学生、中・高校生ボランティア研修会を開催している。その他、小中学校では、総合学習において「福祉教育」の一環で福祉講話や車イス・アイマスク体験等の講師依頼があり、社協・学校・当事者（障害者）や福祉団体の三者で協働した福祉教育を展開している。引き続き児童・生徒が福祉に興味関心を持ってもらえるように福祉教育を推進していく必要がある。 また、大人を対象とした福祉教育では地区推進会でグループワークを行い、福祉を学び地域福祉を推進していけるように取り組んでいく。
		1) 地域福祉推進資源・財源の強化	③	【社会福祉課】 ・毎月行う定例会で、各相談支援事業所からの困難事例を協議する事で今後の支援や課題の情報等を共有する。町で抱える課題について定期的に部会を開催し実情に応じた体制の整備を行う。 【社会福祉協議会】 ・各事業所が集まる「やえまーる」等の会議に参加し、情報交換や地域での見守りなどを強化しながら、地域ニーズを解決していく必要がある。
		2) 職員の資質向上	③	【社会福祉協議会】 ・職員の資質や意識の向上が図れるように全職員（嘱託・臨時含む）が他の業務や課題を把握する為の勉強会の実施、また各事業ごとの実績報告で課題や取り組み方法を、他の職員と情報共有が必要。地区推進会等を通して地域住民の声に耳を傾ける体制づくりを行い、地区担当として一人ひとりの職員が住民に目を向け、住民のハートをキャッチしてお互いに信頼性を高め、職員一人ひとりが積極的に研修会等に参加し資質向上に努めていく。
	③ 推進基盤の確立	3) 研修制度の強化、専門職の配置・育成	②、③	【社会福祉課】 ・課題解決に必要な研修会に職員を積極的に派遣しており、相談事例については、関係機関の協力の上、連携して対応している。 また、平成29年度より町職員として社会福祉士及び精神保健福祉士の採用、配置が決定しているので、課題解決推進の基盤が確立されつつあると思われる。 【社会福祉協議会】 ・社協では、様々な課題に対応できる専門的な知識の保持と即応力を身に付け、地域福祉を推進する。また、必要な専門職員を配置する。

基本目標	主要施策	推進の方向	総合評価	推進課題と今後の施策の展開
IV 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	① 相談支援の充実  ② 情報伝達・共有の仕組みづくり	1) 相談体制の確立	②、③	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サザンウィンド及びみなみの里の2ヶ所に相談支援業務を委託し、障害児・者やその保護者、介護者等から介護や就労、経済的な相談などに対応し、それぞれに合った支援や関係機関等に繋げる。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協では、ふれあいのまちづくり事業にて、総合相談事業を行っている他、週1回心の相談、月2回無料法律相談、月1回行政相談を実施している。また、4校区にCSWを配置しており、校区で上がった相談は担当のCSWが民生委員・児童委員や地区推進員、必要に応じて地域包括支援センターなど他機関との連携体制を図り解決に努めている。今後は、定期的に包括との情報交換会を開催し、相談体制や連携の強化を図っていききたい。</li> </ul>
		1) 情報提供体制づくりの推進	②、③	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、こころの相談窓口は週1回の実施だが、相談状況等を確認して実施日数を増やしていくのかを検討していく。また、周知方法については、引き続き広報紙へ掲載していくと共に、町HPへの掲載、窓口でのチラシ等の設置を進めていく。</li> </ul> <p>【企画財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報紙を毎月発行することで、行政サービスや地域情報を発信している。配布方法は、自治会加入者は各自治会へ、未加入世帯のうち希望する世帯に関しては、町シルバー人材センターへ配布を依頼している。また、公共施設や銀行等にも設置をすることで、未配布世帯の町民も自由に持ち帰る事ができるようにしているほか、HPへの掲載によりインターネットで広報紙を見る事が出来るようにしている。</li> <li>・今後の課題としては、町区画整理事業の進捗に伴う世帯数の増加により、紙媒体での広報紙の不足が懸念される。世帯数増加の推移を鑑みて、発行部数や配布方法を検討する等の取組みが必要である。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協だよりやHPを介して、各職員の担当事業の周知や各種ボランティア団体の活動状況を掲載しており、ブログの更新も頻繁に行われており、社協の情報発信に繋がっている。今後更に、町民に関心を持たせるような掲載記事の工夫を行い、福祉・保健・医療の情報を誰でも分かりやすく提供できるように広報紙を作成する必要がある。</li> </ul>
		2) 情報バリアフリーの推進	②	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の状況として、役場に利用者から窓口・FAX・メール等で手話通訳派遣依頼の申請をしてもらい、役場から沖縄県身体障害者福祉協会に連絡し登録派遣者と調整して当日に派遣を行う。派遣内容として病院受診・銀行等の諸手続きである。当日の依頼の場合、派遣者が確保できず、別の日程に変更してもらおうケースがある。窓口到手話通訳者を配置し急な派遣の対応を行う。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員養成講座での人材育成や手話サークルでの交流会などを開催する事により障害者とのふれあいも増えていくので引き続き、開催していく必要がある。今後、手話奉仕員養成講座の修了者（手話奉仕員）へのフォローアップ研修会の開催や手話奉仕員が地域で活躍できる場の提供を検討したい。また手話・音訳ボランティア養成講座の開催も検討していきたい。引き続き手話・音訳サークルの支援を行いながら、サークル会員増に向け広報等で呼びかけを行っていく。</li> </ul>
3) 情報を共有する仕組みづくり	②、③	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回の町内障害福祉事業所定期連絡会、月1回の相談事業所勉強会、随時個別連絡会を行い、障害福祉サービスの資質向上を図り、今後も、福祉サービス事業所が抱えている問題を行政としてバックアップ、フォローアップを実施していききたい。</li> </ul> <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのニーズが増える中、各関係機関との情報交換を定期的に行いたい。情報交換ができていないのが現状。今後は社協職員（CSW）と福祉サービス事業所、関係事業所との情報交換する機会づくりや要保護対策協議会、地域包括支援センターとのケース検討会、各種実務者会議への各担当社協職員が参加、課内会議等にて職員間で協議事項の報告や情報共有を図る。また、社会福祉法人の福祉関係事業所間との「地域における公益的な取組み」活動についての情報交換会も定期的に行う必要がある。</li> </ul>		

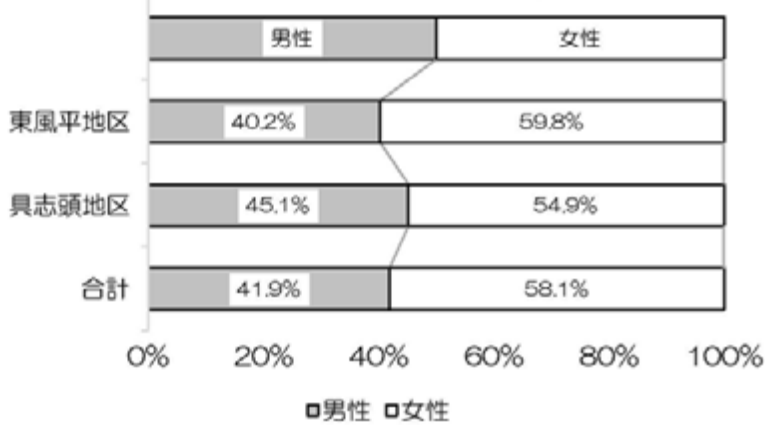
基本目標	主要施策	推進の方向	総合評価	推進課題と今後の施策の展開
Ⅳ 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	③ 権利擁護体制の推進	1) 苦情解決の仕組みづくりの推進	③	【社会福祉協議会】 ・苦情への対応に関する実施要綱、意見箱の設置、第三者委員の選出は実施しているが、第三者委員会の開催には至っていない。4校区にCSWを配置している為、ワーカーや事務局を介して解決ができていく。今後も苦情解決の仕組みづくりを推進し、更に積極的に広報に努めていく。
		2) 権利擁護の仕組みづくりの推進	①、②、④	【社会福祉課】 ・認知症高齢者や知的障害者など、判断能力が不十分な方たちが、不利益を被らないよう、成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する啓発を図る。 【社会福祉協議会】 ・窓口パンフレット設置、町の広報紙や社協だよりを活用し、成年後見制度等の町民への周知を図っていく。
		3) 虐待防止の仕組みづくりの推進	①、②、④	【児童家庭課】 ・要保護児童対策地域協議会事務局（調整機関）は、より専門的な知識や経験、的確な判断が必要とされる専門職の配置が望まれる。 【社会福祉課】 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会、警察、病院等の関係機関と連携し、虐待防止対策や虐待等が発生した場合に必要な支援に取組む。 ・虐待が発生した場合、あらゆるケースに対応できるよう相談支援事業所や各関係機関との連絡体制を強化。また、生命の危機があると判断された場合、一時保護施設等の確保を行う。 【社会福祉協議会】 ・町の広報紙や社協だよりを活用し、虐待を身近で発見した場合の対応方法等を掲載し、広く町民へ周知することで虐待防止に繋げる。
Ⅴ 地域福祉推進のための人・組織づくり	① 地域福祉推進のための人づくり	1) 地域福祉を担う役職者の人材育成の強化	②	【社会福祉協議会】 ・悩みのある相談者に対して、適切な対応や関係機関への繋ぎ方などに若干差がある。意識を高く持たせるように仕向ける。また、民生委員・児童委員の役割等を住民に理解・周知を行う。
		2) 各組織団体等のリーダーの養成	③、④	【生涯学習文化課】 ・社会教育情勢の価値観の変化により、組織の会員数減少が大きな問題になっている。今後の施策として会員数増加に繋がる事業の考案、現事業の見直し、会員の勧誘に力を入れていきたい。 【社会福祉協議会】 ・今後、商工会・企業等に福祉勉強会等の研修会を促していく必要がある。
		3) 地域福祉を担う人材の育成支援	④	【社会福祉協議会】 ・団塊の世代を対象とした事業は行っていないが、地域のミニデイや配食サービスの地域ボランティアとして活躍している方もいる。今後、団塊世代を対象に勉強会を開催し、団塊世代の方々の「今まで…これから」の講話をしていただき、今後の地域福祉の推進ができれば地域貢献、認知症予防や生きがいづくりに繋がると思う。 ・かりゆし長寿大学の卒業生も地域でシルバーボランティアとして活動してもらえるようにアプローチや広報等を行い、連携を深める。
	② 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展	1) 八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上	②	【社会福祉協議会】 ・社協だより発刊やHPを活用して広く町民へ認知度を上げていく。また、各種事業（募金活動、ファミサポ、相談、ミニデイ）等を通して社会福祉協議会を周知していく。
		2) 自主財源の確保	②	【社会福祉協議会】 ・今後も会員拡大を図り、住民が社協活動に参加する事を推進する。また、引き続き町民に対して「福祉とは」を周知し、今以上に地域福祉を推進し、社協の自己財源を確保していく必要がある。 ・社協職員一人ひとりが積極的に周りに対して社協のアピールをし、地域を巻き込み募金活動を推進していきたい。自己財源を確保することで、制度では対応できないケースへの対応や公益的な事業の取組みについて周知していく。
		3) 八重瀬町社会福祉協議会組織の基盤強化	②	【社会福祉協議会】 ・制度改革が進められている中、役職員並びに評議員が地域福祉の推進に積極的に関わっていく。事業などについて分析し、共有することで組織、事業の在り方を検討していく。

## 第7節 町民意識調査からみる八重瀬町の現況

### I 基本属性について

#### ◆性別について

図 18 地区別・性別



今回の町民意識調査に協力してくれた町民は、男性が合計で41.9%、女性が58.1%で、女性が2割程度高い。

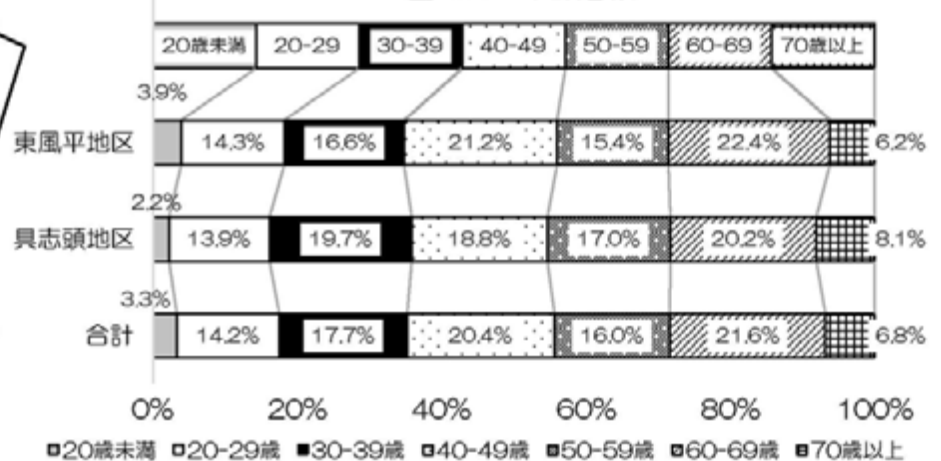
平成29年10月1日の人口は30,839人で、性別では「男性15,297人」49.6%、「女性15,542人」50.4%である。

#### ◆年齢について

年齢階級別に見ると、60代が合計で21.6%と最も高く、次いで40代が20.4%と高い。20歳未満は3.3%と最も低い。

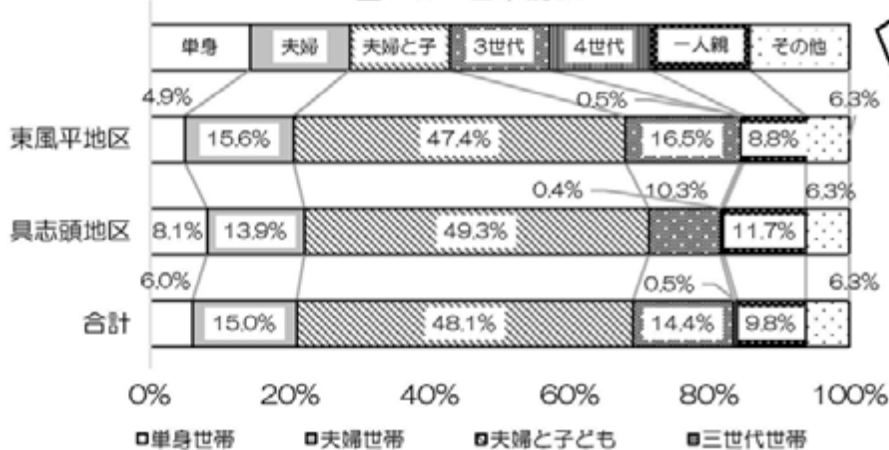
地区ごとに見ても、両地区とも60代、40代が高く、20歳未満が低い。

図 19 年齢階級



#### ◆世帯の構成について

図 20 世帯構成

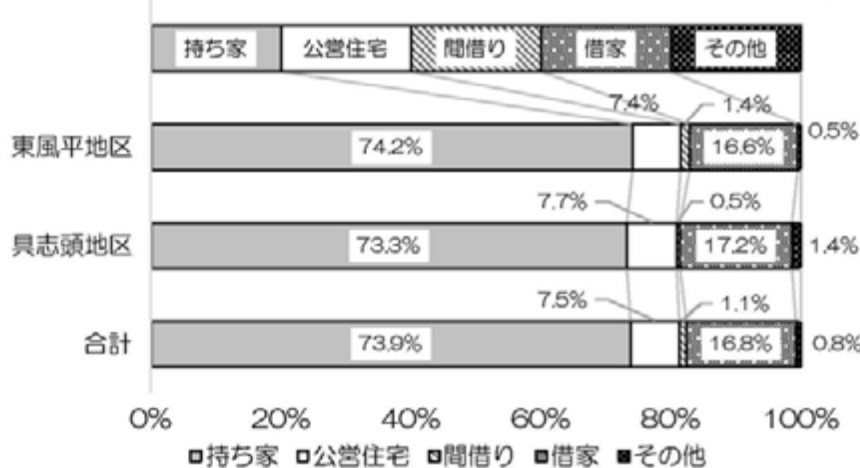


世帯構成を見ると、「夫婦と子ども」世帯が合計で48.1%と最も多く、以下、「夫婦世帯」15.0%、「三世帯世帯」14.4%となっている。

国勢調査等で増加が問題になっている「単身世帯」は6.0%と低い。

◆住居形態について

図 21 住居形態

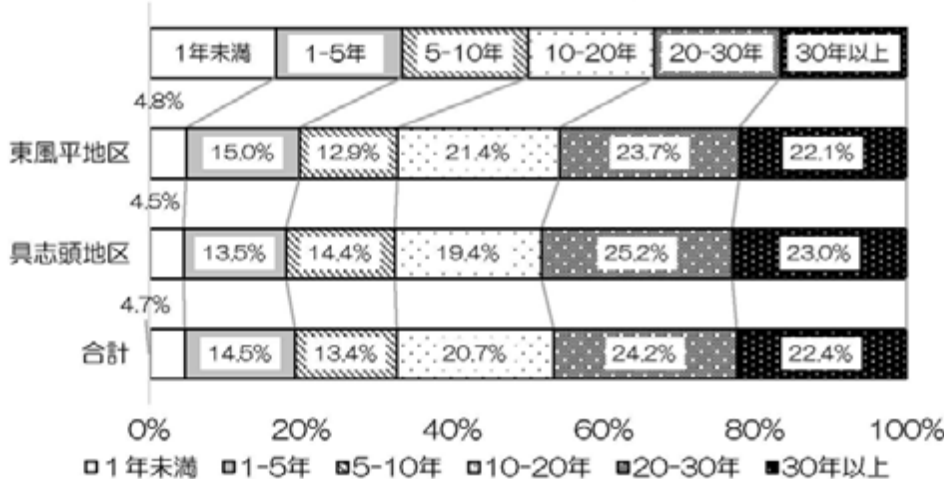


住居形態では、「持ち家」が合計で73.9%と、圧倒的に高く、次に高い「借家」は2割弱である。

居住年数は、「20～30年」が合計で24.2%と最も高く、次いで「30年以上」が22.4%で高い。5年未満居住者は、19.2%と2割程度を占めている。

◆居住年数について

図 22 居住年数

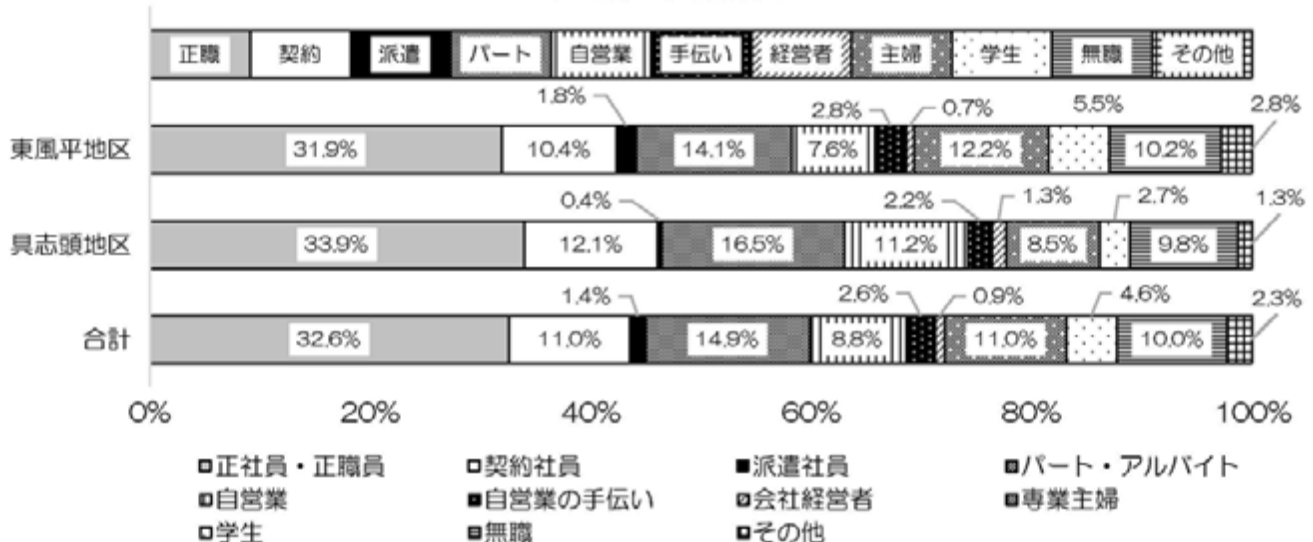


雇用形態では、「正社員・正職員」が合計で32.6%と最も高く、非正規は契約社員、派遣社員、パート・アルバイトと併せて7.3%である。

地区別では、正規、非正規雇用の差はないが、「自営業」では東風平地区が7.6%、具志頭地区が11.2%と差が見られる。

◆雇用形態について

図 23 雇用形態

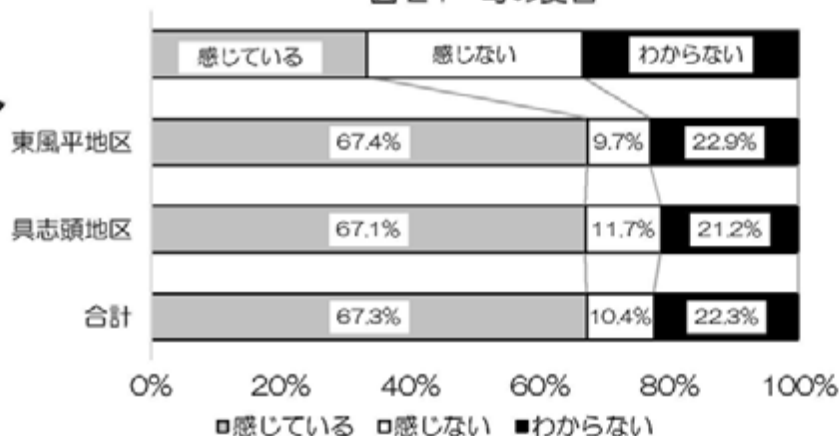


## Ⅱ 住み良さ・環境について

### ◆八重瀬町に対して「愛着」を感じていますか

図 24 町の愛着

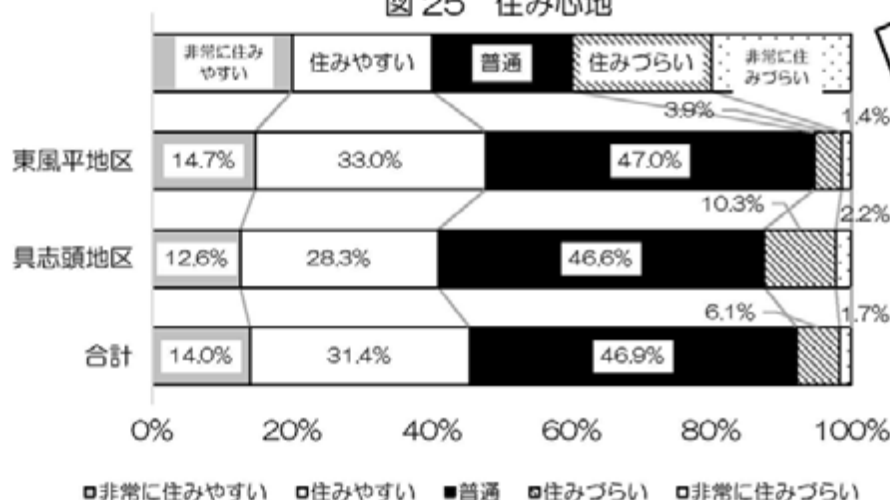
八重瀬町に対して「愛着」を感じている町民が7割程度で高いが、「わからない」も合計で22.3%と高い。



### ◆住まいの地区（字・自治会）の住み心地について

図 25 住み心地

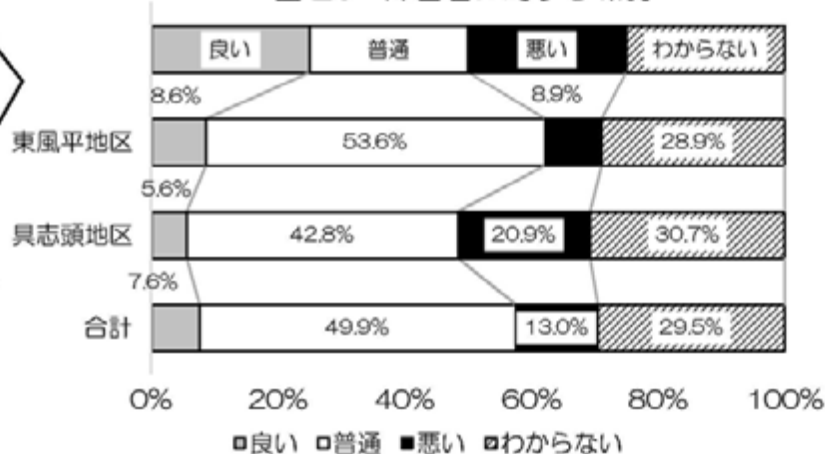
地区別にみると、「非常に住みやすい」は東風平地区で14.7%、具志頭地区で12.6%となっていて、東風平地区の町民が具志頭地区に比べて住み心地感が高い。「住みづらい」「非常に住みづらい」の両方を合わせた比率では、東風平地区5.3%、具志頭地区12.5%で具志頭地区が若干高い。



### ◆障害のある人が自分らしく安心して暮らせる環境

図 26 障害者に対する環境

障害のある人が自分らしく安心して暮らせる環境として「良い」が合計で7.6%と「悪い」の13.0%より低い。  
また、「わからない」が29.5%と3割程度を占めている。

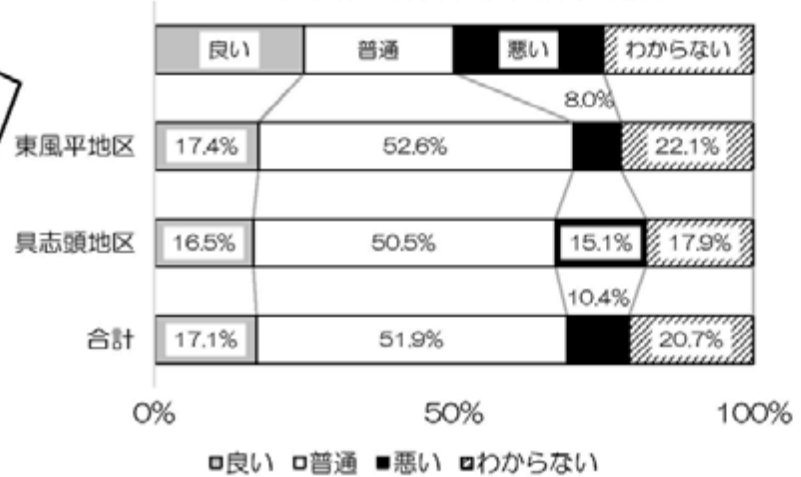




◆高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境

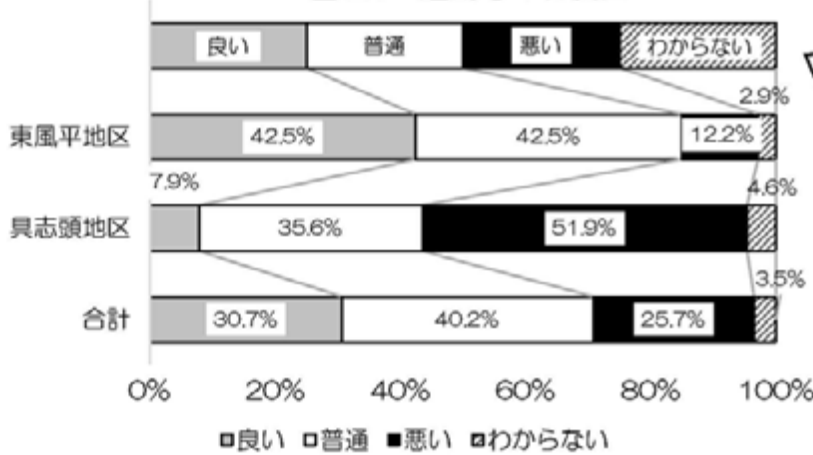
高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境として「良い」が合計で17.1%、障害者の環境(図26)と比較して9.5ポイント高いが2割弱で低い。「わからない」が2割程度となっている。

図 27 高齢者に対する環境



◆通勤や買い物の利便性について

図 28 通勤等の利便性

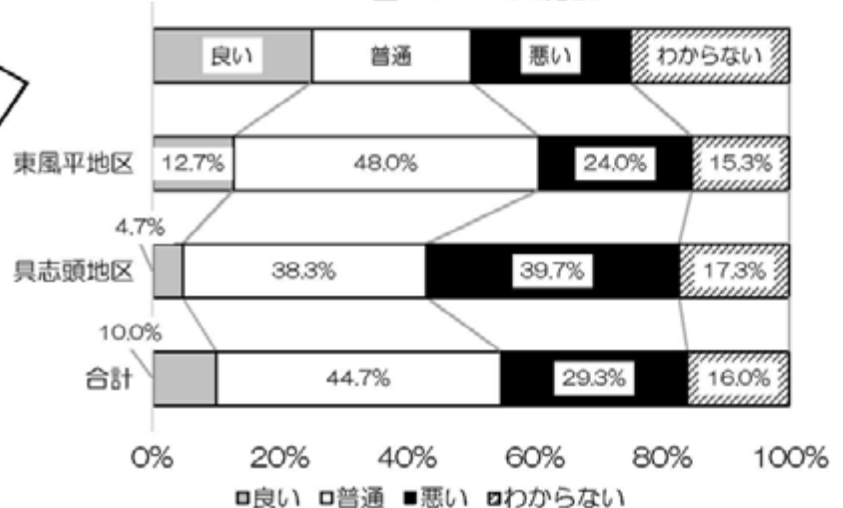


通勤や買い物の利便性については「良い」が3割程度となっている。「良い」について地区間を比較すると、東風平地区が42.5%に対し、具志頭地区は7.9%と地域間の格差が大きい。

◆町民が利用しやすい公共施設の立地について

町民が利用しやすい公共施設の立地について、「良い」は合計で10.0%、「悪い」の29.3%の3分の1程度である。公共施設についても町民は地域間の格差を感じている。

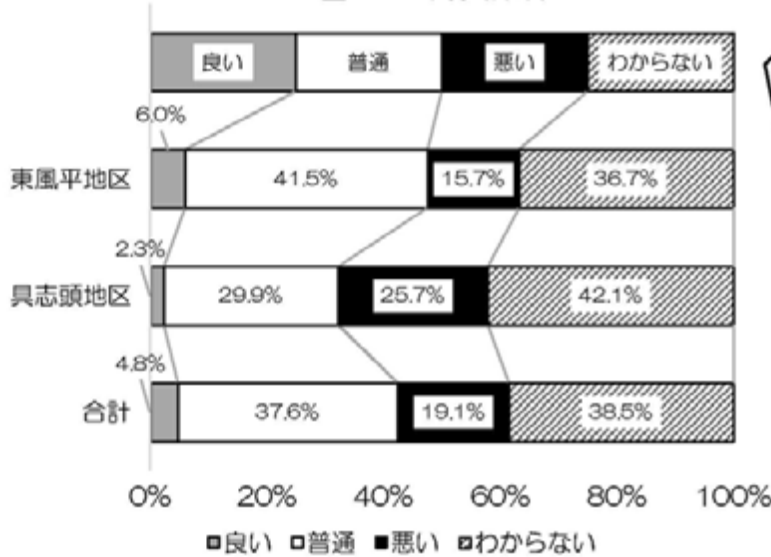
図 29 公共施設





◆防災体制（避難誘導体制）・組織の体制について

図 30 防災体制



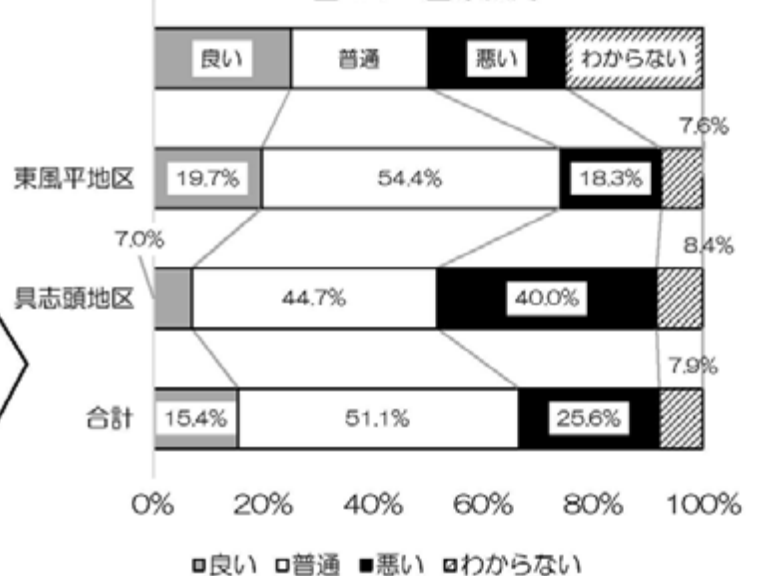
東風平地区で「良い」が6.0%、「普通」が41.5%と、普通以上が5割程度であるのに対して、具志頭地区は「良い」が2.3%、「普通」が29.9%と両方合わせた普通は3割程度で低い。そのため、「悪い」が東風平地区は15.7%であるのに対して具志頭地区は25.7%と10ポイント高い。また、「わからない」が両地区とも4割程度と高い。

◆病院など、医療機関が充実している環境

病院など、医療機関についての環境は、「良い」が合計で15.4%、「普通」が51.1%、普通以上が6割程度と高いが「悪い」も25.6%と高い。

医療機関については、地域間の意識の差が大きく、東風平地区が「良い」が19.7%、「普通」が54.4%と、普通以上が7割以上であるのに対して、具志頭地区は「良い」が7.0%、「普通」が44.7%と両方合わせた普通は5割程度で低い。

図 31 医療機関

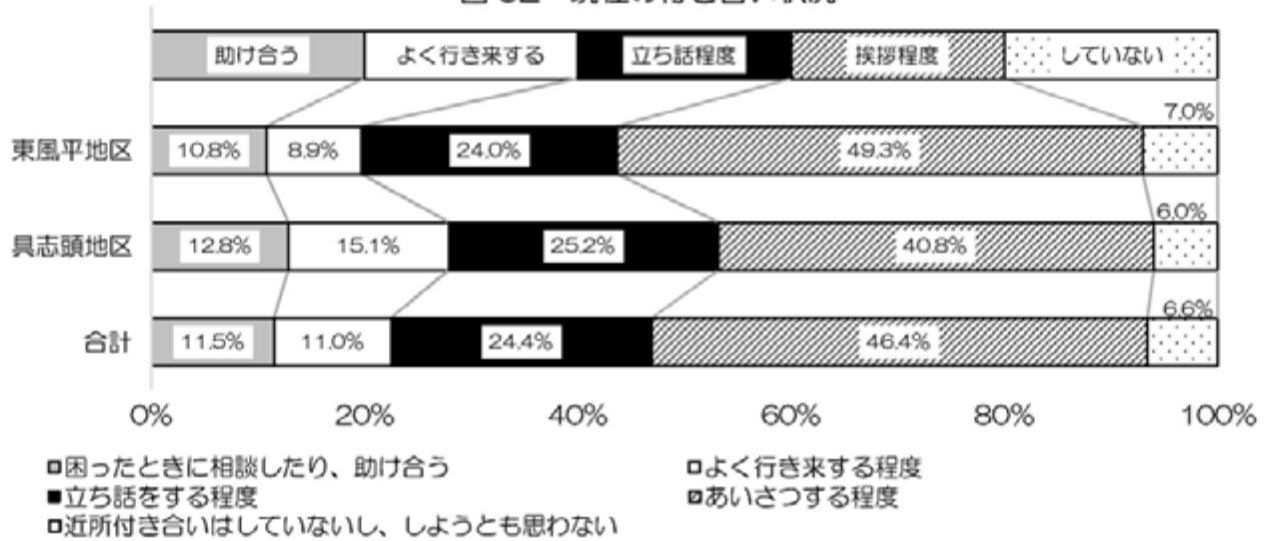


### Ⅲ 親族・友人・近隣等との関わりについて

◆日ごろ、隣近所の人とどの程度の付き合いがありますか

現在の付き合いの状況

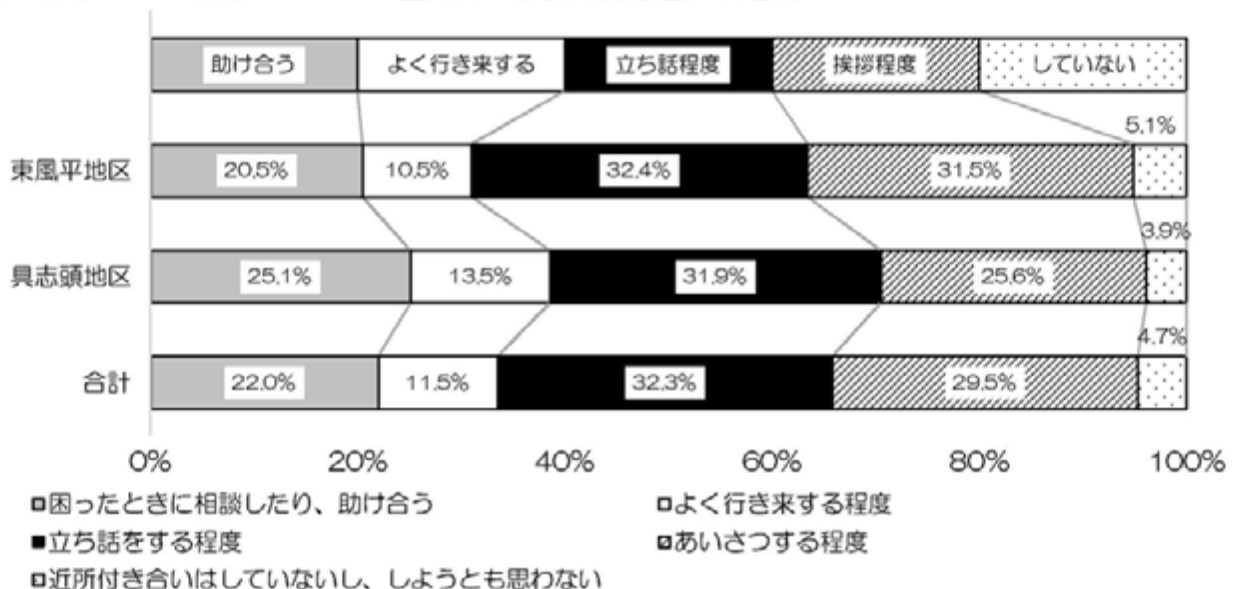
図 32 現在の付き合い状況



東風平地区では「あいさつをする程度」が49.3%、「立ち話をする程度」が24.0%で、7割以上はあいさつや立ち話をする程度の近所付き合いである。また、7.0%は「近所付き合いはしていないし、しようとも思わない」と回答している。具志頭地区では「あいさつをする程度」が40.8%、「立ち話をする程度」が25.2%で、7割近くはあいさつや立ち話をする程度の近所付き合いである。また、6.0%は「近所付き合いはしていないし、しようとも思わない」と回答している。

今後の付き合いの意向

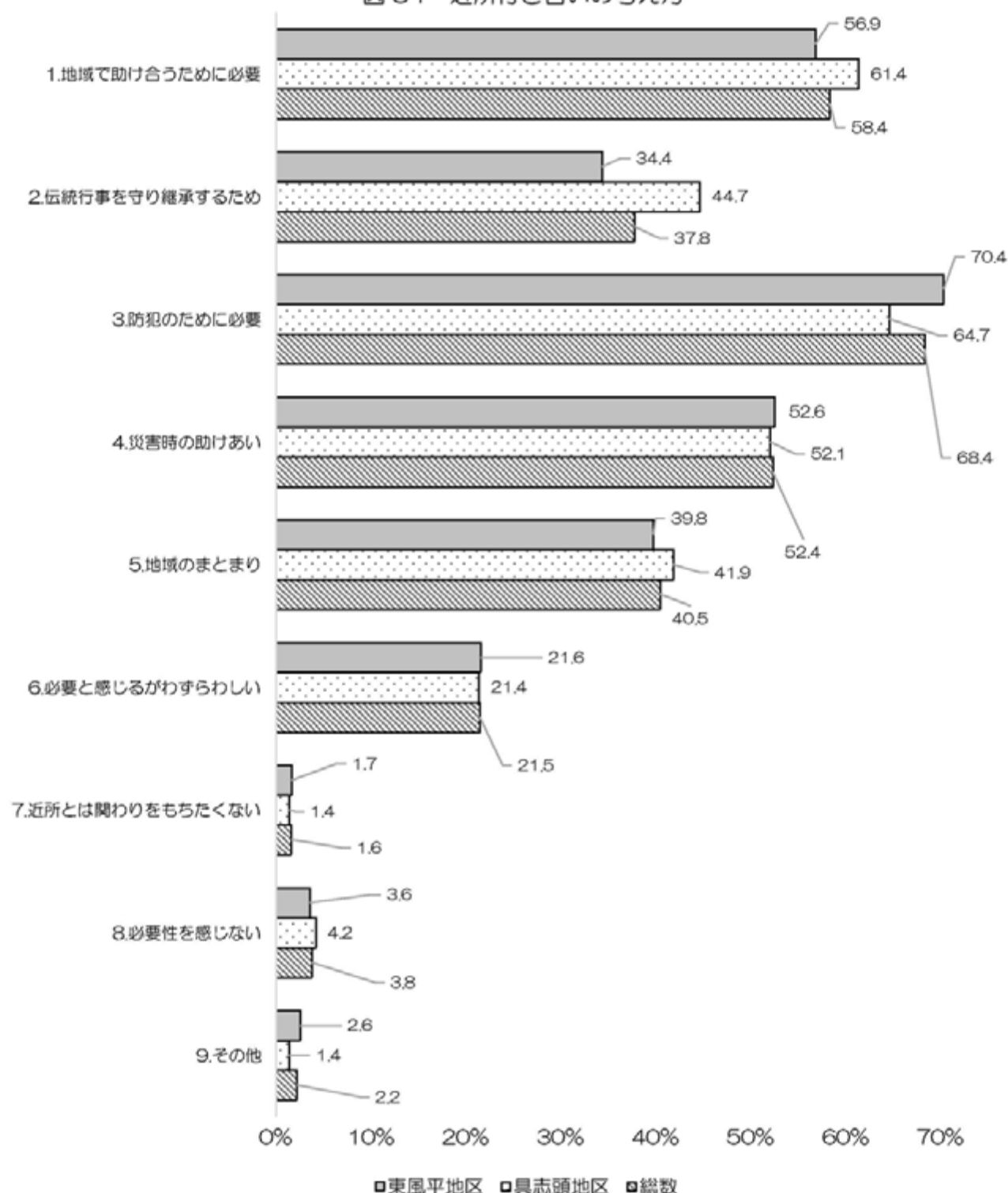
図 33 今後の付き合いの意向



今後の付き合い方として、町民は「あいさつをする程度」が合計で29.5%と、現状の46.4%（図32）より低くなり、「立ち話をする程度」が32.3%と現状の24.4%（図32）より高い。「よく行き来する程度」が11.5%とほぼ同じ、「困ったときに相談したり、助け合うような付き合い」が22.0%と現状の11.5%（図32）に比べて高くなっている。総じて深い近所付き合いをしている町民の割合が高い傾向にある。また、「近所付き合いはしていないし、しようとも思わない」は4.7%と若干低くなっている。

◆近所付き合いについて、どのように考えていますか

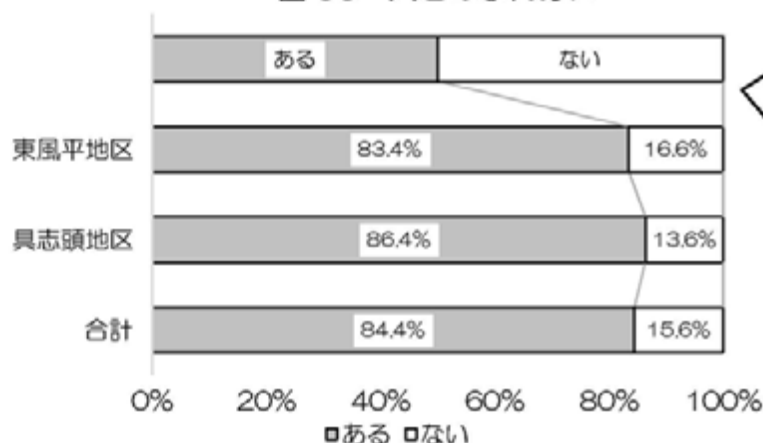
図 34 近所付き合いの考え方



近所づき合いの考え方として、「地域の防犯のために必要（あやしい人がいたら注意を払うなど）」が総数で68.4%と最も高く、次に高いのが「日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要」58.4%、以下「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」52.4%、「地域のまとまりのために必要」40.5%、「伝統行事を守り、継承するために必要」37.8%、「近所付き合いは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」21.5%、の順で続いていて、「近所付き合いの必要性を感じない」「近所とは関わりを持ちたくない」がそれぞれ、3.8%、1.6%となっている。

◆日頃外出したり、誰かが訪ねてくるなど、人とふれあう機会はありますか

図 35 人とのふれあい

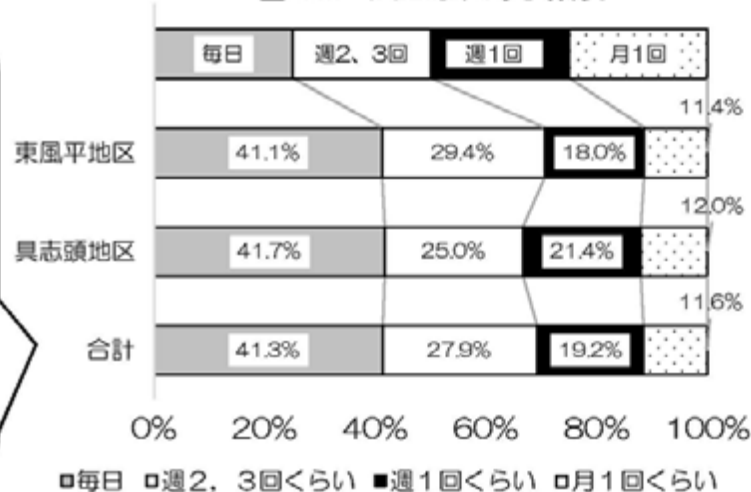


日頃外出したり、誰かが訪ねてくるなど、人とふれあう機会が「ある」町民が合計で 84.4%、「ない」が 15.6%となっている。

◆人とふれあう機会はどれくらいありますか

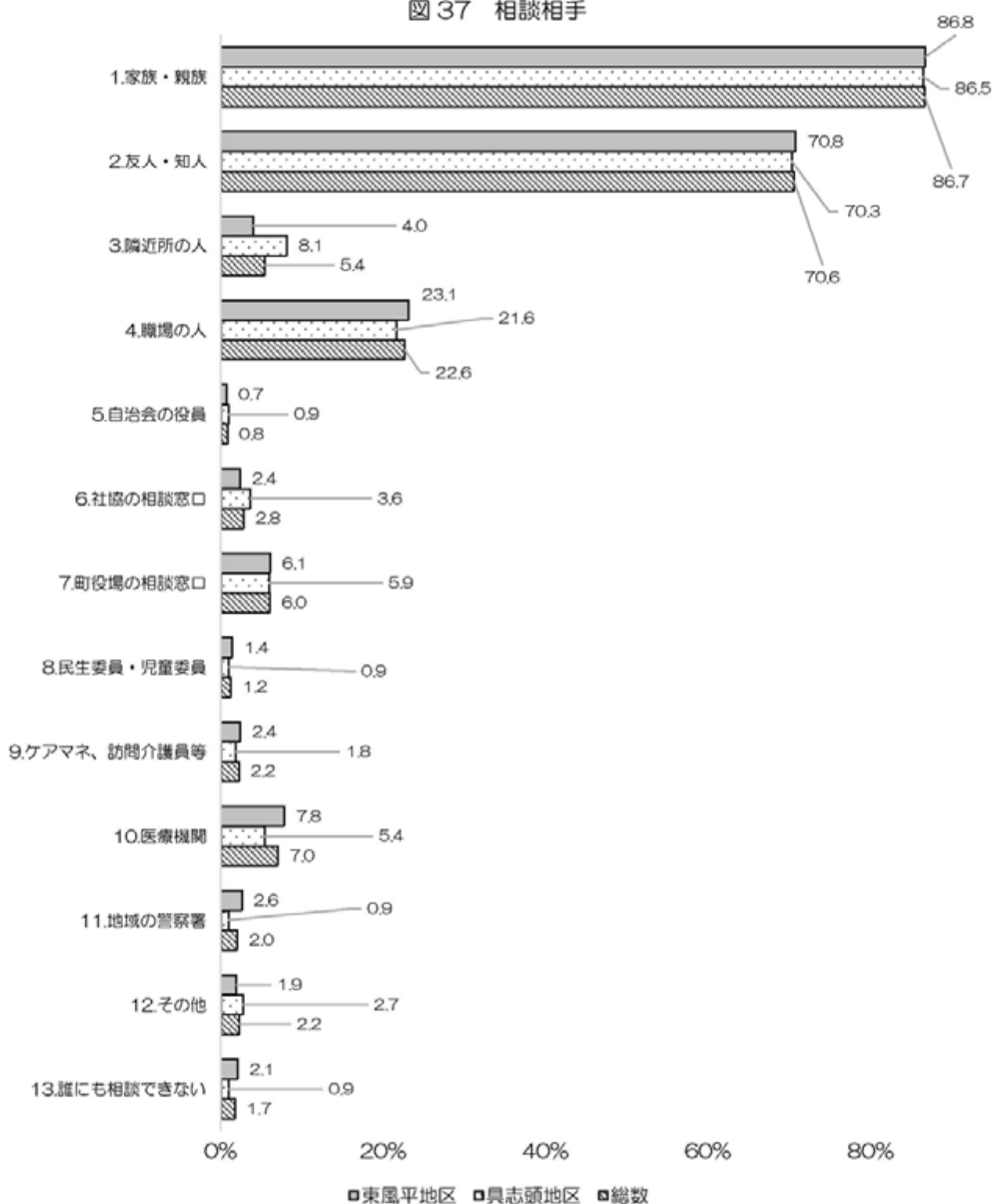
「人とふれあう機会がある」と回答した 84.4%の町民が（図35）、どの程度の頻度で人とふれあう機会があるか聞くと、「毎日」が合計で 41.3%、「週2、3回くらい」が 27.9%、「週1回くらい」が 19.2%、「月1回くらい」が 11.6%と、触れ合いがあると答えた人でも1割程度は月に1回程度で、八重瀬町でも社会的孤立状態は進行している。

図 36 人とふれあう頻度



◆悩んだり不安になった時など、誰に（どこに）相談したいと思いますか

図 37 相談相手



「あなたは、悩んだり不安になった時など、誰に（どこに）相談したいと思いますか」という問いに対して、「家族・親族」が総数で86.7%、「友人・知人」70.6%が圧倒的に高く、次いで「職場の人」22.6%となっている。このように私的な関係者に相談していることが分かるが、地縁としての「隣近所の人」には5.4%と低い状況である。公的な機関としては「医療機関」が7.0%と最も高く、次いで、「町役場の相談窓口」6.0%で、「社協の相談窓口」、「民生委員・児童委員」はそれぞれ、2.8%、1.2%となっている。「誰にも相談できない」も1.7%となっている。

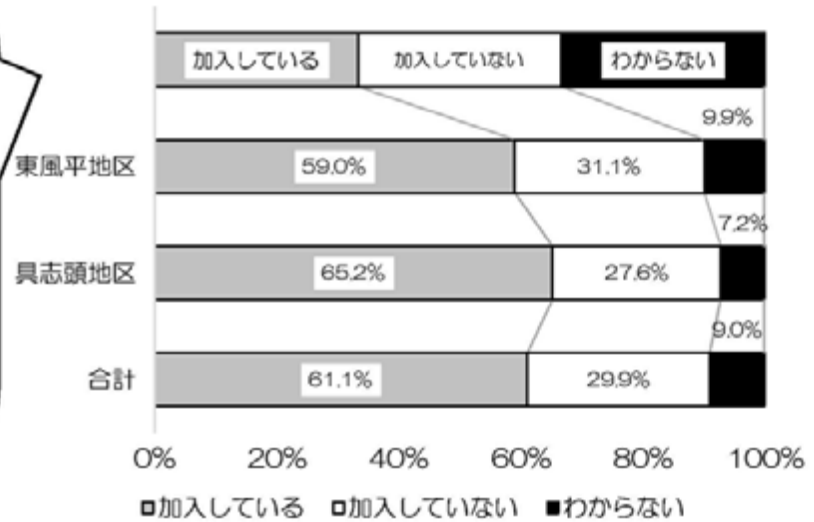
#### Ⅳ 地域活動について

##### ◆字・自治会へ加入していますか

地域の字・自治会へ「加入している」が合計で61.1%、「加入していない」が29.9%となっている。

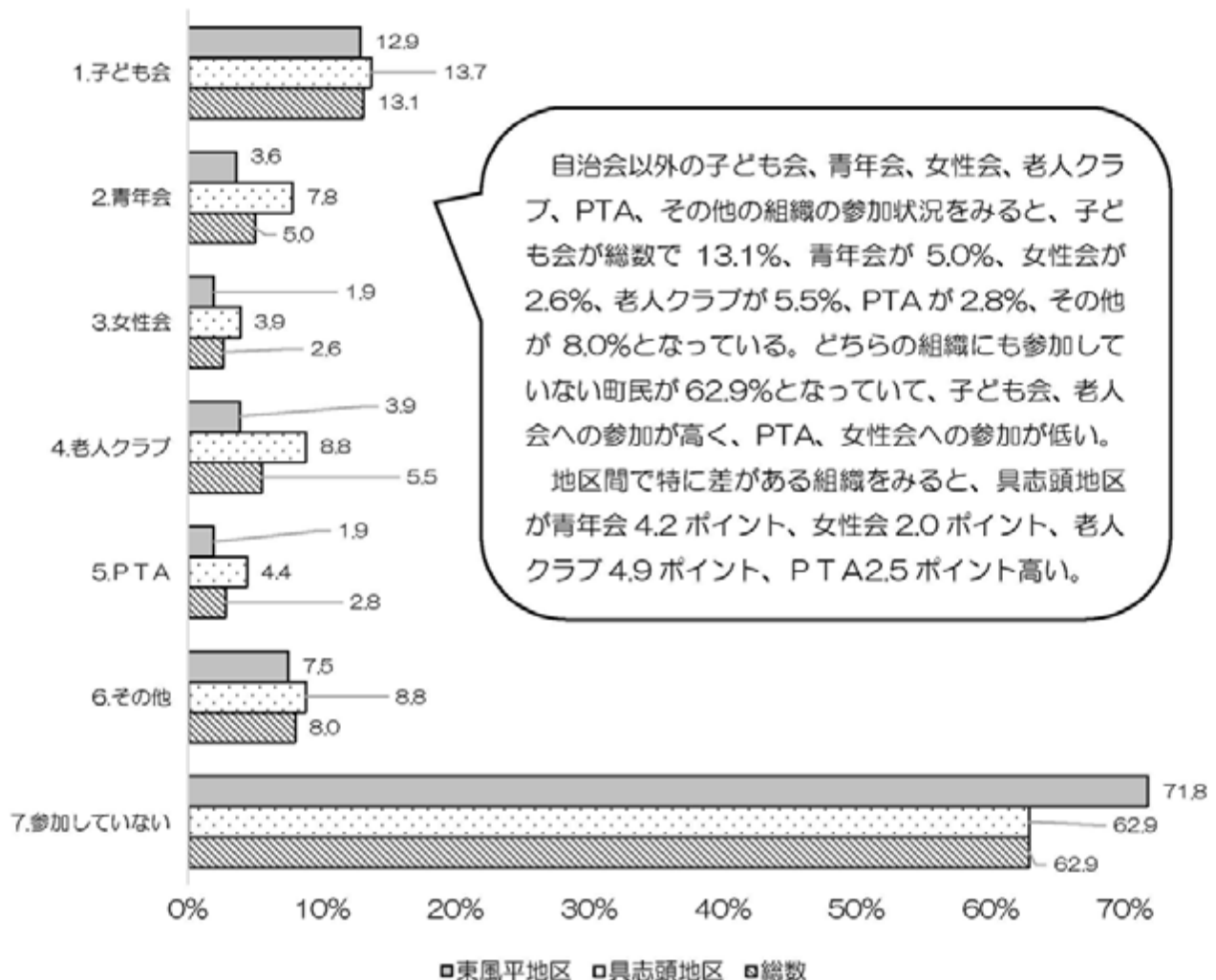
地区別にみると、字・自治会に「加入している」住民は、東風平地区が59.0%、具志頭地区で65.2%となっていて、具志頭地区が6.2ポイント高い。

図 38 自治会加入率



##### ◆字・自治会以外の組織の活動への参加はありますか

図 39 組織活動への参加

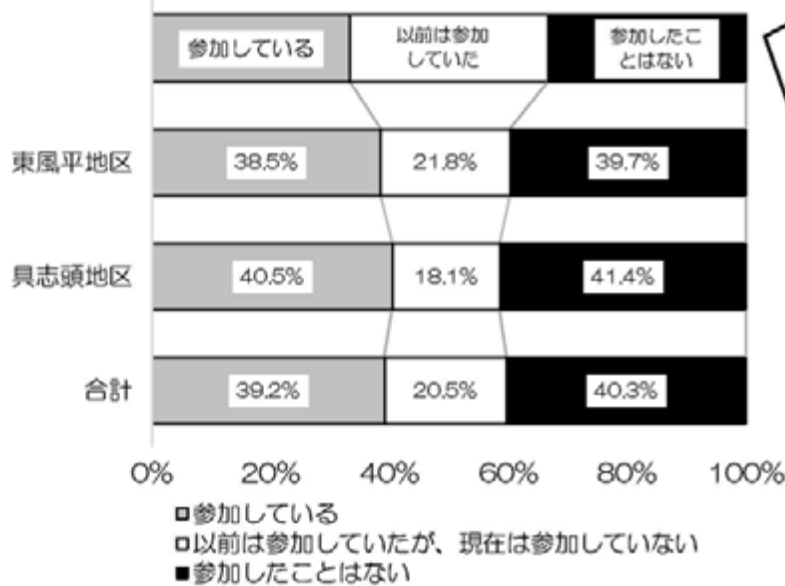


自治会以外の子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、PTA、その他の組織の参加状況を見ると、子ども会が総数で13.1%、青年会が5.0%、女性会が2.6%、老人クラブが5.5%、PTAが2.8%、その他が8.0%となっている。どちらの組織にも参加していない住民が62.9%となっていて、子ども会、老人会への参加が高く、PTA、女性会への参加が低い。

地区間で特に差がある組織をみると、具志頭地区が青年会4.2ポイント、女性会2.0ポイント、老人クラブ4.9ポイント、PTA2.5ポイント高い。

◆現在、清掃活動や地域行事などの地域活動に参加していますか

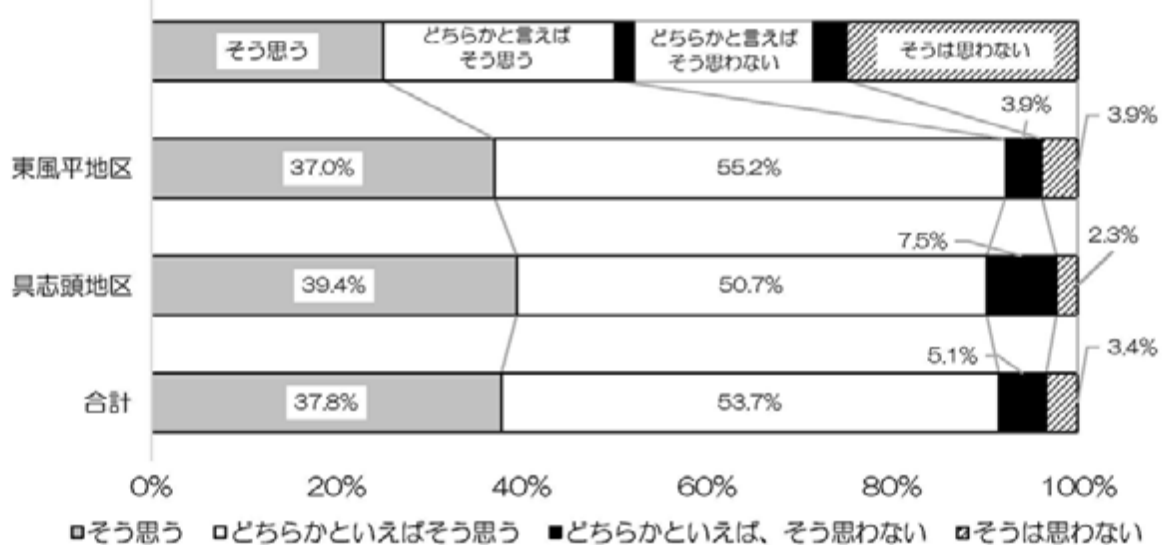
図 40 地域活動への参加



清掃活動や地域行事などの地域活動の参加状況を見ると、「参加している」が合計で39.2%、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が20.5%、「参加したことがない」が40.3%で、4割程度の町民は地域活動に参加している。また、以前参加した参加経験者も含めると6割程度に及ぶ。

◆これからは、「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」と思いますか

図 41 住民協力



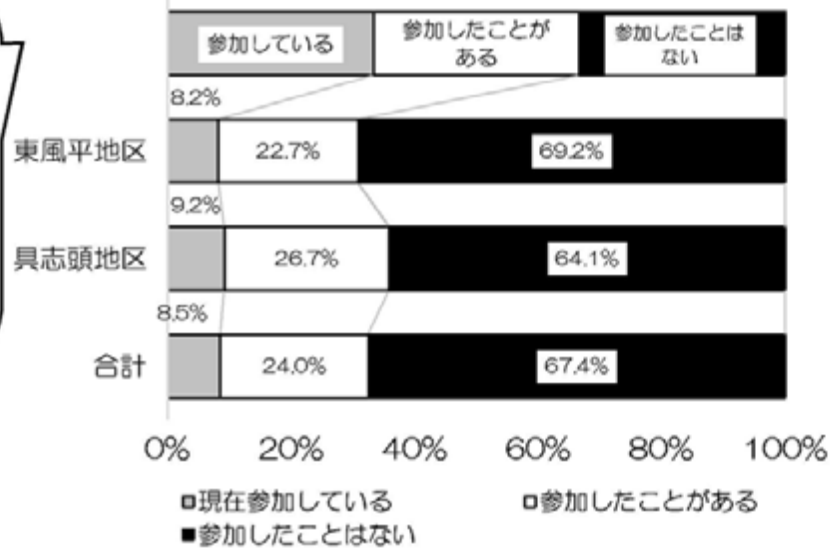
これからは、「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」という意見に対する考えを聞くと、「そう思う」が合計で37.8%、「どちらかといえばそう思う」が53.7%で、肯定的な考えが9割以上を占めている。「どちらかといえば、そう思わない」、「そうは思わない」という否定的な考えは8.5%である。

## V ボランティア活動について

◆現在、ボランティア活動に参加していますか

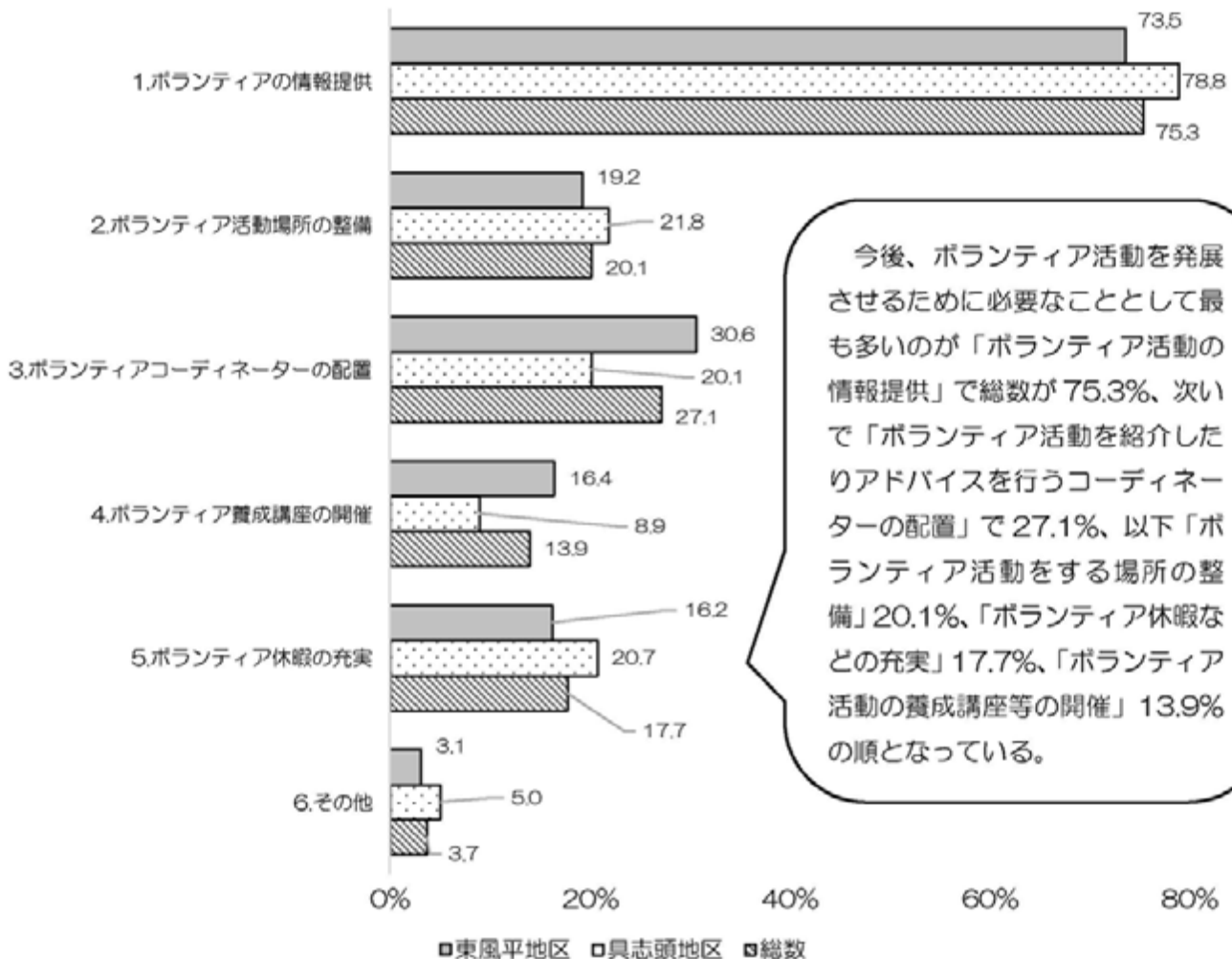
現在、活動に参加しているボランティアは東風平地区が8.2%、具志頭地区が9.2%で、両地区にほとんど差はないが、以前に参加したボランティア経験者を含めると、具志頭地区が若干高い。

図 42 ボランティア活動への参加



◆ボランティア活動をさらに発展させるためには、どのようなことが必要だと思いますか

図 43 ボランティア活動の発展



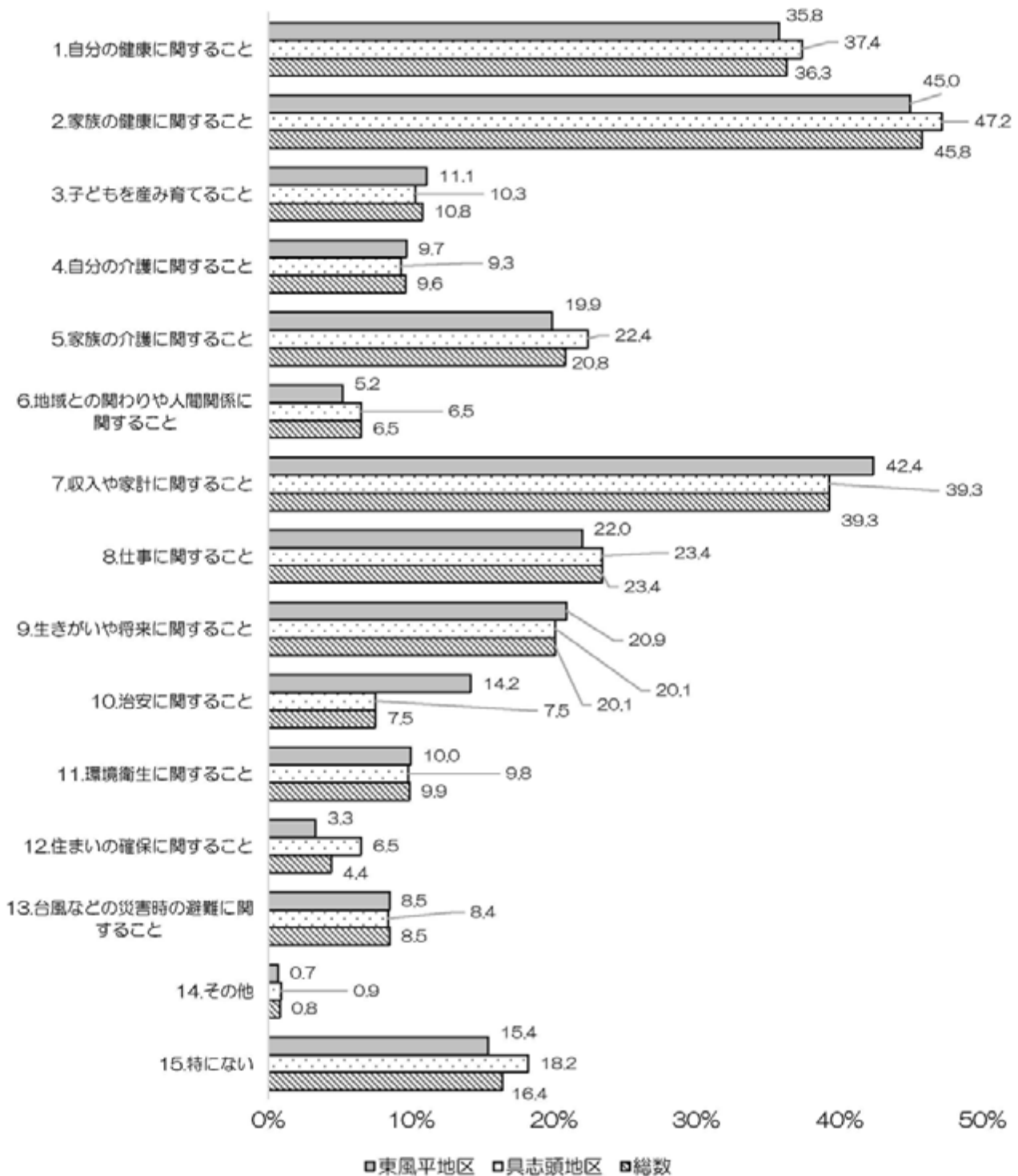
今後、ボランティア活動を発展させるために必要なこととして最も多いのが「ボランティア活動の情報提供」で総数が75.3%、次いで「ボランティア活動を紹介したりアドバイスを行うコーディネーターの配置」で27.1%、以下「ボランティア活動をする場所の整備」20.1%、「ボランティア休暇などの充実」17.7%、「ボランティア活動の養成講座等の開催」13.9%の順となっている。



## VI 日常生活における不安について

◆日常生活のなかでどのようなことに不安を感じていますか

図 44 日常生活の不安



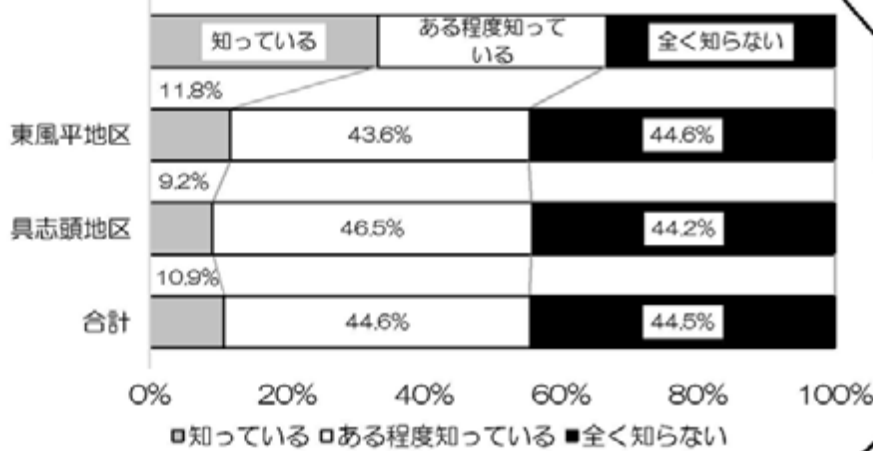
日常の生活の中で町民が不安を感じていることで、最も多いのが「家族の健康に関すること」で総数が45.8%、次に多いのが「収入や家計に関すること」39.3%、3番目が「自分の健康に関すること」36.3%となっている。

地区別にみると東風平地区、具志頭地区間には全体的に見て差はないが、「治安に関すること」において東風平地区が14.2%、具志頭地区が7.5%で東風平地区が6.7ポイント高く、東風平地区の地域開発が進んでいることで治安の問題意識に影響していると思われる。

## VII 社会福祉の施策について

◆仮にあなたのご家族のどなたかに介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っていますか

図 45 日常生活におけるサービス



介護などの日常生活におけるサービスについて「知っている」が合計で 10.9%、「全く知らない」が 44.5%で町民の4割以上は全く知らないと答えている。

虐待相談窓口について、児童が 14.8% (図46)、DV が 15.5% (図47)、障害者が 11.1% (図48) 高齢者が 11.3% (図49) と1割程度の周知である。

◆虐待相談窓口について知っていますか

図 46 児童虐待相談窓口

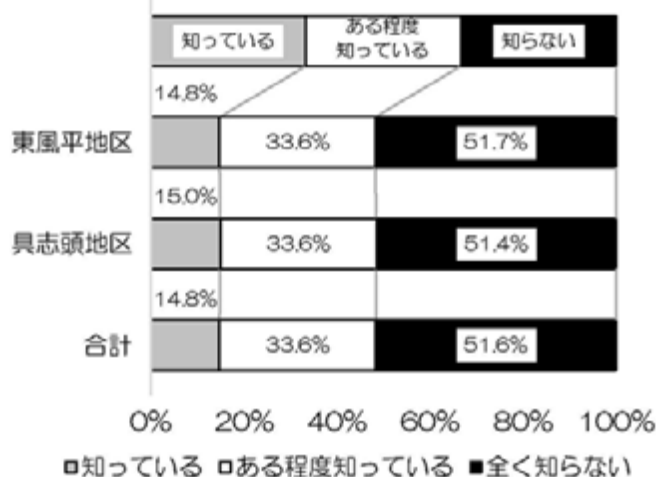


図 47 DV相談窓口

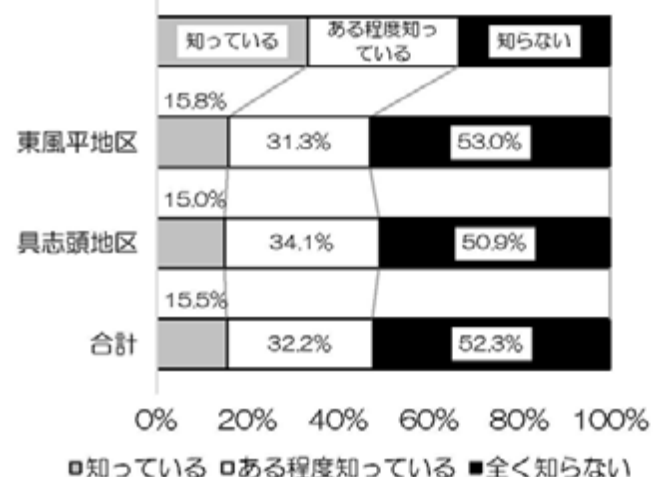


図 48 障害者虐待相談窓口

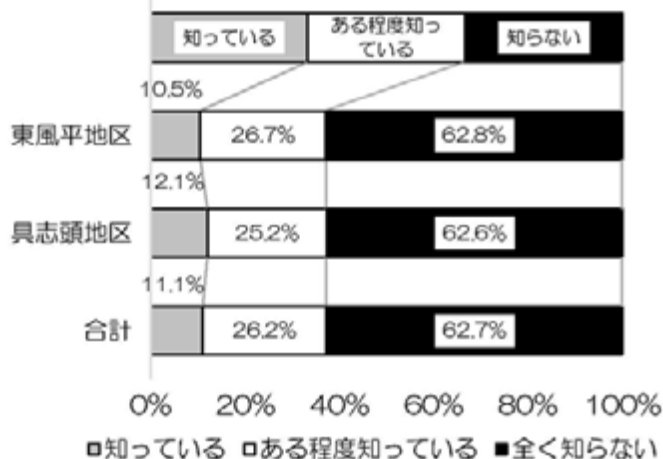
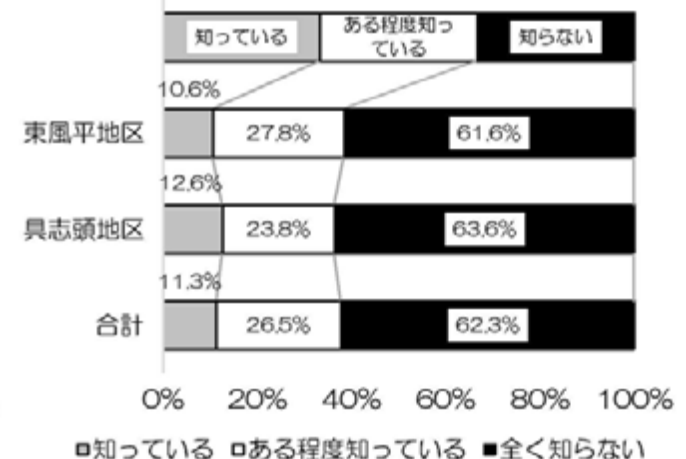
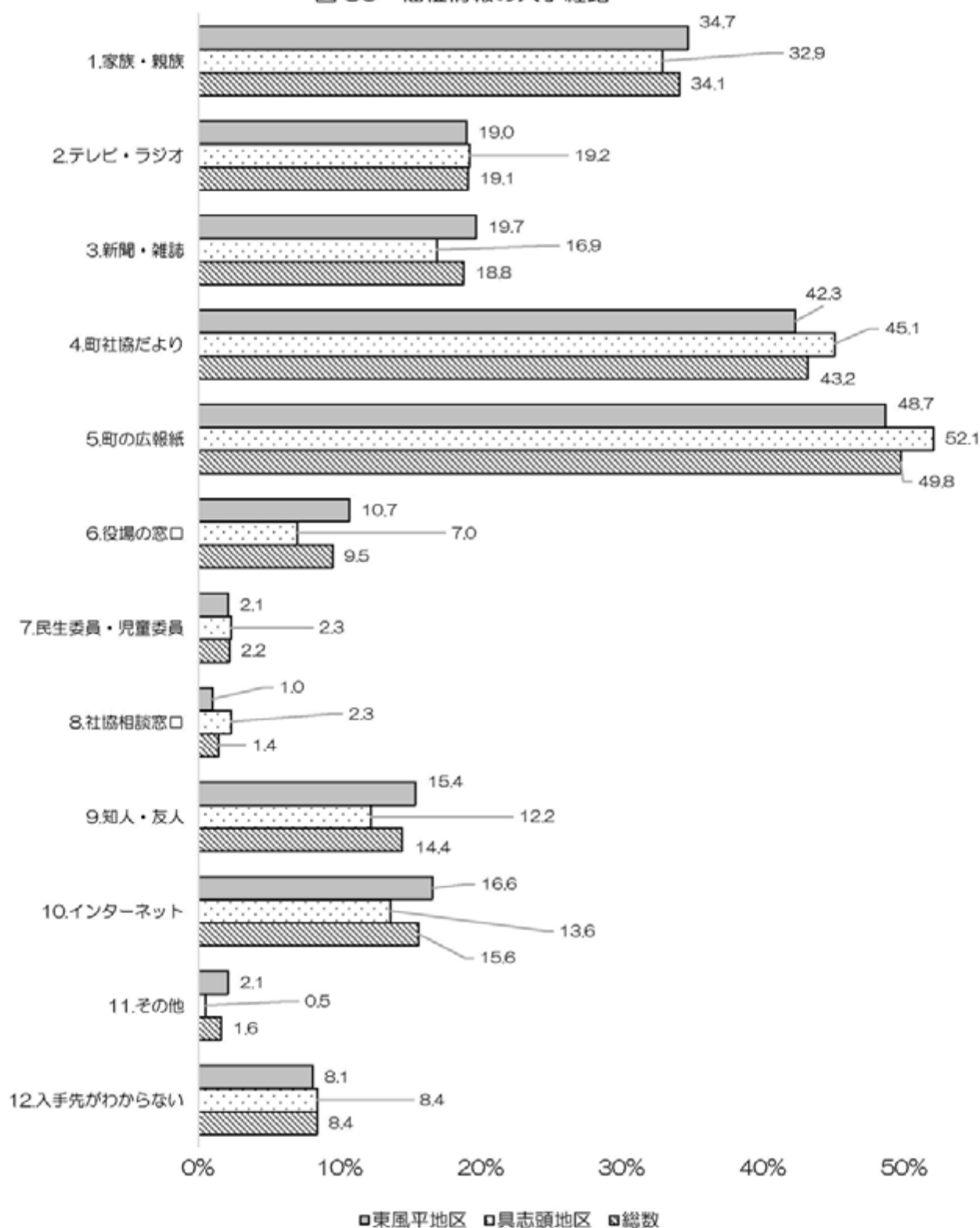


図 49 高齢者虐待相談窓口



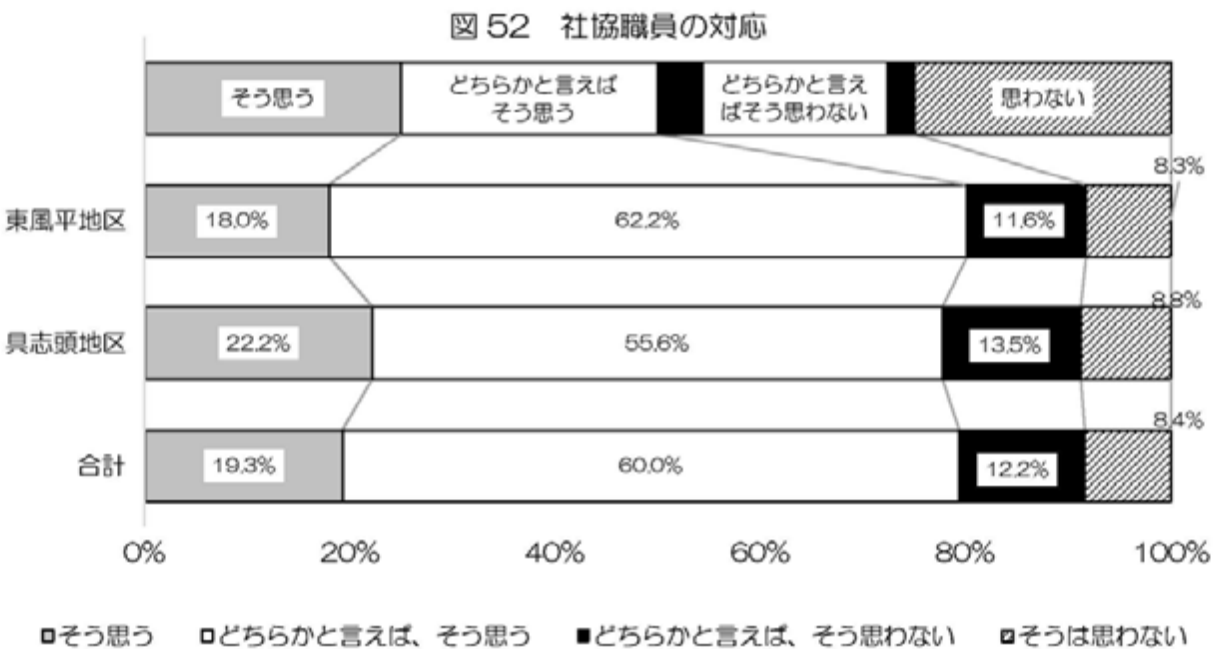
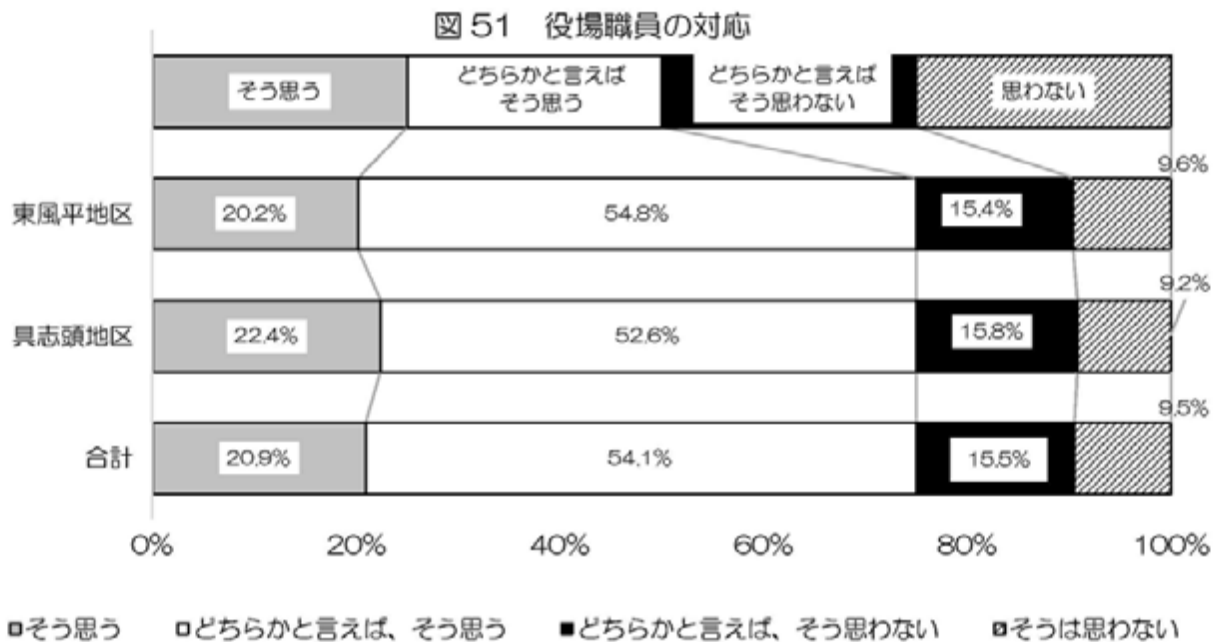
◆地域や福祉の情報の入手経路はなんですか

図 50 福祉情報の入手経路



地域や福祉の情報の入手経路で、最も多いのが「町の広報紙」で総数が49.8%、次いで多いのが「町社協だより」43.2%、以下、多い順にみると「家族・親族」34.1%、「テレビ・ラジオ」19.1%、「新聞・雑誌」18.8%が続いている。主な媒体で今日、注目されている「インターネット」も15.6%と5年前の調査と比べ3倍程度に増えている。

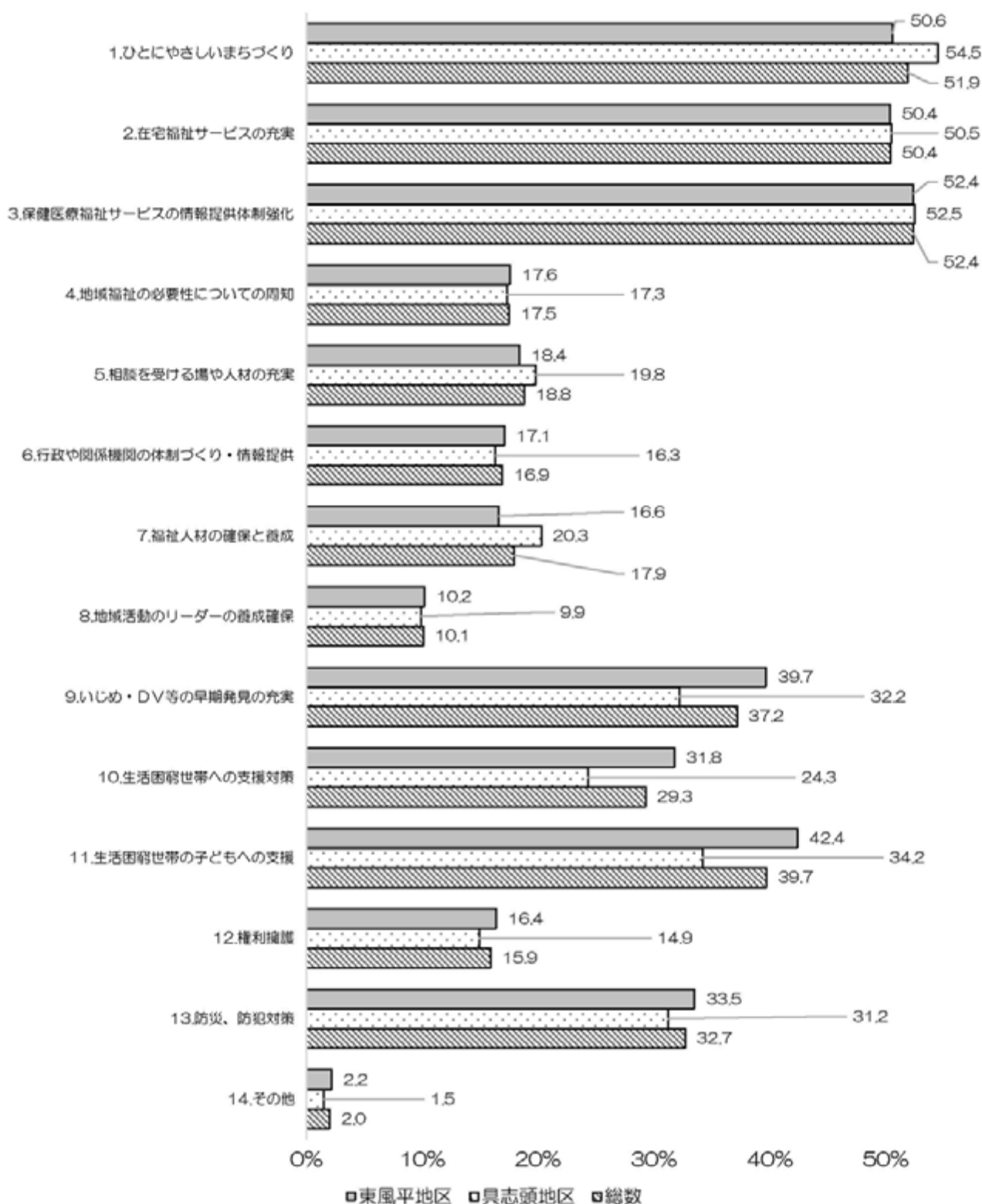
◆町役場職員と町社会福祉協議会職員の対応について良いと思いますか



町役場職員と町社会福祉協議会職員の対応について、良いと思うかどうか尋ねてみると、「そう思う」が役場職員に対しては合計で 20.9%、社協職員に対しては 19.3%、「どちらかと言えば、そう思う」は役場職員に対しては 54.1%、社協職員に対しては 60.0%、肯定的な評価が、役場職員に対しては 75.0%、社協職員に対しては 79.3%と 8 割程度の評価となっている。「どちらかと言えば、そう思わない」「そうは思わない」という否定的な評価は役場職員が 25.0%、社協職員が 20.6%と社協職員に対して若干低い。

◆行政の福祉施策について、どのようなことが重要だと思いますか

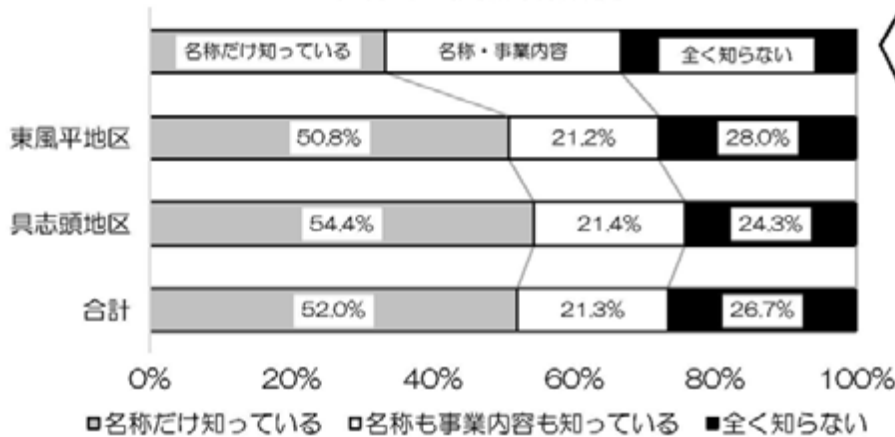
図 53 行政の福祉施策



町行政の福祉施策について、町民が重要だと思っているのは「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」が総数で52.4%、次いで多いのが「ひとにやさしいまちづくりの推進（建物、道路等の段差の解消など）」で51.9%、以下「在宅福祉サービスの充実」50.4%、生活困窮世帯の子どもへの支援39.7%、「いじめ、虐待、家庭内暴力などの早期発見の充実」37.2%、「防災、防犯対策」32.7%、「生活困窮世帯への支援対策」29.3%等が重要な福祉施策としてあげられている。

◆八重瀬町社会福祉協議会を知っていますか

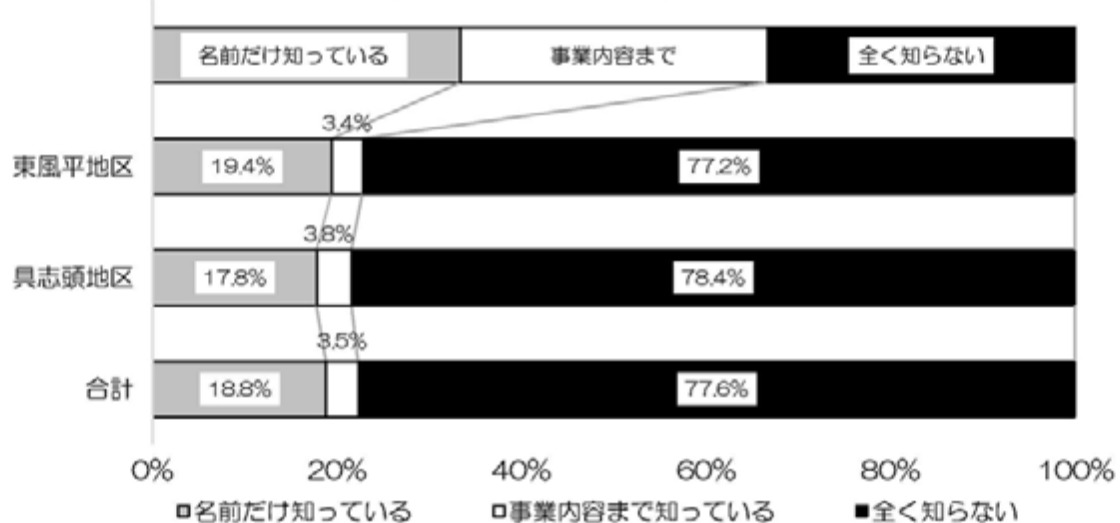
図 54 社協の認知度



八重瀬町社会福祉協議会がどの程度知られているかをみると、「名称だけ知っている」が合計で52.0%、「名称も事業内容も知っている」が21.3%、「全く知らない」が26.7%となっていて、7割程度は町社協の存在を知っている。

◆八重瀬町社会福祉協議会の地域コミュニティネットワーク事業（地区ワーカー制）を知っていますか

図 55 コミュニティネットワーク事業

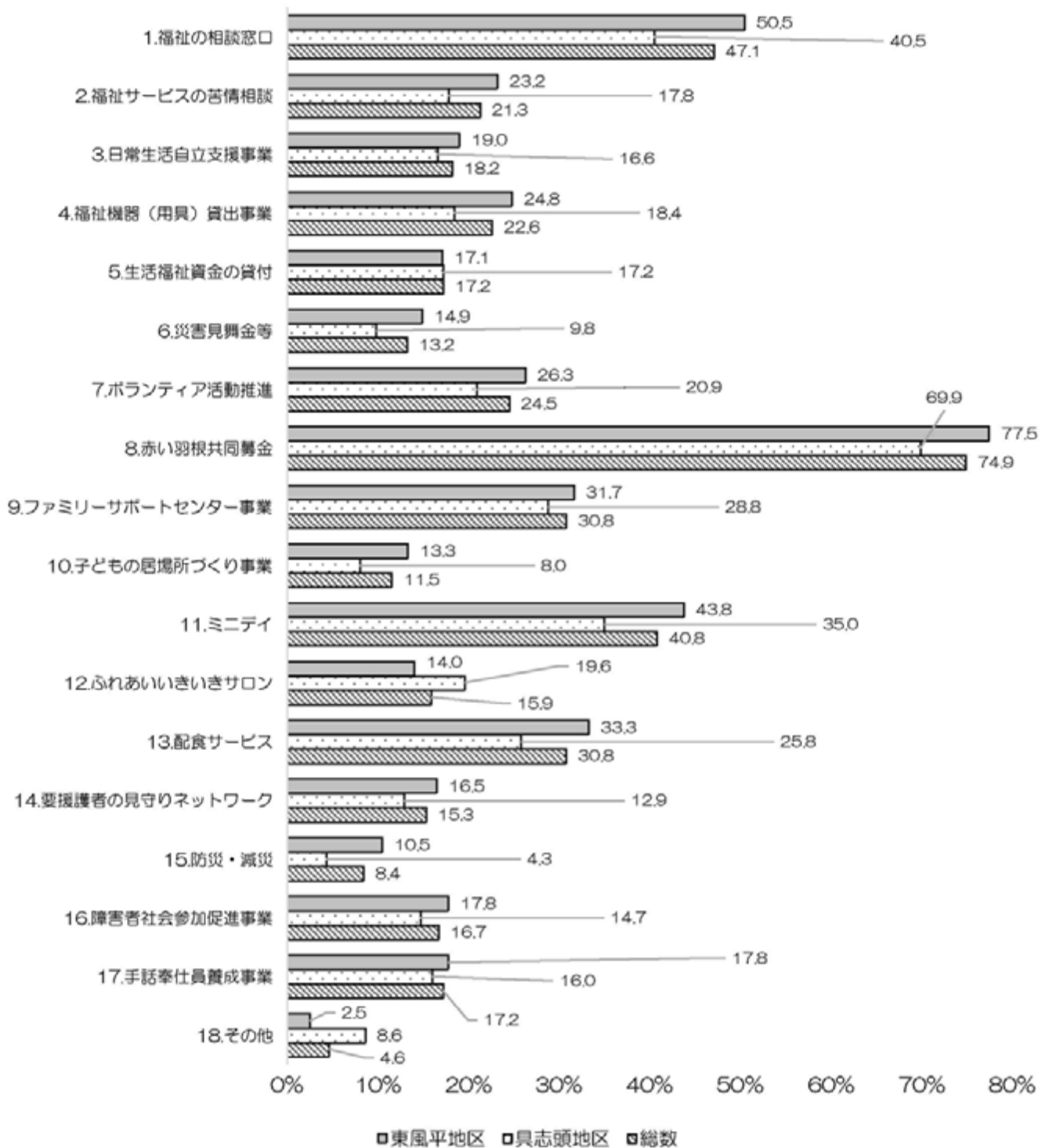


町社協が実施している地域コミュニティネットワーク事業（地区ワーカー制）を「名前だけ知っている」が合計で18.8%、「事業内容まで知っている」が3.5%で、4分の1程度の町民は同事業を知っている。

地区別にみると、「名前だけ知っている」「事業内容まで知っている」を合わせたのが、東風平地区は22.8%、具志頭地区は21.6%で東風平地区が1.2ポイント高い。

◆八重瀬町社会福祉協議会が行っている事業や活動について知っていますか

図 56 社協の事業



町社協の事業・活動で2割以上の町民が知っているのは、「福祉の相談窓口（ふれあいプラザ相談所）」が総数で47.1%、「ミニデイ」40.8%、「ファミリーサポートセンター事業」30.8%、「配食サービス」30.8%、「福祉サービスの苦情相談」21.3%、「ボランティア活動推進（ボランティア活動推進校指定事業など）」24.5%、「福祉機器（用具）貸出事業」22.6%の7事業である。10%以上の周知率があるのは、「日常生活自立支援事業」18.2%、「生活福祉資金の貸付」、「手話奉仕員養成事業」17.2%等と続いている。なお、「赤い羽根共同募金」74.9%は、沖縄県共同募金会八重瀬町共同募金委員会が取り組んでいて、町社協は助成団体であるので分析からは除外した。

◆あなたは民生委員・児童委員を知っていますか

図 57 民生委員・児童委員の名称について

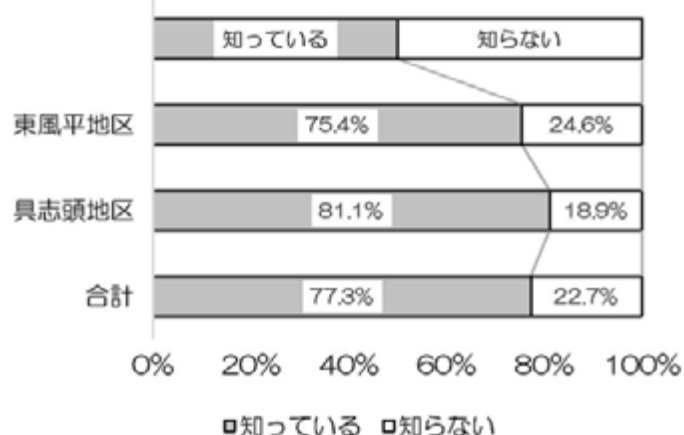


図 58 地区の民生委員・児童委員について

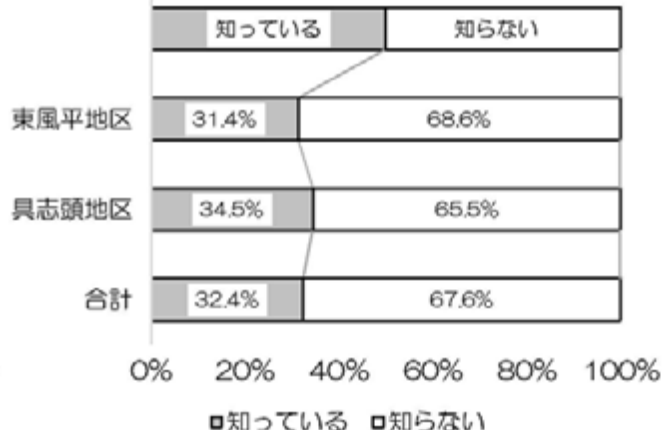
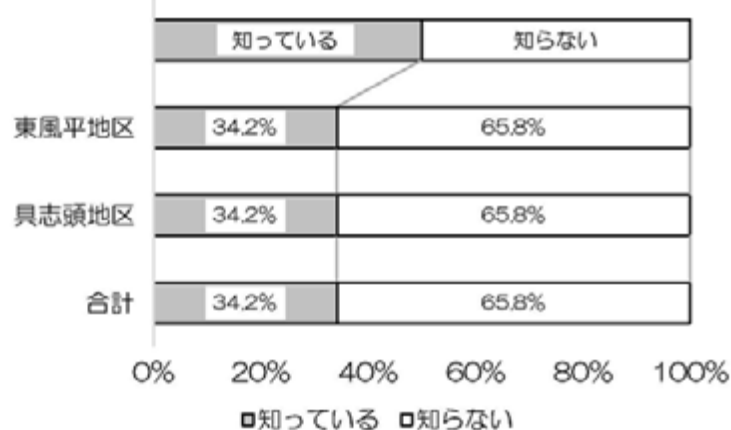


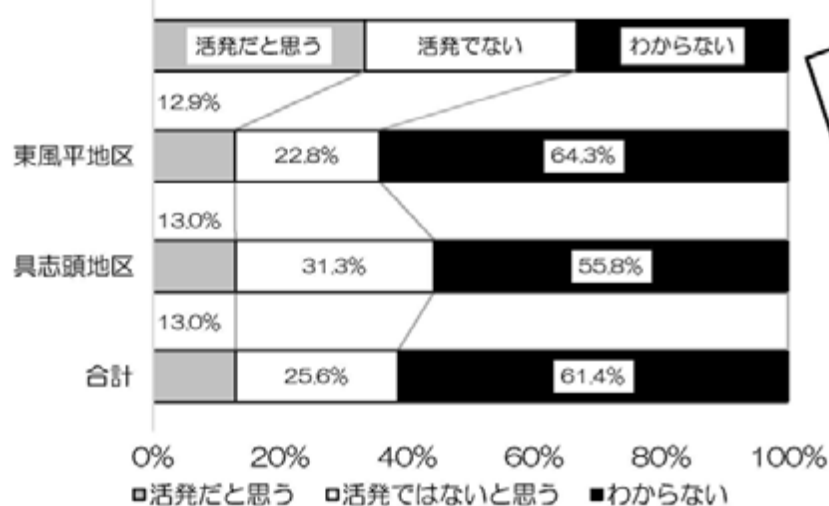
図 59 民生委員・児童委員の活動内容



民生委員・児童委員を町民はどの程度知っているかを調べてみると、「名称だけ知っている」が合計で 77.3% (図57)、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」が 32.4% (図58)、「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」が 34.2% (図59) となっていて、8割程度の町民が民生委員・児童委員を知っており、3割程度は担当地区の民生委員・児童委員あるいは活動内容まで知っている。

◆地域では、住民同士の助け合い活動は活発だと思いますか

図 60 住民同士の助け合い

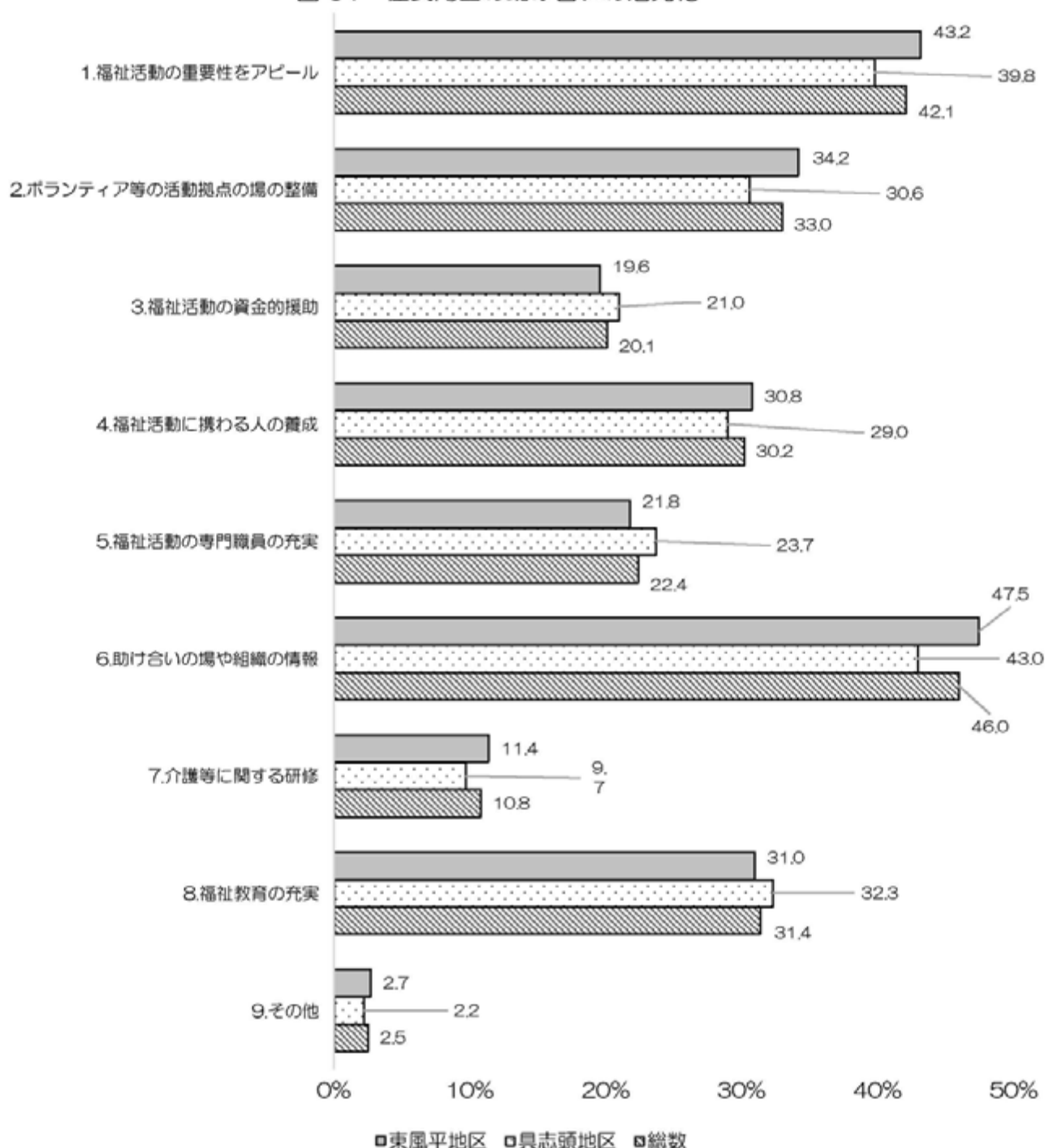


「あなたの地域では、住民同士の助け合い活動は活発だと思いますか」という質問に対して「活発だと思う」が合計で13.0%、「活発ではないと思う」が25.6%、「わからない」が61.4%で、自分の地域の助け合い活動が「活発だと思う」町民は1割程度で、6割の町民は「わからない」と答えている。



◆住民同士の助け合い活動を活発化するための条件はなんですか

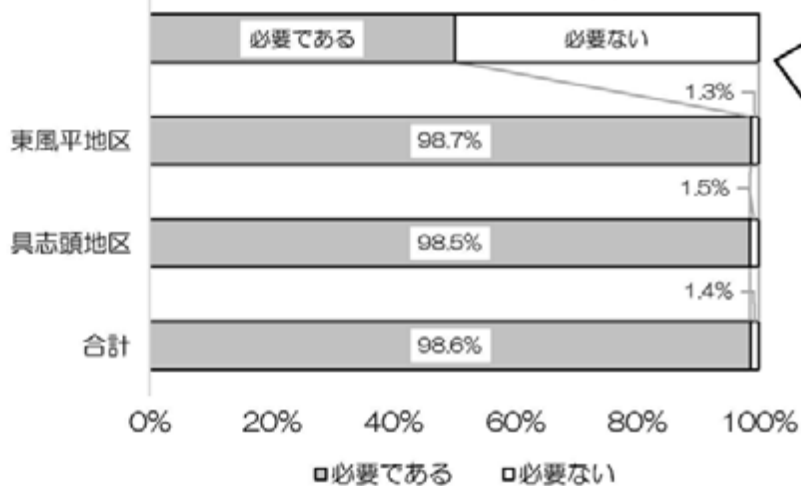
図 61 住民同士の助け合いの活発化



住民同士の助け合い活動を活発化するための条件として最も多いのが「困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」で総数が46.0%、次に多いのが「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとアピールする」で42.1%、以下「地域でボランティア等の活動拠点となる場を整備する」33.0%、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」31.4%、「リーダーやボランティアなどの福祉活動に携わる人を養成する」30.2%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」22.4%、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」20.1%、「介護やコミュニケーションの方法等に関する研修を行う」10.8%の順となっている。

◆次代を担う子どもたちに「福祉教育」は必要だと思いますか

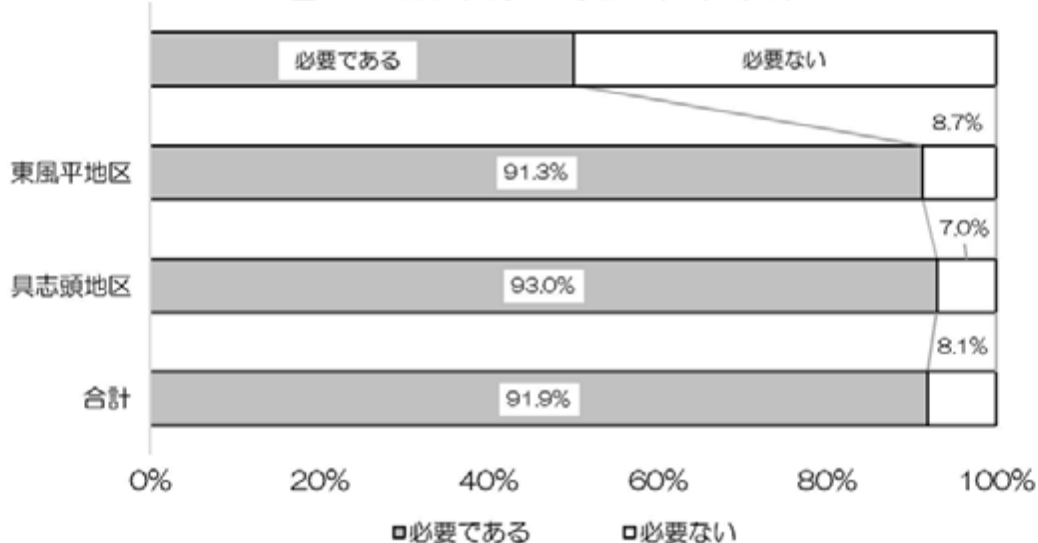
図 62 福祉教育の必要性（子ども）



次代を担う子どもたちに、「福祉教育」を行うことについて「必要である」と考える町民が合計で98.6%、「必要ない」が1.4%となっていて、ほとんどの町民は児童・生徒に対する福祉教育の必要性を感じている。

◆一般町民に対する「福祉教育」は必要だと思いますか

図 63 福祉教育の必要性（一般町民）



一般町民に対する福祉教育が「必要である」と答えた町民は合計で91.9%、地区別にみると、東風平地区が91.3%、具志頭地区が93.0%となっていて差はない。

子どもと一般町民に対する福祉教育の必要性を比較すると、子どもに対する福祉教育の必要性が98.6%で、一般町民に対する福祉教育の必要性は6.7ポイント低くなっている。地域での一般町民に対する福祉教育の取組みの強化が必要である。

## VIII 防災について

◆地区（字・自治会）において指定された災害時の避難場所を知っていますか

図 64 災害時の避難場所

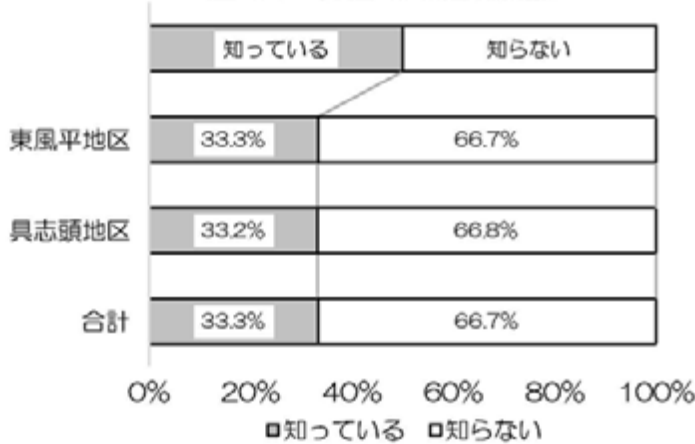
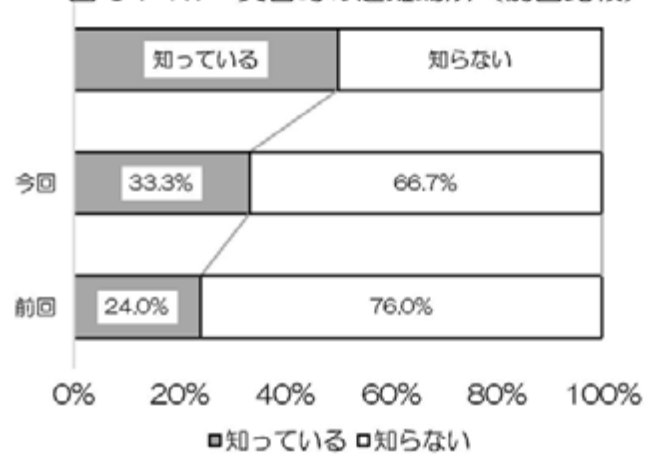


図 64-(1) 災害時の避難場所（前回比較）



避難場所を知っている町民は合計で 33.3%、地区別にみても東風平地区が 33.3%、具志頭地区が 33.2%と差はない。

5年前の調査と比較すると、前回「知っている」と答えた町民は 24.0%で今回 9.3 ポイント増加している。

◆町役場が作成した防災マップ（ハザードマップ）のことを知っていますか

図 65 防災マップ

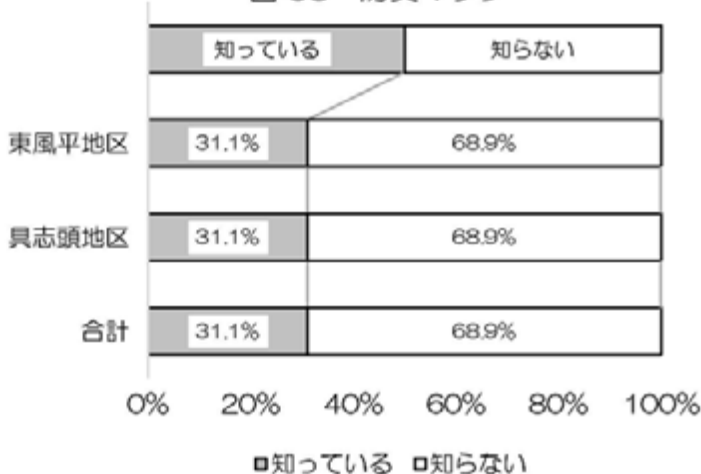
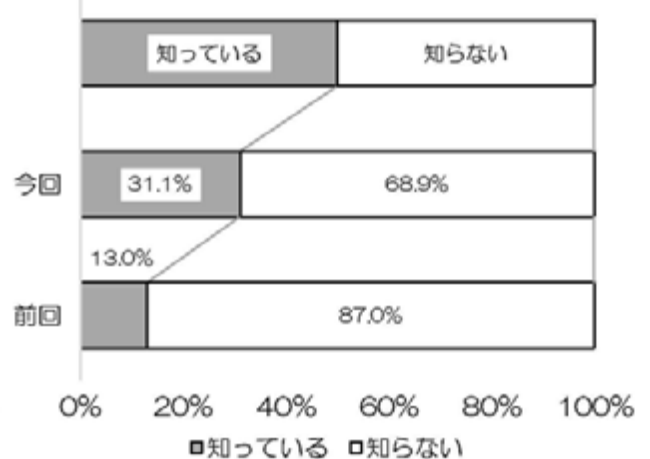


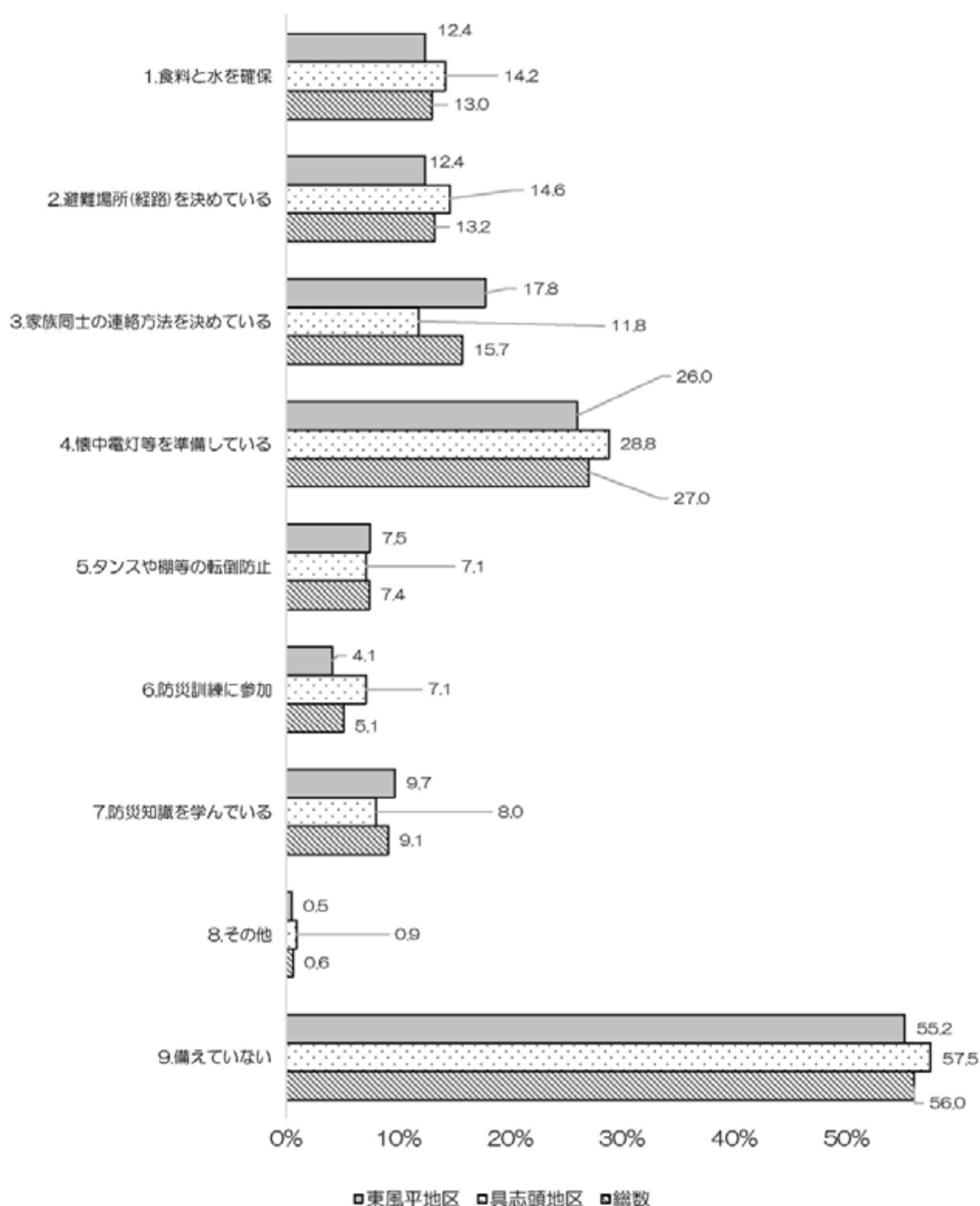
図 65-(1) 防災マップ（前回比較）



防災マップの周知度をみると、「知っている」が合計で 31.1%となり地区別にみても同率で変わらない。5年前の調査と比較すると、前回「知っている」と答えた町民は 13.0%で今回 18.1 ポイント増加している。

◆防災対策として何か備えていますか

図 66 防災対策



八重瀬町民の災害時に備えての防災対策をみると、最も多い「懐中電灯等防災グッズを準備している」でも総数が27.0%と低く、その他の対策は2割未満の町民が取組んでいるだけである。そして、「備えていない」町民が6割近くにのぼり、今後、災害に備えて町民ぐるみ、地域ぐるみの取組みが必要である。

## ～調査結果のまとめ（考察）～

今回の八重瀬町民の福祉意識調査結果の分析を通して、第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画に活かしてほしい課題を9点に整理すると下記の通りである。

1. 住みよいまちづくりの推進
2. 豊かな社会関係（つながり）の構築
3. 字・自治会を中心とした地域活動の促進
4. ボランティア活動の推進
5. 日常生活上の不安と必要な支援
6. 社会福祉に関する町民意識の向上
7. 社協、民生委員・児童委員の周知率の向上
8. 福祉のまちづくりと福祉教育の推進
9. 防災・減災対策と町民意識の高揚

また、福祉意識調査の町民の自由記述からは、コミュニティとしての地域でのあいさつ、声かけ、交流、見回り、見守り、住民同士の支え合い・助け合いの重要性に関する意見、身近な相談場所の設置、保育園、児童館、幼稚園、子育て支援、児童虐待防止等の児童福祉、高齢者の保健福祉・介護対策の充実、精神障害者を含めた障害者福祉の充実、福祉教育、街灯、避難訓練等の防犯・防災対策、役場窓口対応の改善、特にICT（情報通信）技術を活用した情報提供、人材育成と活用等々、様々な意見が出された。これらの意見を整理して、地域福祉（活動）計画に取り入れられる意見については、このまとめの課題としてあげさせてもらった。

調査結果のまとめと課題は次のとおりである。

### 1. 住みよいまちづくりの推進

八重瀬町民は、自分が住んでいる字・自治会区の地域での住み心地をどのように感じているのだろうか。4割以上の町民は住みやすいと感じているようである。住み心地が「普通」と答えた46.9%を加えると、9割以上となる。一方、「住みにくい」「非常に住みにくい」を合わせた住みづらいつらと感じている町民は7.8%である。これを、東風平地区と具志頭地区で比較してみると、住みやすさでは、東風平地区が47.7%、具志頭地区が40.9%で東風平地区が6.8ポイント高い。

次に、地域の住み心地に大きく影響すると思われる地区の環境状況を見てみたい。今回の調査では、八重瀬町の特徴を示すと思われる地区の生活環境として、妊娠・出産環境、子育て環境、青少年健全育成環境、障害者に対する環境、高齢者に対する環境の他、通勤・買い物の利便性、相談や情報の利便性、公共施設の利便性、防災体制、医療機関、地域の治安という側面からアンケート調査をおこなった。この中で、防災体制以外は普通以上（「良いと思う」＋「普通」）が5割以上となっており、町民の生活環境としては悪い方ではない。特に「通勤・買い物の利便性」は普通以上が7割以上と高く、住み心地について普通以上（「非常に住みやすい」＋「住みやすい」＋「普通」）が9割以上を占めている。利便性を中心としたこれらの生活環境について地区別に普通以上をみると、青少年の健全育成環境、地域の治安以外は東風平地区が高い。特に地区間の格差が出

ているのが、「通勤や買い物の利便性」、「公共施設の立地」、「防災体制」、「医療機関の充実」で、これらは10ポイント以上の差が見られる。これらの生活環境の整備は生活の利便性というだけでなく、いのちと暮らしに関わる部分も多く、整備の充実と共に地区間の格差解消を図る必要がある。

しかし、私たちの生活は利便性や公共施設、サービスだけで図られるものではないということも言われている。自然環境、人々の人情等も地域の大きな財産である。地域福祉はこれらも加味して町民主体で総合的に生活環境を整備していくことが必要である。

#### 【課題として】

- ① 交通の利便性・買い物などの生活環境が良くなっているが、そのことによって八重瀬町の豊かな自然環境や人情が損なわれることがないようにすること。また、交通の利便性、生活環境では地域間の格差が広がっているのでその解消を図ることが必要である。
- ② 防犯・防災、医療・福祉、子育て環境に対する町民の評価はそれほど高くないので、その充実を図ることが必要である。

## 2. 豊かな社会関係（つながり）の構築

近年、地域福祉の課題として社会的孤立の問題がある。以前は孤立死など高齢者の課題であったが、今日では若者を含めて、全世代の課題になっている。今回の調査では、1割以上の町民に社会的孤立のリスクがあることが明らかになった。そして、年齢階級別に見ても全ての世代で社会的孤立のリスクを抱えている。

また、近所付き合いの程度でみると、「全く付き合いをしていない」町民は6.6%で、9割以上は付き合いはあるが、「あいさつをする程度」「立ち話をする程度」の浅い付き合いが7割程度で、「困ったときに相談したり、助け合うような付き合い」「よく行き来する」といった、深い付き合いは2割程度である。このように、付き合いの程度が「あいさつをする程度」「たまに立ち話をする程度」の浅い付き合いがほとんどである。八重瀬町も近所付き合いの程度は薄れているが、無縁社会の進行している東京等の大都会からみると信じられないような地域の関係が本町でも維持されている。

今後は、地域に広く残っている「あいさつ」「立ち話」のような貴重な人と人との関係を大切に守りながら地域の繋がりを広め、さらに深めていくことが大切である。

近所付き合いについての町民の意識は、近所付き合いは（当然ないし必要）が9割以上を占めているが、その中には「必要と感じるがわずらわしい」21.5%も2割程度を占めている。無縁社会の防止のためにも、今後、弱くなりつつある近所付き合いを維持し、地域の貴重な財産として守り発展させることが重要である。

#### 【課題として】

- ① 孤立死等社会的孤立防止のために、地域コミュニティの再生を図る必要がある。
- ② 地域でのあいさつ運動に取り組む必要がある。



### 3. 字・自治会を中心とした地域活動の促進

地域活動をみる一つの指標として、自治会がある。自治会加入率の低下が近年、地域の問題となり、地域福祉推進の大きな課題となっているが、今回、調査の回答者の自治会加入率は6割程度で、5年前の前回調査が7割弱であったので、今回は10ポイント程度減少している。地区別には東風平地区が59.0%、具志頭地区が65.2%と具志頭地区の自治会加入率が6.2ポイント高くなっている。また、社会変動の大きい東風平地区内では地域的に加入率の変化がみられるのではないかと推測される。加入しない理由として、「時間的なゆとりがない」「関心がない」「加入の勧誘がない」「必要性を感じない」等が主な理由となっている。また、数は少ないが、「加入の仕方がわからない」11.1%という町民もいる。字・自治会、行政、社協等が連携して、自治会加入の取組みを強化することも必要である。

字・自治会以外に子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、PTAなどの地域組織で活動しているが、「参加している」が4割程度で全体的にみても組織率は低くなっている。組織会員で、「ほぼ全ての活動に参加している」会員は2割程度である。

清掃活動や地域行事などの地域活動への参加状況を見ると、4割程度の町民は地域活動に参加している。また、以前参加した参加経験者も含めると6割程度になるが、5年前の調査に比べると参加率は減少している。

地域活動に参加している回答者に対して、清掃活動や地域行事などの地域活動に参加している理由を聞いてみると、最も多いのが「地域に暮らす人の義務だと思うから」で58.8%、次いで多いのが「地域のために役立つと思うから」52.8%、以下「地域への社会奉仕だと思うから」47.6%、「活動を通じて人間関係が広がるから」42.0%、「活動自体が楽しいから」14.0%、「生きがい・やりがいを感じられるから」10.4%の順となっていて、「住民としての義務」、「地域に役立つ」、「地域への社会奉仕」が参加する主な理由で、「活動が楽しい」、「生きがい」などの個人的な理由は低い。

近年、八重瀬町は県内でも人口増加地帯となっていて、町民の意識や価値観も変化しており、地域活動に対しても多様な意識と無関心層の増加が予想される。地域の変化を把握し、多様性にも対応しながら、地域での福祉教育を推進することが必要である。

#### 【課題として】

- ① 自治会加入率を維持し、さらに、加入率を高めるために字・自治会、行政、社協が協力し合って取組むことが必要である。(特に、アパート居住者に対する対応)
- ② 子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、PTAの地域組織を活性化するための取組みが必要である。
- ③ 人口増による住民の意識や価値観の変化に備えて、地域や学校での福祉教育の充実を図ることが必要である。



## 4. ボランティア活動の推進

これからの地域福祉活動として、地域での支え合い活動・ボランティア活動が注目されており、市町村が策定する地域福祉計画の主要テーマとなっている。日常生活において、手伝ってほしいこととして、「話し相手」が2.6%、「単身高齢者の見守り」が7.7%、「買い物・食事等の家事援助」が2.9%、「外出の際の援助」が1.2%、「ゴミ出し・清掃」が2.4%、「急病になったときの世話」が6.6%、「外出時の子どもの世話」が2.2%、「心配ごとの相談」が2.6%、「町役場などへの用事・連絡」が3.6%、「見守りや安否確認の声かけ」が5.3%、「庭の掃除」が4.3%、「短時間の子どもの預かり」が4.4%、「子育て相談」が2.7%、「通院等の外出の付き添い」が1.2%、「台風などの災害時の手助け」が15.7%、「その他」が0.7%となっていて、回答者のうち、手伝いをしてほしい町民が37.3%である。これからの超少子高齢社会においては、助け上手になると共に助けられ上手になることが大切で、今後のボランティア教育は両面を備えた意識改革が必要である。

次に、町民のボランティア活動への参加状況を見てみたい。現在、ボランティア活動に「参加している」が8.5%で、これまでの参加経験者は24.0%であるので、ボランティア予備軍として位置付けることができる。

現在参加しているボランティア活動として、多い順に見ると「地域行事等の活動」59.1%、「地域の環境衛生活動」57.1%、「青少年の健全育成活動」31.0%、「交通安全に関する活動」18.7%、「高齢者等への支援」10.3%、「地域の福祉活動」10.3%、「障害のある方への支援」7.4%、「子育て家庭への支援」3.4%となる。このように、町民が現在参加しているボランティア活動は従来型の地域行事、環境衛生活動等が大半で、今日の福祉課題に応えるようなボランティア活動は少ないように思われる。

今後、ボランティア活動を発展させるための町民の意識としては、まず、「ボランティア活動に関する情報提供」75.3%が必要であると答えている。次に必要なこととして、「コーディネーターの配置」27.1%を挙げている。その他、「ボランティア活動をする場所の整備」20.1%、「ボランティア休暇などの充実」17.7%、「ボランティア活動の養成講座等の開催」13.9%の順となっている。

地域福祉活動は、ボランティア活動を基盤に行われており、そのボランティア活動も町民が地域で日常的に行っている助け合い・支え合い活動として展開しており、町民一人ひとりが無理なく、自分のできる時にできる範囲で取り組むことが大切で、町や社協は活動の場や情報などを提供することが大事である。

### 【課題として】

- ① 地域での日常生活での手伝い（ティガネー活動）の促進を図ることが必要である。
- ② 身近な地域活動等への参加を通じた全町民ボランティア運動の推進が必要である。
- ③ 町民に対するボランティア活動に関する情報提供が必要である。
- ④ ボランティアコーディネーターの配置が必要である。





## 5. 日常生活上の不安と必要な支援

町民が安心して暮らしを送るためには不安を自分で解消したり、知人・友人に相談するほか、相談機関や保健・福祉サービスを利用して解決することが必要である。町民が毎日の生活の中でどのような不安を抱えているのだろうか。9割程度の町民は不安を感じていて、最も多い不安が「家族の健康に関すること」45.8%で、次に多いのが「収入や家計に関すること」39.3%、3番目が「自分の健康に関すること」36.3%をあげている。以下、主なものをあげると、「仕事に関すること」23.4%、「家族の介護に関すること」20.8%、「生きがい・将来のこと」20.1%、「子どもを産み育てること」10.8%、「自分の介護に関すること」9.6%の順となっていて、「健康、収入・家計、仕事、介護、子育て」が主な不安材料となっている。

このように8割程度の町民は健康等の不安を感じているが、どの程度の町民が相談窓口を利用しているのだろうか。5年前の調査では、専門の相談窓口や相談員の連絡を「知っている」が16.3%で、専門相談窓口や相談員に連絡・相談したのは8.3%と相談窓口や相談員の利用は、ほとんどなされていない。相談窓口で連絡・相談しない理由を聞いたところ、最も多いのが、「自分で解決した」で30.4%、次に多いのが「連絡先がわからない」18.0%、以下、「多忙で（タイミングが合わない・平日に相談に行けない・仕事が忙しい）」10.4%、「相談しても解決が難しい」9.1%、「知られたくない」6.2%、「経済的理由」1.2%の順となっている。このように悩みや不安は家族・親類、知人に相談するのが一般的で、専門相談窓口や相談員に連絡したり相談したりするのはわずかである。

次に、支援を必要とする人への対応として、「出来る範囲で支援したい」は4分の1程度で、「支援したいが、何を支援すればいいのかわからない」、「支援したいが、自分のことで精一杯である」、「本人や関係者から頼まれればやる」という考えが大半である。しかし、このような消極的な意見の中にも今後、支援者になる要素が隠されており、地域支え合い活動への動機づけと働きかけを丁寧に行っていくことが、支援者拡大に繋がっていくと思われる。

### 【課題として】

- ① 町民が抱えている不安を解消するために、保健福祉サービス・活動の充実を図る必要がある。
- ② 町民が気軽に相談できる総合相談窓口を身近に整備し、専門相談員を配置すること、訪問相談を積極的に行うこと（アウトリーチ）が必要である。



## 6. 社会福祉に関する町民意識の向上

今日、行政や社協、福祉施設、NPOなどが様々な社会福祉活動を行っている。また、八重瀬町社協を中心に、住民参加による地域福祉活動を福祉推進地区の小地域を単位に取り組んでいる。

地域や福祉の情報入手経路で、最も多いのが「町の広報紙」49.8%、次いで多いのが「町社協だより」43.2%、以下多い順にみると、「家族・親族」34.1%、「テレビ・ラジオ」19.1%、「新聞・雑誌」18.8%、「インターネット」15.6%、「知人・友人」14.4%が主な媒体である。「インターネット」が5年前の調査では5.3%と低かったが今回は15.6%と福祉情報媒体として活用が高まっている。

次に、支援や相談窓口を「知っている」という周知度を見ると、介護支援が10.9%、児童虐待相談窓口が14.8%、DV相談窓口が15.5%、障害者虐待相談窓口が11.1%、高齢者虐待相談窓口が11.3%と1割程度の周知率で低い。

町行政の福祉施策について、町民が最も重要だと思っているのは「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」で52.4%、次いで「ひとにやさしいまちづくりの推進」51.9%、以下、主な施策を見ると「在宅福祉サービスの充実（高齢者、児童、障害児者等）」50.4%、「生活困窮世帯の子どもの支援」39.7%、「いじめ、虐待、家庭内暴力などの早期発見の充実」37.2%、「防災、防犯などの安全対策の充実」32.7%、「生活困窮世帯への支援対策」29.3%の順となっている。

町社協の事業・活動で2割以上の町民が知っているのは、「福祉の相談窓口（ふれあいプラザ相談所）」47.1%、「高齢者の生きがいと健康づくり事業（ミニデイ）」40.8%、「ファミリーサポートセンター事業」30.8%、「地域支援事業（配食サービス）」30.8%、「福祉用具貸出事業」22.6%、「福祉サービスの苦情相談」21.3%の7事業で、前回調査では3事業であったので、事業・活動の周知度は高くなっている。

このように、町民の社会福祉に関する意識は、社会福祉法で期待されているように地域福祉の推進主体になるほど高くはないが、5年前の調査に比べると、福祉情報媒体の活用、社協の事業・活動の周知度等において福祉意識は高くなっている。

### 【課題として】

- ① 人にやさしいバリアフリーのまちづくりの推進が必要である。
- ② 保健・医療・福祉情報提供体制の強化が必要である。
- ③ 在宅福祉サービスの充実が必要である。
- ④ 町・社協・住民の協働体制による地域福祉の推進が必要である。



## 7. 社協、民生委員・児童委員の周知率の向上

地域福祉を推進する上で、その中核としての社会福祉協議会、民生委員・児童委員が果たしてきた役割は大きい。八重瀬町社会福祉協議会の周知度を見ると、「名称だけ知っている」が52.0%、「名称も事業内容も知っている」が21.3%で7割程度は町社協の存在を知っている。これは5年前の調査とほとんど変わらない。

また、八重瀬町社協が取り組んでいる「地域コミュニティネットワーク事業（地区ワーカー制）を知っている」が18.8%で、5分の1程度の周知率で5年前の調査より低くなっている。

次に、民生委員・児童委員について、町民はどの程度知っているかを調べてみると、「名称だけ知っている」が77.3%、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」が32.4%、「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」が34.2%、「民生委員・児童委員に世話になったことがある」が10.9%となっていて、8割程度の町民が民生委員・児童委員を知っており、3割程度は担当地区の民生委員・児童委員あるいは活動内容まで知っている。5年前の調査と比較すると、民生委員・児童委員の名称については3ポイント高くなっていて、地区担当の民生委員・児童委員については逆に3ポイント近く低くなっているが、町民の民生委員・児童委員の周知度はそれほど変わっていない。

### 【課題として】

- ① 社協活動を住民に広く周知させるために、社協だより、マスコミ等の積極的活用を図ることが必要である。
- ② 民生委員・児童委員活動を広く周知させるために、字・自治会の常会、行事での紹介や町広報紙の積極的活用を図る必要がある。

## 8. 福祉のまちづくりと福祉教育の推進

八重瀬町社会福祉協議会は地域コミュニティネットワーク事業に取り組んでおり、字・自治会を中心に地域支え合い活動や助け合い活動を展開している。このような地域支え合い活動は、今後の地域福祉を推進する上で、きわめて重要な要素であり、地域の貴重な財産である。八重瀬町の地域コミュニティの維持と福祉の視点を組み入れた地域共生型の福祉コミュニティへと発展させるために福祉教育の充実・強化が必要である。調査結果を通して、八重瀬町における地域での住民同士の助け合いの状況から検討してみよう。

「あなたの地域では、住民同士の助け合い活動は活発だと思いますか」という質問に対して「活発だと思う」が13.0%、「活発ではないと思う」が25.6%、「わからない」が61.4%で、自分の地域の助け合い活動が「活発だと思う」町民は2割程度で、6割程度の町民は「わからない」と答えている。5年前の前回調査より「活発だと思う」が減少し「わからない」が増えている。一般町民の大半はこれまで、地域の助け合い活動についてそれほど関心はなく、あまり考えたことがなかったことの反映であろう。

今後は、地域福祉活動を進める際の不可欠な取組みとして、地域支え合い活動の重要性を一般町民に理解してもらうことが必要であろう。そのためには地域福祉懇談会等を忍耐強く取組むことが必要である。

次に、住民同士の助け合い活動を活発化するための条件として最も多いのが、「困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」で46.0%、次に多いのが、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとアピールする」が42.1%、以下「地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」が33.0%、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が31.4%、「リーダーやボランティアなどの福祉活動に携わる人を養成する」が30.2%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が22.4%、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が20.1%、「介護やコミュニケーションの方法等に関する研修を行う」が10.8%の順となっている。

「福祉のまちづくりについての話し合う場が提供された場合、参加しますか」という質問に対して「必ず参加する」が0.8%、「出来れば参加したい」が41.1%、「あまり参加したくない」が17.0%、「参加しない」が10.3%、「わからない」が30.7%となっていて、まちづくりの話し合いの参加に肯定的な「必ず参加する」、「出来れば参加したい」は合わせて41.9%、否定的な「あまり参加したくない」、「参加しない」は合わせて27.3%である。また、この質問に対しても「わからない」が3割程度と多く、一般町民に対して理解を深める働きかけが必要である。

次代を担う子どもたちに、思いやりの心、助け合いの心を育む「福祉教育」を行うことについて「必要である」と考える町民が98.6%、「必要ない」が1.4%となっていて、ほとんどの町民(90%以上)は児童・生徒に対する福祉教育の必要性を感じている。しかし、子どもたちに対する福祉教育が「充実している」と考える町民は1割以下で、必要性は高いが、実際の福祉教育活動との乖離を町民は感じている。また、「わからない」という答えも6割程度あり、福祉教育の取組み状況を周知させることも必要である。

一般町民に対する福祉教育が「必要である」と答えた町民は91.9%で、地区別にみると、東風平地区が91.3%、具志頭地区が93.0%となっていて差はない。5年前の調査の「必要である」と比べると、2.5ポイント程度高くなっている。これからの福祉教育は学校から地域に根ざした福祉教育の展開が求められており、小地域福祉活動を中心に福祉教育的機能を付与する地域福祉活動の取組みが必要である。また、社会福祉法人も地域における公益的活動を実施することが義務付けられており、今後、地域に根ざした福祉教育の広がりが期待される。

#### 【課題として】

- ① 町社協の地域コミュニティネットワーク事業を通して、地域支え合い活動の強化を図ることが必要である。
- ② 地域支え合い活動を活発にするために、地域コミュニティネットワーク事業に関する広報活動を強化する必要がある。
- ③ 児童・生徒や一般町民に対する福祉教育の充実強化を図る必要がある。
- ④ 社会福祉施設の機能を活かした福祉教育の充実が必要である。



## 9. 防災・減災対策と町民意識の高揚

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地域防災・減災対策と町民に対する防災・減災教育の重要性を改めて認識させる結果となった。町行政の地域防災計画の見直し、その整備の取組みについては、行政課題として地域福祉計画にしっかりと入れ込むことになると思うが、今回の調査では、防災に関する町民意識を明らかにすることを狙って実施し、報告書としてまとめることにした。

避難場所や防災マップについても「知っている」町民は3割程度で、行政、社協、字・自治会による防災・減災教育の取組みが必要である。また、八重瀬町民の災害時に備えての防災対策をみると、最も多い「懐中電灯等防災グッズを準備している」でも27.0%と低く、その他の対策は2割未満の町民が取組んでいるだけである。今後、災害に備えて町民ぐるみ、地域ぐるみの取組みが必要である。

### 【課題として】

- ① 町民に対して、防災・減災教育の充実・強化を図り、避難場所・防災マップの周知度を高める必要がある。
- ② 町民が災害時に向けて普段から備えることが出来るよう、地域ぐるみの取組みを進める必要がある。
- ③ 災害時避難行動要支援者の支援プランの策定が必要である。
- ④ 町社協、民生委員・児童委員、自治会等と協力・協働して避難行動要支援者の把握と登録名簿の作成が必要である。
- ⑤ 支援者の育成等支援体制の整備を図る必要がある。



# 第3章

## 基本構想



## 第3章 基本構想

### 第1節 基本理念

地域福祉の推進は、「子どもから高齢者、障害の有無や男女を問わず、全ての町民が住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らしていくことができる」という地域共生社会を目指すものとしています。

本町では、町の最上位計画である第1次八重瀬町総合計画において『大地の活力とうまなちの魂が創り出す自然共生の清らまち』を将来像として掲げ、その実現に向けた基本目標の1つ（福祉・保健・医療分野）を「結の心で支え合うふれあいのまちづくり」としています。

本計画では、この考えを受け、住民、事業所、行政が共に支援を必要とする人を支える地域福祉活動を推進するものとします。

また、社会福祉協議会は住民の身近な組織として、これまでも地域福祉の一翼を担ってきました。今後も地域の各種団体や関係機関等との連携のもとで地域や住民が行う福祉活動の側面支援など、町全体の地域福祉の充実に向けた実践的な取組みを推進していきます。

こうした考え方に立ち、地域福祉（活動）計画が目指す基本理念は、第1次計画を継承し基本的な理念を以下に示します。

地域住民を主体として、結の心で支え合う  
ふれあいのまちづくり

### 第2節 計画を実現するための基本目標

基本理念で示した地域の姿を実現させるために、

- ① 住民参加
- ② 住民・地域の連携と相互支援による地域福祉の展開
- ③ 地域単位の設定による福祉の展開（福祉地区の設定）
- ④ サービスの総合的、体系的な提供

の4つを基本視点に置き、本町における地域福祉を推進していきます。

また、基本的な考え方として以下の基本目標を位置づけます。



## 基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取組みを進めていきます。また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを町民との対話を図りつつ進めていきます。

## 基本目標 2 結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしくいきいきと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくります。

また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

## 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できることが必要です。このような情報を共有する仕組みづくりに取組みます。

## 基本目標 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進すると共に、災害時行動要支援者を含めた防災対策や防犯対策の充実を図り、安全と安心のある地域づくりに取組みます。

## 基本目標 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

地域の福祉課題を解決するために中心となって取り組んでいただくための人材育成を目的とした研修等を実施します。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。

福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への理解を促進すると共に、町社協組織の充実・強化を図ります。





# 第4章

各論（施策の推進方策）

### 第3節 施策の体系

基本理念：地域住民を主体として、結の心で支え合う ぐれあいのまちづくり





## 第4章 各論（施策の推進方策）

第4章「各論」では、前章で述べた基本理念と基本目標を受けて、「町」、「町社協」、「町民」、「関係団体」が実施する取組みについてまとめました。

第4章の具体的な見方については以下の通りです。

### ●第4章の見方

#### 主要施策

基本目標の達成主要施策を示しています。

#### 基本方針

主要施策の基本方針を示しています。

#### 推進の方向性

基本方針を受けて、目指すべき推進の方向を示しています。

#### 実施事項

推進の方向に沿った実施事項について「町・町社協・町民・関係団体」のそれぞれの取組みや役割などを示しています。

#### 推進事業

目指すべき推進の方向を達成するための推進事業を示しています。

#### 基本目標

本計画の基本目標を示しています。

### 基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

#### 1-1 住民参加型事業の推進

基本方針：共に生き、共に支え合う住民参加型福祉社会の実現に向けて、住民参加による在宅福祉サービス活動の育成やネットワーク化、シンポジウム等の開催、住民参加型在宅福祉サービス団体への支援等、町内における活動の普及拡大を図ります。

#### ＜1＞住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援

##### ＜町の取組み＞

- ◆字・自治会の住民参加型事業を推進します。これらの企画・運営には、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画から運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◆地域住民のふれあいの場、活動の場として、公民館・児童館・集会所の施設整備・充実を図ると共に、身近なコミュニティ施設の自主管理を支援します。

##### ＜町社協の取組み＞

- ◆地域コミュニティネットワーク事業を通して、コミュニティソーシャルワーカーが住民参加型地域事業の企画・運営・実施に至るまで、住民や当事者が一貫して行えるよう支援します。

##### ＜町民の取組み＞

- ◆町社協のコミュニティソーシャルワーカーの支援を得ながら、字・自治会活動を通して地域住民が協力し、住民自発に基づいた活動や地域における助け合い活動の立ち上げ、組織化等、コミュニティ活動の活性化等に向けた取組みを進めます。

#### 【推進事業】

推進事業	実施・経過	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	推進主体
公民館・児童館・集会所の施設整備、充実の取組	経過	→							町民 公民館 児童館 集会所
地域コミュニティネットワーク事業の推進	経過	→							町民 町社協



# 基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

4

## 1-1 住民参加型事業の推進

基本方針：共に生き、共に支え合う住民参加型福祉社会の実現に向けて、住民参加による在宅福祉サービス活動の育成やネットワーク化、シンポジウム等の開催、住民参加型在宅福祉サービス団体への支援等、町内における活動の普及拡大を図ります。

### (1) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援

#### 《町の取組み》

- ◆字・自治会の住民参加型事業を推進します。これらの企画・運営には、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画から運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◆地域住民のふれあいの場、活動の場として、公民館・児童館・集会場の施設整備・充実を図ると共に、身近なコミュニティ施設の自主管理を支援します。

#### 《町社協の取組み》

- ◆地域コミュニティネットワーク事業を通して、コミュニティソーシャルワーカーが住民参加型地域事業の企画・運営・実施に至るまで、住民や当事者が一貫して行えるよう支援します。

#### 《町民の取組み》

- ◆町社協のコミュニティソーシャルワーカーの支援を得ながら、字・自治会活動を通して地域住民が協力し、住民自治に基づいた活動や地域における助け合い活動の立ち上げ、組織化等、コミュニティ活動の活性化等に向けた取組みを進めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
公民館・児童館・集会場等の施設整備、充実の支援	継続							総務課 企画財政課 社会福祉課 児童家庭課
地域コミュニティネットワーク事業の推進	継続							社会福祉協議会



## (2) 配食サービスの推進

### 《町の取組み》

◆配食サービス事業の運営並びに充実・強化を図る為、社協と連携を図りながら推進します。

### 《町社協の取組み》

◆在宅一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯を対象に、配食サービスを実施しバランスの良い食事を摂ることによって、健康の維持・向上に繋がると共に安否確認やボランティアとのふれあいで地域とのコミュニケーションも図ります。また、そのほか配食サービスの利用が必要と考えられる方は、社協独自の配食サービスを行います。

◆配食を行うボランティア等の養成・確保に努め、交流会等を実施しながら緊急時にスムーズな対応ができるように支援します。

### 《町民の取組み》


◆配食サービスにボランティアとして積極的に参加します。

◆緊急時に対応できるように、常日頃から町や社協と連携を密にします。

### 《関係団体の取組み》

◆配食サービス事業の調理委託を受けている事業者として、衛生面や栄養面等に気をつけ、決まった時間で調理を終え、利用者の在宅生活リズム（昼食時間・夕食時間）が整うように支援します。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
地域支援事業（配食サービス）	継続							社会福祉課 社会福祉協議会
		対象者の把握と安否確認、ボランティアの集い、研修会の実施						



配食ボランティア



利用者へ弁当を届ける様子



配食サービスボランティア研修会



配食サービスボランティア連絡会

### (3) 介護予防事業の充実・強化



#### 《町の取組み》

- ◆介護予防事業は、地域の福祉力の充実と高齢者の行き場づくり、引きこもりの解消に効果があるため事業の充実・強化を図ります。
- ◆介護予防ケアマネジメントにより、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、高齢者の自立支援を推進します。
- ◆生活習慣病の重症化やそれに伴い要介護状態にならないように特定健診・特定保健指導、健康寿命健診を強化し、生活習慣病の予防に向けて推進します。

#### 《町社協の取組み》

- ◆地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、ミニデイボランティア、住民団体等と連携し、ミニデイサービス事業（字とーてい語らな）の魅力ある活動を展開します。
- ◆実施箇所の増加を図り、高齢者が気軽に参加できる環境を整えます。

#### 《町民の取組み》

- ◆「ミニデイサービス」や「いきいきサロン」にボランティアとして積極的に参加します。  
また、高齢者が歩いて参加できる小地域での開催と運営、高齢者の居場所づくりを検討します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化	新規							社会福祉課 社会福祉協議会
特定健診・特定保健指導、健康長寿健診の充実	新規							健康保健課
ミニデイサービス事業 (字とーてい語らな)	継続							社会福祉課 社会福祉協議会
生きがいデイサービス事業	継続							社会福祉課 社会福祉協議会
いきいきサロン事業	継続							社会福祉課 社会福祉協議会

※「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とした事業。

※「生きがいデイサービス事業」とは、高齢者が要介護状態にならないように社会福祉会館を活用し、通所により各種サービスを提供することで社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図ることを目的とした事業。

※「いきいきサロン事業」とは、住民同士が住み慣れた地域の公民館等を活用し、高齢者の閉じこもりの予防と生きがいづくりを目的とした事業。





## (4) 子育て支援の推進

### 《町の取組み》

- ◆子育て中の親と子の交流や仲間づくり、情報交換や子育てに関する相談を通じて、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を推進します。
- ◆地域における子育て支援活動を行う施設を設置し、子育て家庭の育児不安等の解消ができるように子育てに関する相談援助、講習会の実施、親同士の交流の場の提供等の支援を行います。
- ◆町はファミリーサポートセンターを設置し、地域において育児の援助を行いたい者（サポート会員）と育児の援助を受けたい者（ファミリー会員）が行う相互援助活動を支援し、安心して仕事と育児の両立のできる環境の整備に努めていきます。
- ◆町は子ども貧困対策支援員を配置し、地域に出向いて子ども貧困の現状把握に努めると共に、学校や学習支援施設、NPO法人等の関係機関と連携を図ります。
- ◆町は子どもの居場所づくり支援として、施設内にて共同で調理を行い、食事の提供を行いながら食育活動の実施、基礎的な生活習慣の指導、学習支援、キャリア形成等の支援活動を行います。

### 《町社協の取組み》

- ◆地域の子どもは、地域で守り育てるための地域子育てサポート体制づくりを支援します。
- ◆地域で活動する子育てボランティア、NPOとの連携を図ります。
- ◆地域の中での世代間交流と子育てサロンの交流の場づくりを支援します。

### 《町民の取組み》

- ◆地域の子どもは、地域で守り育てていけるよう、子育て支援に積極的に参加し協力します。

### 《関係団体の取組み》

- ◆子育て中の親と子へ場所を提供し、交流や仲間づくりに積極的に関わり、情報交換や子育てを支援します。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
子育て支援拠点整備事業	新規	子育てに関する相談援助、親同士の交流の場の提供等						児童家庭課
ファミリーサポートセンター事業	新規	サポーター養成・スキルアップ講座						児童家庭課 社会福祉協議会
子どもの貧困対策事業	新規	支援員の充実、学習支援、子ども居場所づくり						児童家庭課 社会福祉協議会
子育てふれあいサロン	継続	子育てふれあいサロン事業の実施に向けて調整						社会福祉協議会

※「子どもの貧困対策事業」とは、子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、子どもの貧困対策支援員の配置や子どもの居場所の運営支援（子ども食堂等）を実施することにより、貧困家庭の子どもの福祉の増進に資することを目的とした事業。





## (5) 障害者の社会参加促進

### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆障害者を対象に研修や講座・講話を実施し、機能訓練・生活環境の拡大を支援します。
- ◆聴覚障害者及び音声言語障害者等に対して医療、教育、職業その他生活に関する活動に手話通訳士等を派遣してコミュニケーションを図り社会参加を促進します。
- ◆町民を対象に手話奉仕員養成事業を実施し、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術の習得、聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化、福祉の増進に向けて支援します。
- ◆社協だよりやホームページを通じて、支援制度やサービスに関する情報発信を図ります。
- ◆障害者の立場を町民が理解し、共に支え合う地域づくりのため、各種講座や講話、研修を実施し支援します。

### 《町民の取組み》

- ◆地域に暮らす主体者として、障害者と共に支え合っています。
- ◆障害者等との関わりや支援を行う際に、必要に応じて各種講座や研修に参加します。

### 《関係団体の取組み》

- ◆福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携を密にし、障害者等の支援を行います。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
手話通訳者等派遣事業	継続	各事業の推進						社会福祉課
障害者社会参加促進事業	継続	各種講座の実施						社会福祉課 社会福祉協議会
手話奉仕員養成事業	継続	入門編・基礎編・フォローアップ講座の充実、奉仕員の登録						社会福祉課

※「障害者社会参加促進事業」とは、「障害者総合支援法」に基づき障害者の社会参加、機能訓練並びに生活環境の延長線上の拡大を図り、共に語り合う場を提供することを目的とした事業。

※「手話奉仕員」とは、市町村が実施する手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）を修了し、市町村に手話奉仕員として登録した者。



手話奉仕員養成講座



障害者社会参加促進事業 3B体操

## 1-2 地域交流とコミュニティ活動強化の推進

基本方針：字・自治会を中心として、子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等の地域団体をはじめ商工会、農業、漁業組合が地域で密着した組織という特性を活かし地域福祉活動の推進役として広い範囲で人と人との結びつきを強めるコミュニティ活動を推進します。

### (1) 地域住民、当事者、他関係機関との地域課題の把握と共有

#### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆地域の困り事や課題を調査し、地域住民、民生委員・児童委員、地区推進員や福祉サービス事業所等の関係機関と共有し、解決に繋がるよう支援します。
- ◆町と町社協が連携を取りながら、地域のニーズを把握する事業（アンケートや総合相談、地域懇談会等）の企画を定期的に行います。
- ◆町は、生活支援コーディネーターを配置し、多様な地域資源を活用しながら生活支援サービス等の基盤整備を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組めます。
- ◆町の窓口やホームページ等の活用により広報活動の充実、強化を図ります。
- ◆ふれあいプラザ相談所と連携しながら地域ニーズの把握に努め、地域住民が各地域の実状に応じて、将来を見据えた話し合い（地域懇談会等）や活動への取組みを検討することができるよう支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカーを配置して、人と人の結びつきを強めるコミュニティ活動を推進していきながら、地域課題の発見やその解決に向けた取組みに繋がります。

#### 《町民の取組み》

- ◆地域懇談会や集会に積極的に参加して、地域福祉の課題を把握し、住民同士で話し合いながら共有化を図り、解決策を検討していけるような体制づくりに取り組めます。

#### 《関係団体の取組み》

- ◆サービス利用者等の課題を掘り起こし、関係機関に情報の共有化を図り、課題解決に向けた環境づくりに繋がります。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
やえせ支え合いづくり協議体	継続	地域課題の調査、情報共有、検討						社会福祉課
地域コミュニティネットワーク事業の推進	継続	地区推進会の機能拡充、強化、地域福祉懇談会の開催						社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの配置	継続	小学校区への配置						社会福祉協議会

※「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送り続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取組み。

※「生活支援コーディネーター」とは、生活支援・介護予防サービスの地域における資源開発やネットワーク構築等のコーディネート機能を有する者。

※「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域において、支援を必要とする人々に対して、地域との繋がりや人間関係など本人を取巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有する者。

**(2) 地域活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援**

《町の取組み》

- ◆広報紙やホームページ等で各種ボランティア団体の活動状況等の情報提供に努めると共に、地域活動を支援しながら、ボランティアの募集やボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動に繋がります。
- ◆地域で気軽に集まる場や地域福祉活動をより活性化していくための場づくりとして、字・自治会・公民館や集会所等、各公共施設の利用状況やスペースを確保しながら、地域住民のコミュニケーションや情報交換を行える場としての利用を検討します。
- ◆多くの町民の参画により活動拠点づくりができるよう、字・自治会を中心とした関係団体、子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等と相互連携できるような人材の育成や確保に努めます。

《町社協の取組み》

- ◆各種ボランティア団体のリーダー等を対象に研修会や講演会を開催し、各団体活動の活性化に繋げるよう支援します。
- ◆社協職員の専門性を活かした人と人を繋げるネットワーク構築のアイデアを提案しながら、各町民が集う事業を通して、より良いコミュニティネットワーク形成に繋げて支援し協力します。
- ◆多くの町民が、参加できるような気軽に集まれる場の運営方法等に関する情報提供や専門的立場からのアドバイスをを行い支援します。
- ◆配食サービス、音訳サークル、手話サークル等、住民参加型の各種事業、各種団体を支援しながら、それらの活動を通して地域活動への参加に繋がる仕組みづくりを進めます。

《関係団体の取組み》

- ◆地域のお祭りやスポーツなどのイベントを通して、地域住民同士の交流の場づくりに取組み、あいさつ運動を推進しながら顔が見える関係をつくります。
- ◆字・自治会や他のボランティア団体と連携しながら、参加者を増やすためのきっかけづくりや、活動中の課題や問題等の解決策について検討します。
- ◆町や町社協と連携を図り、福祉活動推進のための支援を受けながら、日頃から顔を合わす機会の少ない世代間の交流に積極的に参加して、誰もが楽しく気軽に集える場をつくります。

【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
地域活動の支援と協力	継続							社会福祉課 社会福祉協議会
各種団体への支援とボランティア活動の人材強化	継続							社会福祉課 社会福祉協議会

### (3) 字・自治会への加入促進

#### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆町や社協の広報紙、チラシ、ホームページ等を利用して字・自治会の活動を紹介しながら、他の地域で参考になる様々な情報や楽しさを伝え、字・自治会に加入する住民が増えるよう支援します。
- ◆多くの地域住民が集まる祭りや地域イベントを有効な宣伝の場として活用できるよう魅力ある行事の企画、運営について支援します。

#### 《町民の取組み》

- ◆積極的に字・自治会活動に参加して、字・自治会内で顔が見える関係をつくります。
- ◆字・自治会に加入することで様々なメリットがあることを未加入の住民に伝え、一人でも多くの方に加入していただくことで、皆で快適で住みやすい地域社会をつくります。
- ◆転入・転居の多い時期に「字・自治会加入へのお誘い」というチラシ等を転入者に配布するなど、勧誘活動を推進します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
字・自治会の各活動への支援	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会



東風平小学校区 世代間交流会



白川小学校区 黒糖作り



具志頭小学校区 世代間パークゴルフ



新城小学校区 新春マラソン

### 1-3 当事者組織化推進と活動の支援

基本方針：高齢者や障害者等の要援護者は、単に保護される対象者ではなく、生活の主体者です。自立とは、当事者自らが生活の課題を認識し、その解決に向けて主体的に働きかけ、自らの生活のあり方を自らの意思で決定していくことです。こうした自立力を高める過程を支援する考えに基づき、当事者同士の組織化を推進し、当事者が自立力を高められる互助活動を支援します。

#### (1) 当事者団体の活動支援・リーダー養成

##### ①当事者団体の活動支援

###### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

◆各種当事者団体（子ども会、青年会、女性会、老人クラブ連合会、身体障害者協会、母子寡婦福祉会）の活動を通して相互の情報共有や地域貢献を支援します。

###### 《町民の取組み》

◆地域の組織活動を通して、日常的な生活の場での助け合い、支え合い意識の向上に努めます。

##### ②各組織団体のリーダー養成

###### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

◆字・自治会、あるいは商工会、地域内にある企業等を対象に、福祉教育を推進し地域福祉活動の参加に繋げると共に、そのリーダーの養成に努めます。

◆地域の活動組織団体（子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等）や地域における各分野の当事者組織団体（伝統芸能保存会やスポーツ少年団等）の活動を活性化させていくため各組織団体の育成支援を図り、そのリーダー養成に努めます。

###### 《町民の取組み》

◆地域福祉活動の重要性やリーダーの必要性・役割を理解し、リーダーの養成に協力します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
当事者団体の活動支援	継続							社会福祉課 生涯学習文化課 社会福祉協議会
								



老人クラブ宿泊研修会



身協施設見学

## 基本目標 2 結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

### 2-1 結の心で支え合う活動の推進

基本方針：障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで地域で暮らす全ての人が、その人らしく、いきいきと安心のある生活を送れるように、地域全体で支え合う「共生社会の実現」に向けた取組みが求められています。こうした生活を送ることができる地域をつくるため、日頃から隣近所同士の顔のみえる環境づくりと住民同士で支え合う活動を推進します。

#### (1) 見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進

##### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆日頃から隣近所の付き合いを推進するため、字・自治会と連携し、顔の見える環境づくりを図ります。
- ◆要援護者の見守り台帳の整備や活用の際には、個人の生命や財産を守るために必要な情報を支援に役立てると共に、個人情報の取得については事前に本人の同意を得るなど、個人情報の適切な取扱いを徹底します。
- ◆町内の企業・事業所と「見守り協定」を結び、地域で孤立しているまたは、孤立のリスクが高い方の早期発見、円滑な支援を行えるように推進します。

##### 《町民の取組み》

- ◆町や町社協の支援を得ながら、地域における見守り・緊急対応の仕組みを地域ごとに検討し、体制を整えます。
- ◆地域の見守り活動に積極的に参加し、地域住民間の結束力を高め、様々な地域課題について検討し解決のために取組むことのできる地域組織の基盤づくりに努めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
緊急通報システム	継続	要援護者の把握とシステムの活用						社会福祉課
要援護者見守りネットワーク事業	継続	要援護者の把握と台帳整理、見守り協定の締結						社会福祉課 社会福祉協議会
セーフティネットワーク事業	継続	関係機関との連携強化						社会福祉課 社会福祉協議会

※「セーフティネットワーク事業」とは、住民の防災意識の啓発を図ると共に、高齢者、障害者、子育て家庭等の要援護者に対して、日常的な見守りと生活支援ができる体制を構築する事業。



地域見守り活動協定締結式



町民向け緊急医療キッドの説明



## (2) 小地域における助け合い活動の推進

### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆近隣住民同士が、高齢者や障害者、子育て家庭等が抱える生活上の課題を地域の福祉課題として認識し、字・自治会あるいは民生委員・児童委員等と連携して、見守り活動等の問題解決に向けた小地域活動を推進します。
- ◆日常的に行われている高齢者や障害者、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、住民一人ひとりがこうした活動に参加することにより、地域住民の一体感を高め、また、地域の活性化に繋がるよう組織的かつ継続的に支援します。

### 《町民の取組み》

- ◆日常的な近隣住民間の助け合いを継続していきます。
- ◆近隣住民同士が高齢者や障害者、子育て家庭等が抱える生活上の課題を地域の福祉課題として認識・共有していくために、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区推進員等の特定の人々のみならず、地域の核となる組織である字・自治会の会員、地域の活動団体など、地域住民の一人ひとりが「地域で暮らす全ての人が、人としての尊厳を持って、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、その人らしく、安心のある生活が送れるように、地域社会全体で支え合う」という共通認識を図ることができるように努めます。
- ◆地域にみられる福祉課題の解決のために、地域住民間でその課題を認識・共有し、誰もが無理なく助け合い活動に参加できるよう、町や町社協の支援を得ながら役割などについて検討し組織化に取り組めます。

### 《関係団体の取組み》

- ◆福祉関係団体も地域社会の一員として、地域社会全体で支え合うという共通認識を持ち、関係機関と連携し、見守り活動等の生活上の様々な課題解決に向けて展開する小地域活動を推進します。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
地域コミュニティネットワーク事業の推進	継続	地区推進員の委嘱、地区推進会の開催						社会福祉協議会
小地域福祉活動の推進・支援	継続	小地域活動の推進・支援						社会福祉課 社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの配置	継続	小学校区への配置						社会福祉協議会



## 2-2 福祉教育の推進

基本方針：独自性を持った教育を推進するために多くの伝統文化を先人から受継ぎ、家庭教育、幼児教育、学校教育、平和教育をはじめあらゆる面で活用し、福祉教育の推進を図り町民の福祉意識高揚に繋がります。

### (1) 子ども対象の福祉教育の推進

#### ①福祉教育の推進

##### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆小学生・中学生・高校生を対象に学校での福祉教育を推進します。
- ◆人権教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃を目指し、人権尊重のまちづくりを進めます。
- ◆高齢化社会の進行に伴い、増加する認知症高齢者を地域全体で見守り、支え合っているように、児童・生徒を対象に「認知症サポーター養成講座」等を開催し、認知症への理解を深めていけるように福祉教育を推進します。

##### 《町民の取組み》

- ◆地域ぐるみで人権や福祉教育について学び、家庭や地域の中で住民一人ひとりが自分自身の課題として捉え、考え、行動できる人権尊重のまちづくりに参加します。

#### ②ボランティア活動推進校指定事業の推進

##### 《町社協の取組み》

- ◆町内の保育園・幼稚園を「ボランティア活動推進園」に、小学校・中学校・高校を「ボランティア活動推進校」に指定し福祉教育を推進します。
- ◆小学校・中学校・高校において総合学習の時間等に車イス・アイマスク体験学習、小学生ボランティア研修会や中・高校生ボランティア研修会の開催による福祉教育の啓発へ繋がります。
- ◆各学校単位で独自に進められている、ボランティア活動推進校指定事業を町全体でのまちづくりに発展させていくために、ボランティア担当者連絡会の中で連携と協力を図ります。

##### 《町民の取組み》

- ◆園児、児童、生徒は積極的に福祉教育に関する事業に参加し、福祉の大切さを学びます。
- ◆保護者や地域住民は、各々の保育園や幼稚園、小学校・中学校・高校における取組みを理解し、園児、児童、生徒の活動を温かく見守り支援します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
福祉教育の推進	継続	学校、地域との連携・強化						教育委員会 社会福祉課 社会福祉協議会
総合学習	継続	学校との連携による福祉教育の推進						教育委員会 学校教育課 社会福祉協議会
小・中・高校生ボランティア研修会の実施	継続	児童の健全育成						社会福祉協議会



## (2) 住民対象の福祉教育の推進

### ①各種教室や講習会、講演会の開催

#### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆シニア世代など住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館や社会福祉会館を拠点として生涯の各期に応じた各種教室や講話、講演会を開催するなど生涯学習を推進します。町と町社協が協働しながら、「介護講習会」、「ボランティア講習会」、「子育て講習会」、「認知症サポーター養成講座」等を開催します。
- ◆住民一人ひとりが地域でいきいきと健康で元気に暮らせるよう、住民向けに福祉や健康展等を開催し、福祉や健康づくりについて理解を深めていけるように推進します。
- ◆いわゆる「団塊世代」はもとより定年退職を迎える世代の住民の中で、第2の人生（セカンドステージ）を地域に戻って、生きがいを持ちながら有意義に送りたいと考えている方や長年培った技術や経験を地域の中で社会貢献等に活かしたいと考えている方を対象に、生きがいを持ちながら地域で活動していただくための支援を実施します。
- ◆様々な活動（字・自治会、ボランティア、健康、仕事、生涯学習、趣味・スポーツ・観光など）に関する情報提供を行うと共に、地域参加を希望される方からの相談を受けコーディネートし、イベントや講座、セミナー等の開催により地域参加に関する啓発やきっかけづくりを行います。

### ②地域福祉懇談会の開催

#### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆地域の地区推進員や民生委員・児童委員等との「懇談会」、「グループワーク」等を開催し、福祉情報を提供するなど福祉教育を推進します。
- ◆住民同士の助け合いの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域での地域懇談会の定期的な開催を検討し、住民の福祉意識の高揚に繋がります。

#### 《町民の取組み》

- ◆町内の各種イベントなどに参加し、積極的に町や町社協の福祉活動などに関心を持つようになります。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
生涯学習講座の開催	継続							生涯学習文化課
健康展等の実施	継続							健康保健課
福祉教育の推進	継続							社会福祉課 社会福祉協議会

※「団塊世代」とは、第2次世界大戦後のベビーブーム期（1947～1949年）に生まれた世代。

## 2-3 推進基盤の確立

基本方針：町内の社会福祉施設を支援しながら、連携を図り地域福祉の推進基盤の強化、発展に繋がります。

### (1) 地域福祉推進資源の強化

#### 《町の実践》 《町社協の実践》

- ◆地域福祉を支える社会資源（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など多くの社会福祉施設）と連携しながら、情報交換や困難事例研究と解決に向けた取組みを図ります。
- ◆多くの民間事業者や NPO が事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を展開します。

#### 《関係団体の実践》

- ◆町内の社会福祉関係機関の連携を強化し、地域における公益的事業に取り組めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
福祉施設等関係機関との連携・強化	継続	福祉関係機関連絡会の開催、情報共有						社会福祉課 社会福祉協議会
地域における公益的事業の推進	継続	社会福祉法人等との連携強化						社会福祉課 社会福祉協議会

※「地域における公益的な取組み」とは、平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組み」の実施に関する責務規定が創設された。

#### 【参考】社会福祉法より抜粋

##### 第 24 条

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は定額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



社会福祉法人施設長連絡会



社会福祉法人施設長連絡会  
情報交換の様子

## (2) 職員の資質向上

### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。
- ◆高い専門知識とスキルを身につけると共に、バランスの取れた組織経営感覚を有する職員の育成に努めます。
- ◆組織として、業務の効率化、資質向上、社会情勢へ柔軟な対応ができるよう環境づくりに努めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
職員の資質向上	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会

## (3) 研修制度の強化、専門職員の配置・育成

### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆課題解決に向けた知識を身につけるため必要な研修については、積極的に職員を派遣する環境づくりを推進します。
- ◆地域の課題は年々複雑多様化しており、解決に向けた取組みと対応がスムーズに図れるよう、専門的知識を持った社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の配置・育成を積極的に推進します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
職員の研修等の充実・強化	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会
専門知識・スキルを持った職員の配置、育成	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会



役場職員関係研修会



社協役職員研修会

## 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 3-1 相談支援の充実

基本方針：高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者など、福祉の支援を特に必要とする方たちが、地域の中で孤立することなく、福祉サービスを誰もが気軽に相談することができる仕組みづくりに取り組めます。また、近年の相談内容の複雑化に伴い相談員の育成強化を図ります。

#### (1) 相談体制の確立

##### 《町の取組み》 《町社協の取組み》

- ◆各課題に対応する相談窓口の周知を定期的実施し、利用を促進します。
- ◆町社協内に総合相談窓口を設置し、相談事業の一層の強化に努めます。また、様々な案件についての初期相談に応じ、電話での相談も常時受付ける体制を整えます。
- ◆相談内容が年々複雑化し、各課の所管業務も専門細分化している状況で、一つの窓口で全ての相談に対応することが困難となっており、様々な生活課題等に速やかに対応することができるよう関係相談機関などのネットワークづくりを進め、連携体制を構築します。
- ◆多様で複合的な課題を持つ生活困窮者等の課題解決に向け、関係機関と情報共有し、ネットワークづくりを進め連携体制を構築します。
- ◆各種研修会等で相談員の資質向上を図ります。

##### 《町民の取組み》

- ◆生活上の困っていることなどについて、公的な支援が必要であることや自身で解決が難しい場合には、身近な機関や地域に配置されている民生委員・児童委員、地区推進員等に相談します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
相談窓口の充実・強化	継続	関係機関等との連携の強化、相談窓口の周知の強化						全庁的な取組み 社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	継続	相談員の配置、関係機関等との連携・強化						社会福祉協議会
フードバンク事業	継続	生活困窮者への支援						社会福祉協議会

※「生活福祉資金貸付事業」とは、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えると共に、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

※「フードバンク事業」とは、包装の傷みなどで品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通出来なくなった食品を個人や企業から寄附を受け、生活困窮者などに無償で提供する活動およびその活動を行う団体。

### 3-2 情報伝達・共有の仕組みづくり

基本方針：要援護者等の支援を必要とする方たちが、地域の中で孤立することなく、福祉サービス、あるいは近隣住民から支援が得られることに関する情報を知り、その情報を共有できる環境づくりを推進します。

#### (1) 情報提供体制づくりの推進

##### 《町の取組み》

- ◆町広報紙やホームページ等を活用して福祉の現状や保健・医療・教育・各種制度の情報を定期的に発信します。
- ◆住民の暮らしにより密着した情報提供サービスの充実を図り、住民生活の質的向上と地域社会の活性化を推進します。
- ◆リアルタイムでの情報提供が図られるよう環境を整備します。

##### 《町社協の取組み》

- ◆社協だよりやホームページ等を活用して、町民に必要な福祉情報を提供します。
- ◆各種情報コーナーを設け、町民への閲覧と貸出等を実施し、情報提供を図ります。
- ◆社協事業を活用して、福祉情報の伝達、共有化を図ります。

##### 《町民の取組み》

- ◆町民一人ひとりが町や町社協から提供される様々な福祉情報に関心を持ち、内容を理解し隣近所同士が情報共有できるよう努めます。

##### 《関係団体の取組み》

- ◆町の広報や社協だより等を活用して、福祉関係団体が実施しているサービス情報や地域交流事業等を紹介します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
町広報紙、ホームページ、社協だより等、 情報提供の拡充・強化・整備	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会
								



左：広報やえせ 右：社協だより



情報コーナー（社協）

### 3-3 権利擁護体制の推進

基本方針：保健や福祉のサービスを利用した方が感じた、不満や苦情に対して十分に対応できる仕組みを整えると共に、提供されているサービスについて定期的に評価します。また、サービスに関する苦情処理体制や福祉サービスの利用支援体制など、権利擁護を進めていきます。

#### (1) 苦情解決の仕組みづくりの推進

##### 《町の取組み》

◆町内の全ての福祉サービス事業所に、福祉サービス利用に関する苦情解決を行う体制（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の配置）を整備するよう推進し、利用者からの苦情に対し、自らの事業所段階で解決が図られるよう取組みます。

##### 《町社協の取組み》

- ◆社協に苦情解決責任者と第三者委員会を設置し、社協が提供する福祉サービスに対する利用者からの苦情を受け、適切かつ円滑に解決できるよう努めます。第三者委員会は、利用者と社協の間に入って福祉サービスの苦情内容について聴き取りを行い、中立的な立場で解決に向けた援助を行います。
- ◆県社協等と連携し、苦情解決の仕組みの充実を図ることで、事業所のより良い環境づくりと利用者の安心を目指します。

##### 《町民の取組み》

◆福祉サービス利用にあたり、不満や不都合なことについては、関係機関を通じて提言します。

##### 《関係団体の取組み》

◆事業所内に苦情解決の仕組みを整備し、福祉サービス利用者等からの苦情に対応できる体制づくりに努めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
苦情解決を行う体制・仕組みづくりの推進	継続							社会福祉課
福祉サービス第三者委員会の設置	継続							社会福祉協議会

※「第三者委員」とは、国が定めた「福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき設置される機関で、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進することを目的としている。第三者委員には評議員、監事、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など世間からの信頼性を有し、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であることが望ましいとされている。

## 〔2〕権利擁護の仕組みづくりの推進

### 《町の取組み》

- ◆判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者などが、日常生活で何らかの不利益を被らないよう、個人の尊厳と利益を確保すると共に、被害を未然に防ぐための成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の情報提供・啓発活動を推進します。

### 《町社協の取組み》

- ◆県社協等と連携して、認知症高齢者や知的障害者などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知を図り利用の促進に努めます。

### 《町民の取組み》

- ◆人としての権利が守られるための制度や支援を活用し、必要と思われる方に権利擁護についての情報を提供するよう努めます。

### 《関係団体の取組み》

- ◆町や町社協が行っている権利擁護に関する事業等の周知を図ります。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
成年後見制度の周知・啓発	継続							社会福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の充実・強化	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会

※「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

八重瀬町は基幹的社協である豊見城市社協が所管しているが、平成31年度より八重瀬町社協において実施予定。





### (3) 虐待防止の仕組みづくりの推進

#### 《町の取組み》

◆関係機関が連携し、児童・配偶者・障害者・高齢者等への虐待及びDV等の暴力防止と被害者保護への取組みを推進します。

#### 《町社協の取組み》

◆地域包括支援センターや要保護児童等地域対策協議会、障害者虐待防止センター等の関係機関と連携し、虐待防止対策や虐待等が発生した場合に必要な支援に取組みます。

#### 《町民の取組み》

◆虐待等が懸念される場合は、迅速に情報を関係機関等に伝えます。

#### 《関係団体の取組み》

◆サービス利用者等の虐待防止の取組みを進めると共に、関係機関等との連携強化を積極的に取組みます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
虐待及び暴力防止対策の充実・強化	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会

※「地域包括支援センター」とは、地域の高齢者の状況（健康の維持、生活環境、保健・福祉サービス等利用状況）等を把握すると共に、総合相談や権利擁護、介護予防事業等のマネジメントを実施し、高齢者が自立した日常生活を送るために必要な援助を包括的に行う機関。

※「要保護児童等地域対策協議会」とは、要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童、若しくは特定妊婦に関する情報の交換及び適切な連携の下での支援に関する協議を行うために設置。





## 基本目標 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

### 4-1 生活環境整備の推進

基本方針：地域で暮らす全ての人々が、安心して快適に暮らし続けることができるよう、生活環境や公共機関との連携によるバリアフリー化を促進すると共に、ユニバーサルデザインによる誰もが生活しやすいやさしいまちづくりを推進します。住民や字・自治会が主体的に参加するまちづくりや美化活動を促進し、住み良い環境づくりを推進します。

#### (1) バリアフリー化の推進

##### 《町の取組み》

◆全ての人々が安心して快適に生活ができるように生活環境、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

##### 《町社協の取組み》

- ◆地域におけるバリアフリーチェックと改善提案への支援を行います。
- ◆バリアフリーやユニバーサルデザイン等の住民向け学習会の開催を実施します。
- ◆高齢者や障害者の疑似体験などの学習会を開催して町民自身がバリアフリー化やユニバーサルデザインに対する認識を高めていくよう推進します。

##### 《町民の取組み》

◆障害者専用駐車場に駐車しない、点字ブロックを塞がないなど町民自身がバリアフリーに対する認識を高め、生活環境のバリアフリー化に対する提案をします。

##### 《関係団体の取組み》

◆医療、介護施設等の福祉関係団体の建物は、ユニバーサルデザインを取入れ、全ての人々が安心して快適な利用ができるバリアフリー化を進めます。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
公共公益施設のバリアフリー化の推進	継続							総務課 まちづくり課 土木建設課 社会福祉課
バリアフリー化ガイドプランの作成	継続							まちづくり課 社会福祉課
町営住宅のバリアフリー化の促進	継続							総務課 土木建設課 社会福祉課
ユニバーサルデザインの情報提供、啓発活動	継続							全庁的な取組み 社会福祉協議会

※「ユニバーサルデザイン」とは、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

## (2) 移動交通手段の充実

### 《町の取り組み》

- ◆高齢者や障害者、要援護者等が移動弱者にならないよう、いつでも気軽に利用できる移動交通手段の整備を図ります。
- ◆住民の安全・安心のため、公共交通機関や道路及び歩行空間等の整備、充実に努めます。

### 《町社協の取り組み》

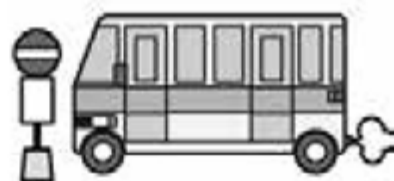
- ◆民生委員・児童委員との町内危険箇所点検や関係機関と連携しながら通学路や日常生活道路における危険箇所等の把握に努め、交通安全付帯施設等の設置を要請します。
- ◆買い物弱者の増加等の問題を解決するための方策を推進します。
- ◆福祉機器（用具）貸出事業等により、日常生活において福祉機器（用具）等を必要とされる方に対して機器（用具）等を貸出すことで、社会参加を促し福祉の増進を図ります。

### 《関係団体の取り組み》

- ◆高齢者や障害者、要援護者等の買い物弱者の支援に努めます。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
道路等の公共施設の整備	継続							全庁的な取り組み
移動交通手段の整備	継続							全庁的な取り組み
福祉機器（用具）貸出事業	継続							社会福祉協議会



## 4-2 防犯・防災対策の充実

基本方針：防犯、防災意識の高揚を図ると共に、関係機関等との連携を強化し、地域が一体となった夜間パトロールや声かけ運動の推進により犯罪等の未然防止に取り組めます。台風、地震、津波等の自然災害時の被害を未然に防ぐため、「八重瀬町防災計画」に基づく防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

### (1) 防犯対策の強化

#### 《町の取組み》

- ◆見守り活動、防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を推進します。
- ◆青少年を非行や事件・事故から守り社会を明るくする町民大会で、地域の子は地域で守り育てる機運をより一層高めます。
- ◆警察、その他の関係機関と連携を図りながら、防犯に関する情報を提供し、町民の防犯に対する意識の高揚を図ります。

#### 《町社協の取組み》

- ◆振り込め詐欺や悪徳商法の被害を受けないよう、防犯に対する知識を講演会等で高め予防的事業を行政と連携しながら推進します。
- ◆各地域で実施されている防犯活動(朝の交通安全指導、PTA 見守り活動等)の支援に取り組めます。

#### 《町民の取組み》

- ◆町の主催する各種防犯対策集会や大会等に積極的に参加します。
- ◆防犯に関する情報収集と住民間での情報を共有できるように努め、防犯意識の高揚を図ります。
- ◆地域での見守りや防犯パトロール等に積極的に参加し、安全・安心な地域づくりを目指します。

#### 《関係団体の取組み》

- ◆職場内でも地域での見守りや防犯パトロール等に積極的に協力し、安全・安心な地域づくりを目指します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
防犯・防災対策事業	継続							総務課 生涯学習文化課 社会福祉課
子ども遊び場危険箇所点検事業	継続							社会福祉課 児童家庭課 社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業	継続							社会福祉課 社会福祉協議会

## (2) 災害時避難行動要支援者対策の充実

### 《町の取組み》

- ◆災害時避難行動要支援者等の対応マニュアルの作成に取り組めます。
- ◆高齢者や障害者等の要支援者の迅速な避難誘導が行えるよう、字・自治会を中心とした近隣住民との協力関係に基づく支援体制を確立します。
- ◆平常時から関係各課や福祉関係者との連携を図り、災害時避難行動要支援者情報については、共有体制を図ります。

### 《町社協の取組み》

- ◆要支援者の把握を目的に、民生委員・児童委員等と協力して災害時避難行動要支援者世帯の名簿を作成し、災害時に備えた対策を図ります。
- ◆災害時に近隣の方（支援者）が事前に登録された、要支援者の安否確認などを行う仕組みづくりに取り組めます。

### 《町民の取組み》

- ◆地域の要支援者を把握するため、災害時に支援ができるよう日頃から隣近所とコミュニケーションを図ります。
- ◆要支援者自身も災害への自己意識を高め、支援者や地域住民との連携を深める等、災害に対応できる環境づくりに努めます。

### 《関係団体の取組み》

- ◆災害時に迅速な支援ができるよう日頃から職場内の士気を高め、要支援者の避難誘導等について情報共有を図ります。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
災害時避難行動要支援者台帳の整備と情報の共有化	継続	要支援者の把握と台帳の整備						社会福祉課 社会福祉協議会
要援護者見守りネットワーク事業	継続	事業の周知など						社会福祉課 社会福祉協議会
セーフティネットワーク事業	継続	要援護者等の支援						社会福祉課 社会福祉協議会



### (3) 地域防災体制づくりの推進

#### 《町の実施》 《町社協の実施》

- ◆住民の防災意識の高揚を図る啓発活動を推進し、防災マップ等を活用して地域の避難場所の周知に努めると共に、地域ごとの避難訓練等を実施します。
- ◆住民の防災意識向上のため、自主防災組織づくりを推進します。
- ◆地域住民と連携し災害時における避難誘導の支援を行うと共に、被災者の救護活動への協力体制づくりに取り組みます。
- ◆消防、警察並びに関係機関との連携を図り、防災ボランティアの育成に取り組みます。
- ◆地域における災害マップや災害時避難行動要支援者の対応マニュアルの作成、更新を行います。

#### 《町民の実施》

- ◆防災に関する情報収集と住民同士で情報共有できる体制に努め、日頃から生活必需品の備蓄や防災グッズを揃え、非常時に備えます。
- ◆地域での避難訓練や災害ボランティア活動に参加することで、防災意識の高揚と災害に即応できる地域づくりを目指します。

#### 《関係団体の実施》

- ◆日頃から、入居者やサービス利用者の安全を確保する観点から、火災等の未然防止に努めると共に、施設内における避難経路の確認や避難訓練を実施します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
八重瀬町地域防災計画の更新	継続	災害対策基本法に基づいた計画の修正等						総務課
ハザードマップ作成、更新事業	継続	防災ハザードマップ充実及び町民への周知						総務課
防災行政デジタル無線施設の強化	継続	緊急時の迅速な情報共有化						総務課
防災備蓄品備蓄事業	継続	大規模災害への対応						総務課
セーフティネットワーク事業	継続	要援護者支援、防災講演会・講習会、防災だより発行						社会福祉課 社会福祉協議会



八重瀬町赤十字奉仕団による炊き出し様子



避難訓練

## 基本目標 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

### 5-1 地域福祉推進のための人づくり

基本方針：地域福祉を推進する上で、町民一人ひとりの福祉意識の向上を図ることは重要であり、必要不可欠なことです。同時に地域活動を推進する指導者の存在が極めて重要となります。各地区に配置されている民生委員・児童委員や地区推進員等の養成、研修の強化を図り、町民一人ひとりを巻き込んだ地域福祉活動の活性化に繋がります。

#### (1) 民生委員・児童委員の資質向上

##### ① 民生委員・児童委員の育成と研修の強化

###### 《町取組み》 《町社協取組み》

- ◆ 民生委員・児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。研修会等を開催して一層の資質向上に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員推薦会を開催し、より地域に根ざした活動に取り組める適任者の選定を行います。
- ◆ 民生委員・児童委員は、小地域における福祉課題の発見、地域住民による助け合い活動のリーダーとしての役割が期待されます。連携体制を整備することで活動基盤の強化を図り、福祉活動の充実を目指します。
- ◆ 民生委員・児童委員連合会の活動助成を行うと共に、定期的に研修会を実施するなど意識の高揚に努め、小地域での懇談会等の企画や運営について連携し、役割や活動の強化に向けて支援します。また、これら地域の福祉活動者の役割等について、広く町民に周知するよう努めます。

##### ② 地区推進員の養成と研修の強化

###### 《町社協取組み》

- ◆ 地区推進員や民生委員・児童委員等と連携しながら、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組みを推進するリーダーとして、その養成と研修の強化に努めます。

###### 《町民取組み》

- ◆ 地域住民は、民生委員・児童委員、地区推進員の役割や活動を理解し、共に地域の助け合い活動に参加します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
民生委員・児童委員活動の推進・周知	継続	→ 役割の理解と周知の強化						社会福祉課 社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業の強化	継続	→ 地区推進会の設置と推進員の養成						社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの配置	継続	→ 小学校区への配置						社会福祉協議会

## 5-2 八重瀬町社会福祉協議会の強化・発展

基本方針：八重瀬町社会福祉協議会は社会福祉法人格を有し、地域福祉の推進を目的とする公共性と公益性（非営利性）を併せた持った民間法人の組織として行政の補完的役割を担っています。

また、地域福祉を推進する中核的組織として、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくため、町社協事業の経営理念等を明確にして事業展開を図り、住民の一層の理解を得て、町社協推進体制の充実・強化を図ります。

### (1) 八重瀬町社会福祉協議会の認知度向上

#### 《町社協の取組み》

- ◆「社会福祉大会」や「福祉まつり」など町民が参加できる行事の開催、「福祉週間」等に町社協イメージキャラクターを活用し認知度向上に繋がります。
- ◆職員の見識を広めることや、専門性を高めるために、町や福祉関係機関との人事交流のほか、社協事業や福祉教育など住民を巻き込んだ事業を積極的に行います。また、地域福祉の推進を担う中核組織としての役割を果たしていきます。
- ◆町民に広く町社協の活動を周知するため、社協だよりやホームページ等を活用し、認知度向上に繋がります。また、若年層や福祉へ関心が低い人にもアピールできるよう検討します。
- ◆社会福祉協議会の活動を地域福祉懇談会等で分かりやすく説明し、認知度向上に努めます。
- ◆区長・自治会長との情報交換会を継続して開催し、社協事業や地域における住民参画の活動等を協働で推進します。

#### 《町民の取組み》

- ◆町社協の存在意義や事業等を正しく理解し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて積極的に小地域活動に参加します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
区長・自治会長との連携強化	継続	情報交換会の実施						社会福祉協議会
社協だよりの発行	継続	福祉情報や社協活動等の情報提供						社会福祉協議会
ホームページの設置運営	継続	福祉情報や社協活動等の情報提供、ブログ等の更新						社会福祉協議会
地域福祉懇談会等の開催	継続	福祉課題の把握、福祉情報の発信						社会福祉協議会
町社協イメージキャラクター等の活用	継続	イメージキャラクター等の活用による認知度向上						社会福祉協議会

※「我が事・丸ごと」とは、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組み。



町社協イメージキャラクター  
「クックル」



## (2) 安定的財源の確保

### 《町社協の取組み》

- ◆一人ひとりが社協の会員になることによって、地域福祉活動に直接的、または間接的に参加しているということを広く周知します。
- ◆赤い羽根共同募金運動の意義や用途などの周知に努め、町民をはじめ、法人や職域・団体などの拡大を図り、福祉事業推進の財源確保に努めます。
- ◆地域で福祉活動を充実させるため、福祉チャリティー等を開催し安定的財源の確保に努めます。

### 《町の取組み》

- ◆事業の委託や補助金の助成を行い、町社協事業を支援し、町内の地域福祉向上を推進します。

### 《町民の取組み》

- ◆社協会費や赤い羽根共同募金委員会からの配分で実施されている町社協事業を理解、協力することにより、住み良い福祉のまちづくりに繋がります。

### 《関係団体の取組み》

- ◆社協会費や赤い羽根共同募金運動等の町社協事業を理解し協力します。

### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
社協会員募集の促進	継続	社協会員募集の促進強化						社会福祉協議会
赤い羽根共同募金運動の支援、強化	継続	意義や用途等の周知、事業の推進						社会福祉協議会
歳末たすけあい運動の支援、強化	継続	意義や用途等の周知、事業の推進						社会福祉協議会



赤い羽根共同募金運動第1回大口募金出発式



チャリティーゴルフ大会





### (3) 八重瀬町社会福祉協議会の基盤強化

#### 《町社協の取組み》

##### ①方針決定体制と事業執行体制

- ◆社協組織運営・経営の執行責任を有する役員体制（理事会）の活性化を図ります。また、議決機関である評議員会は、地域を代表して社協の運営にあたります。
- ◆役職員が評議員と一体となって連携を図り、それぞれが組織運営や地域福祉推進の在り方を共有し、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。
- ◆事業を推進する上で、必要な職員体制、人員配置を確立します。地域福祉活動を推進するために専門性と熱意あふれる職員を育成できるよう条件整備の強化を図ります。

##### ②職員の専門性などの資質向上

- ◆他市町村社協との連絡会や勉強会を開催し、研修会等に積極的に参加します。
- ◆職員一人ひとりが専門的集団として自覚を持ち、日頃から資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己研鑽に努めます。
- ◆地域福祉を中核的に推進する組織として、実施事業が全ての町民に信頼を得られるよう、職員一人ひとりの専門性や資質向上に努めます。

##### ③広域的連携の推進

- ◆町内機関との連携にとどまらず、広域的に取り組む事業等に対応するためにも、近隣市町村社協間、関係機関等の連携・協働に努めます。

##### ④コミュニティソーシャルワーカーの配置

- ◆字・自治会は小地域福祉活動の基礎圏域であり、地域住民のコミュニティ形成の場として大事な役割を担っています。小学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、字・自治会を支援していくことで、地域住民との連携や地域の福祉課題の把握と解決に向けた取組みに繋がります。
- ◆コミュニティソーシャルワーカーは、地域生活支援に必要な人々を繋ぐ役割や地域住民の活動を創出し支える重要な役割を担い、住み良い地域づくりに繋がります。
- ◆学校、PTA等と連携を図りながら、住み良い環境や防犯・防災等に対応できる地域づくりを支援します。
- ◆生活課題が見えにくくサービスや支援に繋がられない人、複数の生活課題を抱える人が増える中、地域に出向き（アウトリーチ）住民と協働し、個別支援やネットワークづくりを行います。



### 《町の取組み》

- ◆深刻な地域の生活課題（生活困窮や虐待、権利侵害、引きこもり等）について、コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進し、地域住民や民生委員・児童委員、専門機関との連携・協働を支援します。

### 《町民の取組み》

- ◆自分の住んでいる担当地域のコミュニティソーシャルワーカーに対して地域の特性や課題等の情報提供、相談を行い共に支え合う地域を推進します。

### 《関係団体の取組み》

- ◆コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、地域の福祉課題解決に向けた体制づくりに協力します。

#### 【推進事業】

重点事業	新規・継続	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	推進主体
理事会、評議員会等の事業体制強化	継続	→ 役員体制の活性化に向けた取組み						社会福祉協議会
地域コミュニティネットワーク事業の実施、強化	継続	→ 身近な地域を支援強化していく取組み						社会福祉協議会
事務局体制の基盤強化	継続	→ 報告、連絡、相談等の職員間の体制強化						社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの配置	継続	→ 小学校区への配置						社会福祉協議会



東風平小学校区 地区推進会



白川小学校区 地区推進会



具志頭小学校区 地区推進会



新城小学校区 地区推進会

## 計画の評価指標

本計画の目標値を設定し、各事業等の総合的な推進を図ると共に、本町における地域福祉の推進に努めます。

### ■基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

	評価指標	指標の基準	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
1-1-(1)	地域支え合い協議体の設置	社会福祉課 社会福祉協議会	—	34字・自治会
1-1-(2)	地域支援事業（配食サービス）を知っている人の割合	町民意識調査	30.8%	50%
1-1-(3)	ミニデイサービス事業実施地区数	社会福祉協議会	30字	34字・自治会
	いきいきサロン事業実施地区数	社会福祉協議会	10字	34字・自治会
1-1-(4)	子育てふれあいサロンの整備	社会福祉協議会	—	8箇所
1-1-(5)	障害者社会参加促進事業を知っている人の割合	町民意識調査	16.7%	30%
	手話奉仕員の登録者数	社会福祉課	17人	50人
1-2-(1)	地域で助け合うために近所付き合いは必要だと思う人の割合	町民意識調査	58.4%	70%
1-2-(2)	現在、清掃活動や地域行事等の地域活動に参加している人の割合	町民意識調査	39.2%	50%
1-2-(3)	字・自治会へ加入している人の割合	町民意識調査	61.1%	75%
1-3-(1)	当事者団体活動が地域のコミュニティ形成や地域貢献に繋がっていると思う人の割合	町民意識調査	—	20%

### ■基本目標 2 結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

	評価指標	指標の基準	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
2-1-(1)	要援護者見守りネットワーク事業を知っている人の割合	町民意識調査	15.3%	30%
2-1-(2)	地域での助け合い活動が活発だと思う人の割合	町民意識調査	13.0%	30%
2-2-(1)	子どもを対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	町民意識調査	7.3%	20%
2-2-(2)	住民を対象とした福祉教育が充実していると思う人の割合	町民意識調査	5.4%	20%
2-3-(1)	保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化が必要だと思う人の割合	町民意識調査	52.4%	60%
2-3-(2)	職員の対応や説明が良いと思う人の割合	町民意識調査	役場 20.9% 社協 19.3%	30%
2-3-(3)	社会福祉士や精神保健福祉士の専門職員の配置状況	社会福祉協議会	3人	8人

### ■基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

	評価指標	指標の基準	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
3-1-(1)	福祉の相談窓口を知っている人の割合	町民意識調査	47.1%	50%
3-2-(1)	地域や福祉の情報の入手先（町広報）の割合	町民意識調査	49.8%	60%
	地域や福祉の情報の入手先（社協だより）の割合	町民意識調査	43.2%	60%
3-3-(1)	福祉サービスの苦情相談事業を実施している事を知っている人の割合	町民意識調査	—	20%
3-3-(2)	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	町民意識調査	18.2%	30%
3-3-(3)	虐待相談窓口を知っている町民の割合	町民意識調査	児童 48.4% DV 47.7% 障害 37.3% 高齢 37.8%	50%

### ■基本目標 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

	評価指標	指標の基準	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
4-1-(1)	町のバリアフリー整備が充実していると思う人の割合	障害者計画 障害者福祉計画	—	20%
4-1-(2)	地区の環境（交通の利便性）について良いと思う人の割合	町民意識調査	30.7%	40%
4-2-(1)	地区の環境（防犯・防災）について良いと思う人の割合	町民意識調査	4.8%	15%
4-2-(2)	要援護者の災害時の避難場所の認知度の割合	障害者計画 障害者福祉計画	8.1%	30%
4-2-(3)	地区(字・自治会)において指定された災害時の避難場所を知っている人の割合	町民意識調査	33.3%	50%

### ■基本目標 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

	評価指標	指標の基準	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
5-1-(1)	自分の住む地区の民生委員を知っている人の割合	町民意識調査	32.4%	50%
5-2-(1)	社会福祉協議会の名前も事業内容も知っている人の割合	町民意識調査	21.3%	40%
5-2-(2)	社協会費が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	町民意識調査	—	50%
	赤い羽根共同募金が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	町民意識調査	—	50%
	歳末たすけあい運動が地域福祉活動に活用されていることを知っている人の割合	町民意識調査	—	50%
5-2-(3)	コミュニティソーシャルワーカーの配置	社会福祉協議会	4人	8人



# 第5章

## 地域福祉推進体制について

## 第5章 地域福祉の推進体制について

### 第1節 計画における「地域」の範囲

#### 1. 地域福祉活動圏域の設定

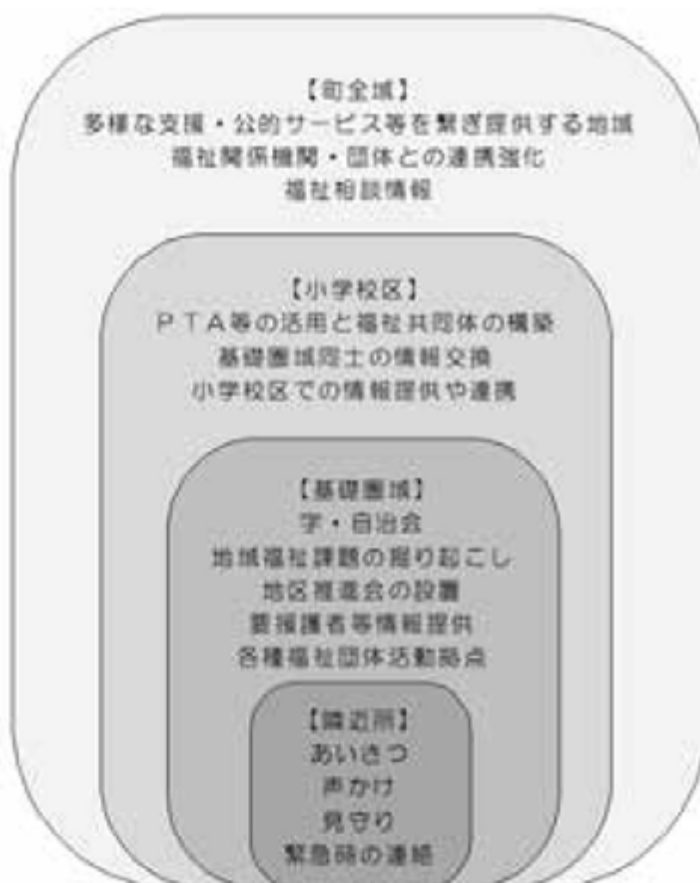
地域福祉活動は、地域に暮らす住民だからこそ見えてくる生活課題に対して、主体的な支え合いや関係機関と連携した活動等によって課題を解決する取組みといえます。

そのため、町民を主体とした福祉活動を行う単位となる地域の設定が重要となります。地域の設定については、人口規模、地理的条件、生活文化等の条件や福祉に対するこれまでの取組みなどを総合的に検討しました。

本町は、平成18年1月1日に旧2町村（東風平町、具志頭村）が合併した地域です。社会福祉協議会では平成19年4月1日より、職員数に応じた独自の福祉圏域を7か所に設定し地区毎にワーカーを配置する地区ワーカー制をスタートしました。しかし、町民自身が地区名や担当ワーカーを知らないなど課題が見えてきました。そこで、平成25年4月1日より7圏域を小学校区毎の4圏域に改め、4名の地区ワーカー制に再編しました。

本計画では住民相互の支え合いという個別活動や生活課題に対応した福祉サービスの提供を効率よく推進し、多様な関係機関との連携や協働を図るため個々の取組みに応じた活動の範囲となる「圏域」を以下のように設定します。

#### ～地域設定のイメージ～



#### 《町全域》

- ・八重瀬町全域として公的サービス等を提供する範囲として設定。

#### 《小学校区（中圏域）》

- ・小学校区を範囲として、町域内を4地区に設定。
- ・地区ワーカーを小学校区ごとに配置し、P T A組織等を活用しながら、地域コミュニティづくりへ繋げていく範囲として設定。

#### 《基礎圏域（小圏域）》

- ・行政区（字・自治会）を範囲として設定。
- ・字・自治会を軸として、地区推進員を配置。「基礎圏域」として、公民館での事業（ミニデイ等）や字・自治会単位で組織されている各種団体（老人クラブ、女性会、青年会、子ども会等）を支援しながら地域コミュニティ形成に繋げる範囲として設定。

#### 《隣近所》

- ・隣近所という、最も身近な範囲を単位として設定。
- ・要援護者等の把握体制、情報提供の源としての範囲として設定。

## 第2節 推進基盤の整備

### 1. 社会福祉協議会の基盤強化

本町の社会福祉協議会は、地域コミュニティネットワーク事業の小学区に地区ワーカーが配置されるなど、住民参加による地域福祉活動の根底を支える中核組織として、極めて大きな役割を担っています。地域特性を踏まえた福祉活動の中心的役割を担うものとして、地域住民の福祉活動や人材の育成支援並びに地域組織間ネットワークの調整機能等を発揮するための組織強化や基盤整備に対する支援を行います。

### 2. 小地域福祉委員会（地区推進会等）の推進

本町では、字・自治会を単位として民生委員・児童委員及び地域住民、社会福祉協議会との連携により要支援者に対する見守り、支え合いの活動（小地域福祉活動）を推進しています。

同じ地域に暮らす住民同士が、地域の課題を共有しながら助け合い、支え合いの活動に取り組むと共に、民生委員・児童委員、各種団体、社会福祉協議会等と連携しながら小地域福祉活動を支援する地域組織の中核として字・自治会単位に小地域福祉委員会（地区推進会等）を設置しています。

### 3. 地域福祉活動推進拠点等の整備

本町には、福祉行政の活動拠点として八重瀬町社会福祉会館があり、字・自治会には公民館等が整備されています。これら公共施設や公民館等は、保健福祉事業やボランティアをはじめ福祉関係団体の活動拠点として利用されています。

今後とも地域に存在する公共施設、福祉施設、公民館等の社会資源を利用し町民が主体となって活動を推進する場として、また、地域の支え合いネットワーク機能を担う拠点としての機能向上に向けた取組みを進めます。

基礎地域での福祉活動を推進していくため、既存施設（空き店舗、公民館など）を活用し住民が気軽に集まり、ユンタクから情報収集等が行える交流拠点としての居場所づくりを進めていきます。

### 4. 計画の進捗管理・評価体制の構築

地域福祉（活動）計画の内容を具現化していくためには、計画の進捗状況を管理し、一定の期間においてその達成度を評価する必要があります。そのため、町民との協働により地域福祉に関する課題及び意見を反映させた進捗管理体制を含めた計画の総合的な評価体制づくりを進めていきます。





### ①町民との協働による進捗管理体制

地域福祉（活動）計画は、町民との協働を前提として各地域の個別課題や地域課題を把握すると共に、具体的な推進方策等について町民ワークショップを開催し検討しました。

町民は、地域のよき理解者であり、また地域福祉の担い手であります。地域福祉（活動）計画の進捗状況等に対する町民の意見や要望などを十分に反映させるため、定期的なワークショップの開催などによる進捗管理体制を構築します。

### ②「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定評価委員会」による評価体制の構築

地域福祉（活動）計画に掲げられた具体的事業及び評価指標の達成状況等に対し、サービス利用者の視点や地域福祉に関わる専門的立場から全体的な評価と進捗に対する提言を行う体制づくりが必要となります。そのため、「八重瀬町地域福祉（活動）計画策定評価委員会」による総合的な評価体制を構築します。

### 計画の評価体制

八重瀬町地域福祉（活動）計画 策定評価委員会

構成員：学識経験者、関係団体、住民代表、県社協職員等

報告

提言

事務局：八重瀬町役場 社会福祉課  
八重瀬町社会福祉協議会

### 町民意見の反映

ワークショップ等の開催

- ・民生委員・児童委員定例会
- ・地区推進会
- ・やえせ支え合いづくり協議体
- ・小学生ボランティア研修会
- ・中・高校生ボランティア研修会
- ・その他



## 第3節 行政、社会福祉協議会の「役割」、町民及び関係機関等への「期待」

### 1. 行政の役割

行政は、地域福祉を推進する主体として、福祉施策を総合的に推進するため、全庁的な連携体制や社会福祉協議会をはじめ多様な関係機関、団体等との連携に基づく推進体制の構築を図ると共に、計画の適正な進捗管理が求められています。

そのため、関係各課との横断的な連携体制の構築を図ると共に、関係機関や各種団体等との相互の連携や協働体制を整え、効率的で効果的な地域福祉施策を推進し、併せて推進施策の適切な進捗管理体制に基づく、地域福祉計画の着実な推進を図ります。

### 2. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉活動の一層の強化を図るため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と行政の地域福祉計画との一体的な策定を行っています。

計画策定後において、地域福祉をさらに進めていくためには、地域福祉の中心的な担い手と位置付けられる社会福祉協議会の活動が非常に重要なものとなります。

今後とも、社会福祉協議会が、地域と密着してこれまでに取組んできた活動の経験を活かし、町民や関係団体並びに行政等との一層の連携を強化しつつ、社協が持つ機動性・柔軟性を活かした地域福祉活動を展開します。

### 3. 町民の役割

「結の心」の意識に支えられた地域福祉を推進していくためには、町民一人ひとりが福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域社会の一員として身近な地域の問題点や課題に関心を持ち、それぞれの立場に応じ地域福祉の担い手として、主体的に関わり活動することが必要です。町民一人ひとりが、自らの健康管理に気をつけながら日頃から隣近所同士の交流や地域活動への参加を通してコミュニケーションを深め、互いに支え合う意識を高めていくことが大切です。

また、生活者の視点で地域の問題点や課題を捉え、協力し合いながら問題解決に向けた取り組みへ参加していくことを期待します。

### 4. 地域関係団体等の役割

本町においては、字・自治会を中心として子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等の地域団体をはじめ、商工会、農業、漁業協同組合等の組織がそれぞれの立場で地域活動を展開しています。これらの地域関係団体は、町民一人ひとりが地域福祉活動へ参加するための受け皿となると共に、地域に密着した組織という特性を活かした地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。

今後とも、これらの関係団体が広い範囲で人と人との結びつきを強めながら、多くのネットワークを活用し多様な地域福祉活動へ参画していくことを期待します。

## 5. 民生委員・児童委員の役割への期待

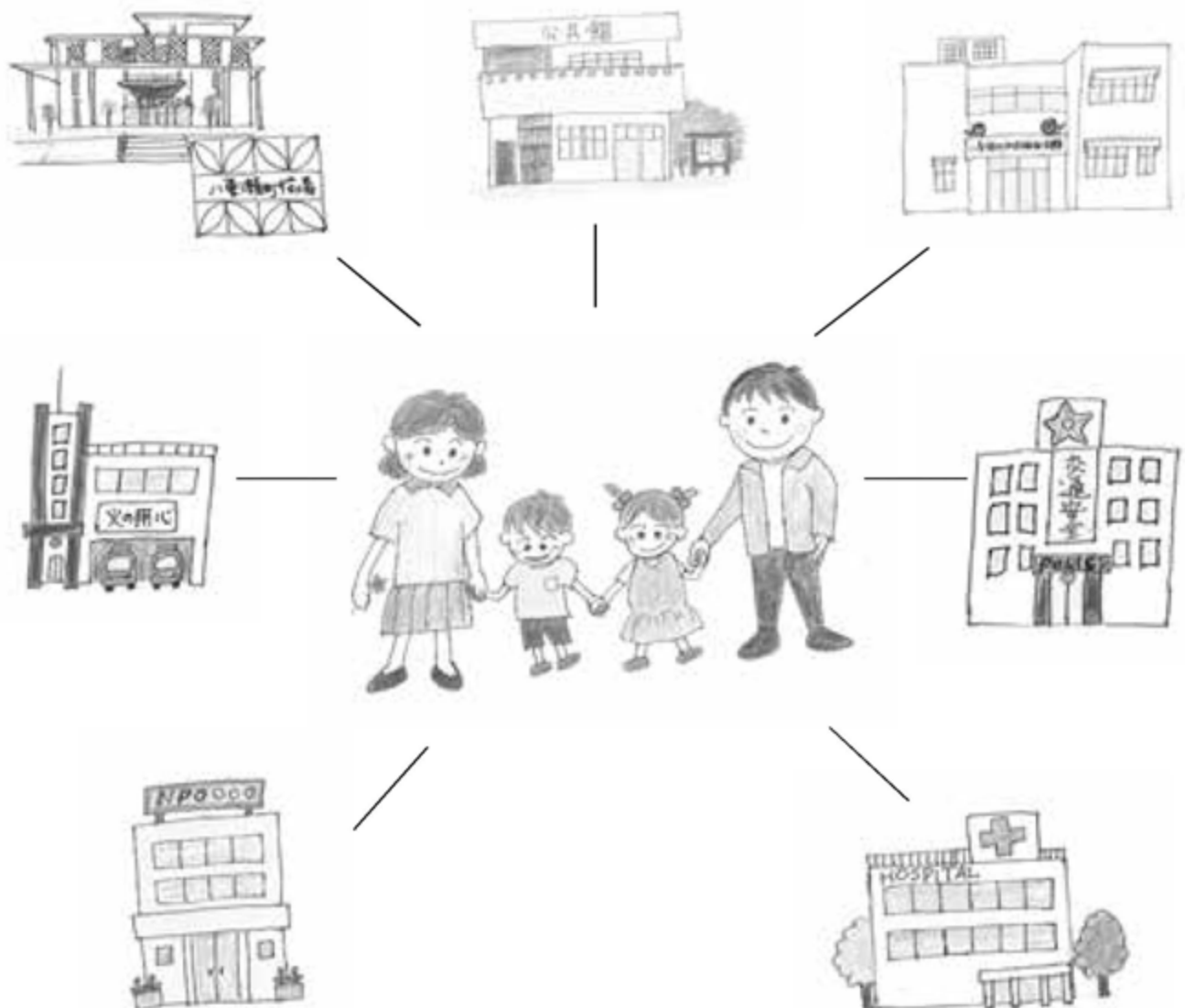
民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、常に地域に密着し支援を必要とする町民の立場で多様な相談支援や情報の提供を行うと共に、地域の福祉課題や問題解決に向け、社会福祉協議会、関係機関、行政等との連携や協力を行う役割を担っています。

今後とも、身近な地域における地域福祉の推進役として町民ニーズや地域課題を的確に把握し、町民や関係機関との相互連携と協働により、町民福祉の向上に向けた取組みへの積極的な関わりを期待します。

## 6. サービス提供事業者の役割への期待

事業者は、多様な福祉ニーズに応じ利用者本位の立場でより質の高いサービスを提供すると共に、関係機関との連携を図りながら専門性を活かした地域福祉活動への参加が求められています。

今後とも、利用者の自立と地域福祉の向上支援という立場で、必要とされる事業内容等に関する情報提供やサービスの質の向上に努めると共に、町民や行政並びに社会福祉協議会等と協働しながら、事業所が有する専門技術と人材を活用し地域福祉活動への積極的な関わりを期待します。



## 7. 町社会福祉課の業務・事業内容

町社会福祉課では、平成29年度、表15の業務・事業等を行っています。

表 15 八重瀬町社会福祉課が行っている業務・事業等

社会福祉関係	(1)社会福祉課の庶務に関すること
	(2)生活困窮世帯激励金支給事務に関すること
	(3)地域福祉に関すること
	(4)生活保護に関すること
	(5)災害り災者の保護に関すること
	(6)社会福祉協議会に関すること
	(7)社会福祉団体に関すること
	(8)民生委員、児童委員に関すること
	(9)行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	(10)遺族援護及び引揚げ事務に関すること
	(11)日本赤十字社に関すること
	(12)献血に関すること
	(13)社会福祉会館・老人福祉センターに関すること
障害福祉関係	(1)身体障害者手帳の交付に関すること
	(2)補装具交付及び修理に関すること
	(3)自立支援(育成・更生・精神)医療に関すること
	(4)日常生活用具の給付及び貸与に関すること
	(5)重度心身障害者医療費助成事業に関すること
	(6)療育手帳の交付に関すること
	(7)障害者基本計画等に関すること
	(8)障害者等相談事業に関すること
	(9)地域活動支援センターに関すること
	(10)障害者福祉サービスに関すること
	(11)特別障害者手当等に関すること
	(12)精神障害者保健福祉手帳の申請受理等に関すること
	(13)精神保健福祉事業に関すること
	(14)自殺対策事業に関すること
	(15)その他障害福祉に関すること
老人・介護関係	(1)老人福祉に関すること
	(2)高齢者福祉計画に関すること
	(3)老人クラブ助成に関すること
	(4)敬老事業に関すること
	(5)地域ケア会議に関すること
	(6)介護保険事業に関すること
	(7)地域支援事業(介護予防事業)に関すること
	(8)地域包括支援センターの運営に関すること

資料：八重瀬町例規集（八重瀬町行政組織規則）

## 8. 町社会福祉協議会の地域福祉関係事業

町社会福祉協議会では、平成29年度、表16の地域福祉関係事業等を行っています。

表 16 町社会福祉協議会が行っている地域福祉関係事業等

地域福祉活動の推進	コミュニティソーシャルワーカーの配置、地区推進員との連携強化 地区推進会の開催、民生委員・児童委員との連携強化 三世代交流会の開催
在宅福祉の推進	いきいきふれあいサロン活動 地域配食ボランティア連絡会 友愛訪問活動の推進（電気設備無料点検、訪問理容・美容、事業所等） 福祉機器（用具）貸出事業（車いす、介護用ベッド等） 町地域包括支援センターとの連携、強化
高齢者福祉	高齢者の生きがいと健康づくり（ミニデイサービス事業） 地域支援事業（配食サービス） 生きいき活動支援通所（生きがいデイサービス）事業 要援護者見守りネットワーク事業 おせち料理提供事業（歳末） シルバーボランティア育成、強化
障害者福祉	障害者社会参加促進事業 友愛訪問サービス（電気設備無料点検、訪問理容・美容、事業所等） 当事者及び家族の支援（福祉機器用具貸出等） 声の広報等発行事業 集いの広場交流会、おせち料理提供事業（歳末） 障害者スポーツ大会への協力
児童福祉	ファミリーサポートセンター運営事業 子ども貧困対策事業（子ども食堂の運営、子どもの居場所づくり等） 子ども遊び場危険箇所点検調査（民生委員・児童委員との連携） ボランティア活動推進校の指定と助成事業 夏休みボランティア研修（小学校、中学校、高校） 総合学習への協力（小学校、中学校） 高齢者と保育園児との交流事業 クリスマスケーキ提供事業
ひとり親家庭福祉	ファミリーサポートセンター利用者負担軽減事業 就労支援事業 親子ピクニック・クリスマスパーティー等の集い・新入学児童激励会
防災、減災福祉	セーフティーネットワーク事業（警察、消防等との連携強化） 防災、減災研修会の開催、防災だより、防災マップ等の作成支援
資金の貸付制度・相談	生活福祉資金貸付事業・たすけあい金庫貸付事業・法外援護活動 一般相談、法律相談室窓口の設置、運営
情報提供	町社協広報紙「社協だより」を年4回発行 ホームページの運営・福祉講演会

資料：町社会福祉協議会



# 第6章

## 資料編

## 1. 八重瀬町地域福祉計画策定評価委員会設置要綱

### 八重瀬町地域福祉計画策定評価委員会設置要綱

(平成 23 年 11 月 21 日告示第 12 号)

改正 平成 25 年 12 月 24 日告示第 21 号平成 29 年 11 月 28 日告示第 30 号

平成 30 年 3 月 6 日告示第 1 号

#### (設置)

第 1 条 本町は八重瀬町地域福祉計画策定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (審議事項)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) 計画の総合的な評価に関すること。
- (4) その他特に必要とする事項

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 策定委員は、計画策定後の計画期間中には評価委員も兼ねる。ただし、策定委員の庁内委員は、評価委員から除く。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(検討部会及び作業部会)

第7条 委員会に検討部会及び作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条の審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

2 検討部会は関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成する。

3 作業部会は委員会、関係課長、社会福祉協議会事務局長が推薦する者で構成する。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で知り得た障害者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成23年11月21日から施行する。

附 則(平成25年12月24日告示第21号)

この告示は、平成25年12月24日から施行する。

附 則(平成29年11月28日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月6日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

2. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画 策定評価委員会名簿

NO	氏 名	構成組織	所 属	備 考
1	神里 博武	学識経験者	かみざと社会福祉研究所	委員長
2	多和田 眞次	福祉関係者	八重瀬町社会福祉協議会	副委員長
3	兼城 和夫	福祉関係者	八重瀬町民生委員児童委員連合会	委員
4	富田 正徳	福祉関係者	八重瀬町老人クラブ連合会	//
5	石原 清	福祉関係者	八重瀬町身体障害者協会	//
6	永山 敏子	福祉関係者	八重瀬町母子会	//
7	嘉数 茂	区長会	八重瀬町区長・自治会長会	//
8	嘉数 久美子	住民代表	八重瀬町女性連合会	//
9	大城 恵子	住民代表	手話サークル フラワーハンド	//
10	新崎 盛信	福祉関係者	沖縄県社会福祉協議会	//
11	金城 哲生	行政	八重瀬町役場 総務課	//
12	石原 朝子	行政	八重瀬町役場 児童家庭課	//
13	比嘉 智也	行政	八重瀬町教育委員会 指導主事	//

### 3. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画 検討部会名簿

NO	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	八重瀬町役場 総務課	課長	金城 哲生	
2	八重瀬町役場 社会福祉課	課長	永山 清和	
3	八重瀬町役場 児童家庭課	課長	石原 朝子	
4	八重瀬町役場 学校教育課	課長	新垣 正次	
5	八重瀬町役場 生涯学習文化課	課長	照屋 健	
6	八重瀬町役場 企画財政課	課長	金城 勇誠	
7	八重瀬町役場 まちづくり課	課長	嘉数 成裕	
8	八重瀬町役場 健康保健課	課長	大田 厚	
9	八重瀬町社会福祉協議会	事務局長	石川 健	

#### ■事務局

1	八重瀬町役場 社会福祉課	主査	伊良波 朝貴
2	八重瀬町役場 社会福祉課	主事	宮平 卓弥
3	八重瀬町社会福祉協議会	主事 ソーシャルワーカー	新垣 美鈴
4	八重瀬町社会福祉協議会	社会福祉士	嘉数 憂紀

4. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画 作業部会名簿

NO	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	八重瀬町役場 総務課	係長	上江洲 直樹	
2	八重瀬町役場 社会福祉課 (障がい福祉)	補佐兼係長 保健師	伊集 美智子	
3	八重瀬町役場 社会福祉課 (社会福祉)	係長	伊野 博一	
4	八重瀬町役場 児童家庭課	補佐兼係長 栄養士	具志堅 千恵美	
5	八重瀬町役場 学校教育課	幼稚園教諭	國吉 和美	
6	八重瀬町役場 生涯学習文化課	主査	宮里 兼也	
7	八重瀬町役場 企画財政課	補佐兼係長	神谷 学	
8	八重瀬町役場 まちづくり課	補佐兼係長	金城 盛勝	
9	八重瀬町役場 健康保健課	係長 保健師	宮元 弘美	
10	八重瀬町地域包括支援センター	センター長	比嘉 美由紀	
11	沖縄県社会福祉協議会 地域福祉部	副部長	伊良皆 和弘	
12	八重瀬町社会福祉協議会	主査 ソーシャルワーカー	仲村 辰彦	

■事務局

1	八重瀬町役場 社会福祉課	課長	永山 清和
2	八重瀬町役場 社会福祉課	主査	伊良波 朝貴
3	八重瀬町役場 社会福祉課	主事	宮平 卓弥
4	八重瀬町社会福祉協議会	事務局長	石川 健
5	八重瀬町社会福祉協議会	主事 ソーシャルワーカー	新垣 美鈴
6	八重瀬町社会福祉協議会	社会福祉士	嘉数 憂紀

## 5. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画策定の経過

平成 29 年

4 月 19 日・・・他市町村へ計画策定に向けての情報交換（嘉手納町社会福祉協議会）

4 月 24 日・・・他市町村へ計画策定に向けての情報交換（金武町社会福祉協議会）

7 月 28 日・・・第2回やえせ支え合いづくり協議体への参加

8 月 3 日・・・小学生ボランティア研修会にて地域福祉（活動）計画ワークショップを開催

8 月 16 日・・・中・高校生ボランティア研修会にて地域福祉（活動）計画ワークショップを開催

8 月 31 日・・・第1回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催  
委嘱状交付、委員長・副委員長の選出、諮問（町長並びに社協会長より委員長へ）  
講話、第1次計画の分析・評価、町民意識調査、今後のスケジュールについて

9 月 22 日～ 町民意識調査 対象者 1,000 名に郵送にて配布、回収  
10 月 14 日

9 月 29 日・・・第3回やえせ支え合いづくり協議体への参加

11 月 9 日～・・・町民意識調査 分析（神里博武委員長）

11 月 24 日・・・第4回やえせ支え合いづくり協議体への参加

12 月 6 日・・・民生委員・児童委員へ地域福祉（活動）計画ワークショップの開催

12 月 11 日・・・第1回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定作業部会及び検討部会の開催  
委員の紹介、講話、第1次計画評価報告、町民意識調査中間報告

12 月 21 日・・・第2回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催  
町民意識調査中間報告、第2次計画第1章、3章について、第2章の報告

平成 30 年

1 月 15 日・・・第1回社協職員調整会議（第4章の検討）

1 月 17 日～ 町内社会福祉法人への地域貢献活動に関する調査の実施  
2 月 20 日

1 月 22 日・・・第2回八重瀬町地域福祉（活動）計画 作業部会の開催  
第2次計画第1章～3章の報告、第4章の検討

- 1月24日・・・第2回八重瀬町地域福祉（活動）計画 検討部会の開催  
第2次計画第1章～3章の報告、第4章の検討
- 1月26日・・・第5回やえせ支え合いづくり協議体への参加
- 1月31日・・・第3回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催  
第2次計画第1章～3章の報告、第4章の検討
- 2月2日・・・第2回社協職員調整会議（第4章の検討）
- 2月6日・・・第3回八重瀬町地域福祉（活動）計画作業部会の開催  
第2次計画第4章の検討、第5章について
- 2月8日・・・第3回八重瀬町地域福祉（活動）計画検討部会の開催  
第2次計画第4章の検討、第5章について
- 2月15日・・・第1回第2次計画第1章～2章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月16日・・・第2回第2次計画第2章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月19日・・・第3回第2次計画第2章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月20日・・・第4回第2次計画第2章～3章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月21日・・・第4回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催  
第2次計画第4章の検討、第5章について
- 2月22日・・・第5回第2次計画第4章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月23日・・・第6回第2次計画第4章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 2月23日～  
3月4日　パブリックコメント期間
- 2月27日・・・第7回第2次計画第4章～5章の読み合わせ（社協内職員検討会議）
- 3月1日・・・第4回八重瀬町地域福祉（活動）計画作業部会及び検討部会の開催  
第2次計画素案の報告
- 3月8日・・・第5回八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催  
第2次計画素案の報告、答申（委員長より町長並びに町社協会長へ）

## 6. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画について（諮問）

八重社 第1554号  
平成29年8月31日

八重瀬町地域福祉計画策定委員長殿

八重瀬町長 比屋根 方次

### 第2次八重瀬町地域福祉計画の策定について(諮問)

近年、生活スタイルや価値観の多様化を背景に、地域社会を取り巻く環境も大きく変化しています。そうした中、地域福祉を再考し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現が求められております。

また、社会福祉法においては、地方創生・地域づくりの取り組みと合わせて、住民に身近な圏域における包括的相談支援体制の推進が市町村に求められております。

そこで、八重瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱第2条により、八重瀬町における地域福祉推進の為、第2次八重瀬町地域福祉計画の策定について貴会の意見を求めます。

八社協発第385号  
平成29年8月31日

八重瀬町地域福祉（活動）計画策定委員長殿

社会福祉法人  
八重瀬町社会福祉協議会  
会長 金城 榮幸

## 第2次八重瀬町地域福祉活動計画の策定について（諮問）

社会情勢の変化に伴い地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や生活困窮者、育児と介護のダブルケア問題、制度の狭間への対応など福祉ニーズは多様化・複雑化しており今後さらに地域力の強化が求められています。

このような中、地域福祉の課題に対しては、行政の役割はもちろんのこと町内の福祉機関や団体、地域住民が一体となり地域全体で解決に向けて取り組む「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を推進していく必要があります。

八重瀬町社会福祉協議会においては地域社会を基盤に地域福祉を計画的、総合的に推進していくために、住民参加による地域福祉のあり方を調査・研究し、町民と社会福祉施設等との連携に基づく行動計画である「第2次八重瀬町地域福祉活動計画」の策定について諮問いたします。



## 7. 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画について（答申）

平成30年3月8日

八重瀬町長  
新垣安弘 殿

地域福祉(活動)計画策定委員会  
委員長 神里博武

### 第2次八重瀬町地域福祉計画の策定について（答申）

平成29年8月31日付、八重社第1554号で諮問のありました見出しの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添「第2次八重瀬町地域福祉(活動)計画」としてまとめましたので、提出をもって答申します。

#### 〈付帯事項〉

- ① 関係各課と社会福祉協議会の連携した事業実施を始め、地域、学校及び教育委員会、消防、警察等と連携しながら事業へ取組むよう要望します。
- ② 施策事業の広報については、広報紙とホームページでの広報活動のほか、町民全体にいきわたるような周知活動への取り組みを要望します。
- ③ 相談支援体制の充実を図ると共に、地域課題を早期に発見し、解決に導く仕組みを構築するよう要望します。
- ④ 町民の生活困窮、子どもの貧困において困窮の世代間連鎖を断ち切る為に施策の充実を図るよう要望します。
- ⑤ 生活環境、交通の利便性等、地域間の格差が広がっているため、その解消を図るよう要望します。
- ⑥ 計画の進捗状況を管理し、一定期間においてその達成度を評価しながら町民との協働による課題解決に向けた取り組みを推進するよう要望します。

平成30年3月8日

八重瀬町社会福祉協議会  
会長 金城 榮幸 殿

地域福祉(活動)計画策定委員会  
委員長 神里 博武

## 第2次八重瀬町地域福祉活動計画の策定について(答申)

平成29年8月31日付、八社協発第385号で諮問のありました見出しの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別添「第2次八重瀬町地域福祉(活動)計画」としてまとめましたので、提出をもって答申します。

### 〈付帯事項〉

- ① 行政と社会福祉協議会が定期的な会議開催等による連携、協働のもと、町民ぐるみの地域福祉活動を推進していくことを要望します。
- ② 相談支援体制の充実を図ると共に、地域課題を早期に発見し、解決に導く仕組みを構築するよう要望します。
- ③ 広報誌とホームページ等を活用し、町民全体に福祉情報がいきわたるような周知活動への取組みを要望します。
- ④ 次代を担う児童、生徒や一般町民を対象にした福祉教育の推進を図り、町民の福祉意識高揚に繋げるよう要望します。
- ⑤ コミュニティソーシャルワーカーを活用し、字・自治会を基礎圏域として隣近所や集いの場を支援し、共に支え合う地域づくりを推進するよう要望します。
- ⑥ 権利擁護に関する制度の情報提供や啓発活動を推進するよう要望します。

## 第2次八重瀬町地域福祉（活動）計画

【 編集・発行 】

■八重瀬町役場 社会福祉課

〒901-0492

八重瀬町字東風平1188番地

TEL 098-998-9598 FAX 098-998-7164

■八重瀬町社会福祉協議会

〒901-0401

八重瀬町字東風平1318番地1 町社会福祉会館内

TEL 098-998-4000 FAX 098-998-8999